

第4回 中標津町景観計画 策定委員会

I 策定の目的、計画の位置づけ	
I - 1 景観計画策定の背景	1
I - 2 景観計画策定の目的	1
I - 3 景観計画及び景観条例の位置づけ	1
II 中標津町の景観特性	
II - 1 中標津町の景観特性	2
III 景観まちづくりの基本理念・基本方針	
III - 1 基本理念（案）	17
III - 2 基本方針（案）	17
III - 3 景観計画区域	17
III - 4 景観特性ごとの景観まちづくり方針（案）	18
III - 5 景観計画の全体像	24
IV 景観まちづくりの進め方	25
V 中標津町の景観形成のルール	
V - 1 景観形成基準（案）（景観法第8条第2項2号及び同条同項4号イ）	26
V - 2 届出対象行為（案）（景観法第16条第1項）	38
VI 中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項	
VI - 1 景観重要建造物の指定（景観法第19条第1項）の方針	41
VI - 2 景観重要樹木の指定（景観法第28条第1項）の方針	41
VI - 3 景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項	42
VI - 4 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項	43
VI - 5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	43
VII 中標津町における景観まちづくりの推進方策	
VII - 1 景観まちづくりの考え方	44
VII - 2 景観まちづくりの推進方策	45

今回の検討部分 →

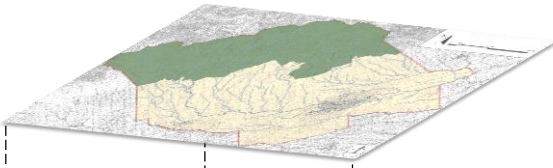
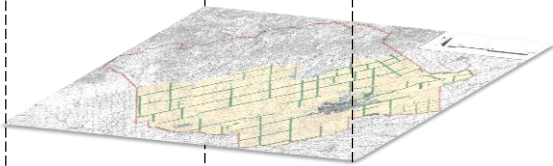
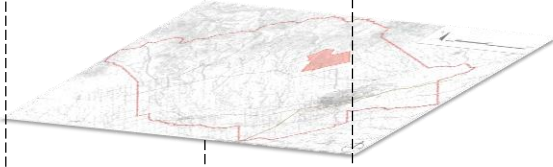
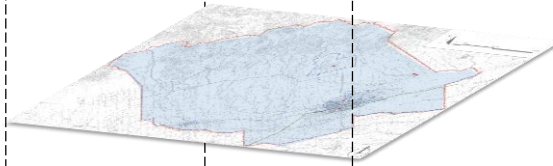
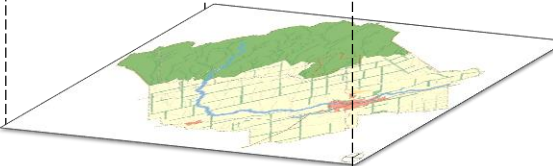
Ⅱ 中標津町の景観特性

Ⅱ-1 中標津町の景観特性

たくさんの人がまちに対する愛着や誇りを持ち、将来も住み続けていきたいまちとなるよう、まずは中標津町における景観形成を進めていくうえで大事な要素を景観特性として把握します。

中標津町の景観特性は酪農風景、格子状防風林、遠景の山々といった資源を基本としながら、その他にも当町を特徴づける豊富な要素が存在しているため、たくさんの要素を4つの特性に分類して整理を行います。

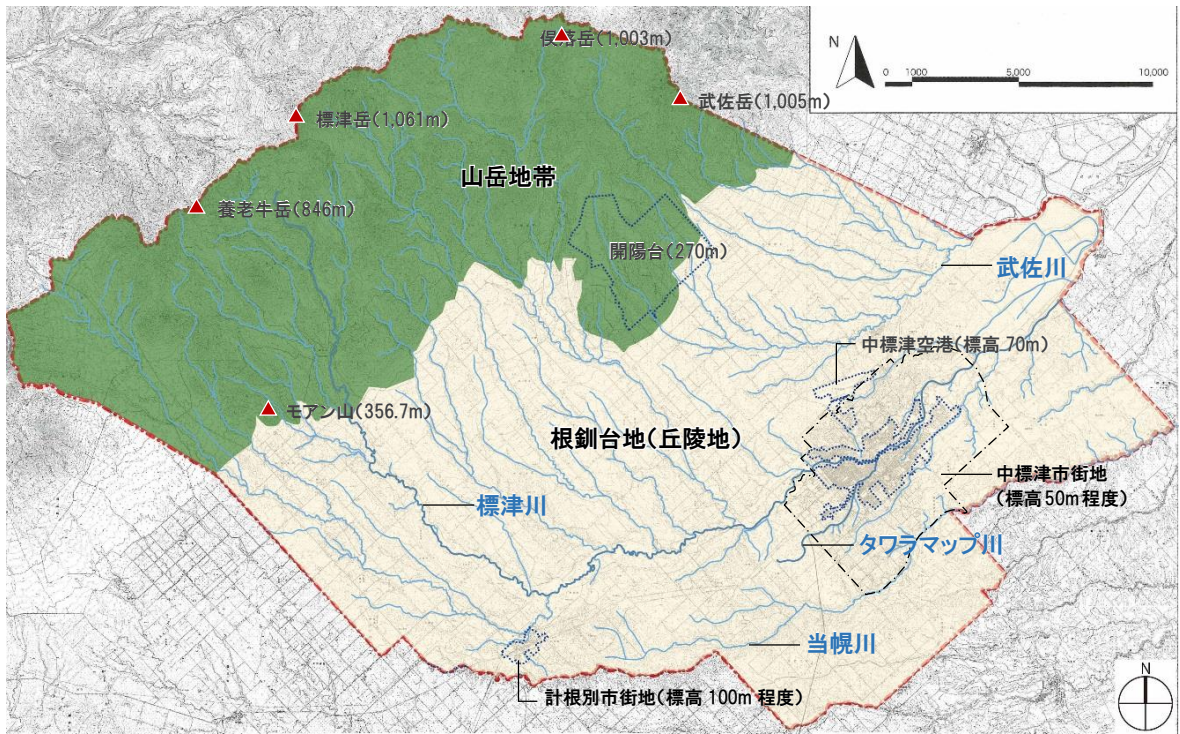
以下は、4つに分類して整理した中標津町の景観特性の概要です。

(1)自然環境特性 山地を含めた地形や河川、植生、森林資源などまちの原風景となる景観特性		1)気象 2)地形 3)植生 4)河川 5)動物
(2)農村環境特性 広大な台地に広がる酪農風景や格子状防風林など人の手によって作り上げられたまちの地域性を象徴するダイナミックな景観特性		1)酪農景観 2)格子状防風林
(3)暮らし・交流拠点特性 地域の交流拠点となる市街地や、保全されるべき歴史、観光など町内外との交流やにぎわいを生む景観特性		1)市街地景観 2)水と緑のネットワーク 3)歴史資産 (登録文化財、将来資産) 4)観光資産 (主要な観光地、景観道路)
(4)協働の景観まちづくり特性 先駆的に景観づくりに取り組まれてきた「景観のまち」として、今後さらに景観を活かしたまちづくりを進めていく際の活動特性		1)協働の景観まちづくり
中標津町の景観特性 ・武佐岳等の山並み、酪農風景、格子状防風林など豊富な景観資源 ・コンパクトな市街地 ・協働で取り組む景観のまち		土地の成り立ちから人の手による生業、都市の形成にいたるまで歴史文化が積み重なり、美しい景観が形成されている

(1) 自然環境特性

山地を含めた地形や河川、植生、森林資源などまちの原風景となる景観特性として「自然環境特性」について、以下の5つの要素から整理します。

気 象	地 形	植 生	河 川	動 物
-----	-----	-----	-----	-----



1) 気象

① 冷涼な気温

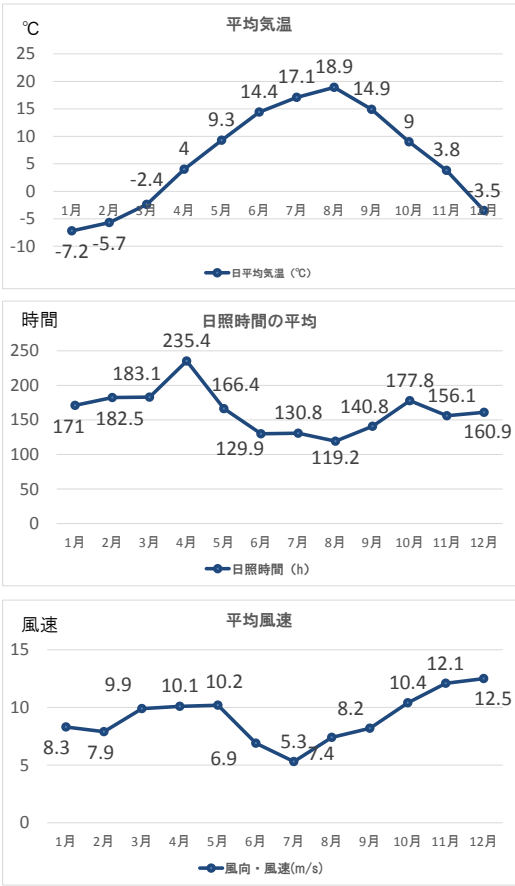
- ・中標津地域は、夏季が湿潤低温、冬季は乾燥低温と気温の低い冷涼な気候といえます。
- ・最暖月（8月）平均気温は約19℃程度と低く、冬の1月の平均気温は-7℃度前後まで下がり、平均気温が氷点下の月は4ヶ月間にわたります。

② 海霧の影響による、短い夏季の日照時間

- ・夏季は「海霧」の侵入が多く、6月～8月の期間で20日以上におよぶことがあります。その影響で、夏季の日照時間が少ないことが特徴です。

③ 知床連山からの強く寒冷な北風

- ・11月から3月まではシベリア大陸から寒冷な北西風が吹きます。夏期は偏南風と北東風が同じ程度に吹きます。
- ・中標津では武佐岳をはじめとした山並によって、風向が複雑になり、しばしば南西風と転じます。
- ・風速は夏の6～8月にのみ弱くなります。
- ・季節によって風向が90度以上も変化することを考慮した防風林による対策が、明治期に構想されました。



2) 地形

中標津町は北海道の東部に位置する根釧台地の北西部に位置しています。標津町、別海町、清里町、弟子屈町、標茶町の5町と隣接しています。

地形により山岳地帯、根釧台地の丘陵地、市街地が形成されている低地部と区分することができ、それぞれに特徴的な景観が形成されているといえます。

① 町域の北部は武佐岳などの山岳地帯

- ・町の北西部は「武佐岳」「俣岳」「標津岳」「養老牛岳」など標高300m以上の山岳地帯です。本町の面積684.87km²のうち、山林が339.52km²と町域の約5割を占めています。

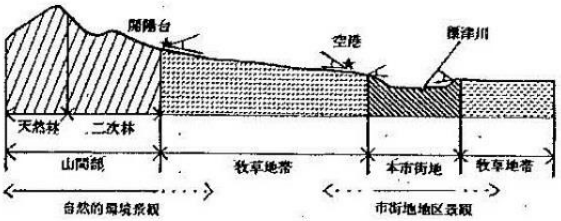
② 町域の南部は根釧台地の丘陵地

- ・町の南部には「根釧台地」と呼ばれる丘陵地が広く続いており、町域内の台地は「武佐台地」「虹別台地」「別海台地」の3つに分かれます。これら台地のうえに市街地や集落、農地（牧草地）などが形成されています。

③ 市街地が形成されている標津川によりつくられた河岸段丘

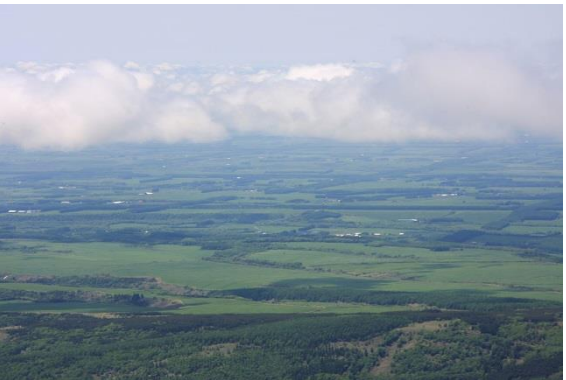
- ・「中標津市街地」は、台地を標津川の流れが切り開いて河岸段丘をつくり、その底にあたる標高50m程度の低地部に形成されています。
- ・「計根別市街地」は虹別台地上の標高100m付近に位置しています。

出典：気象庁中標津 2014年(月ごとの値)



地形の区分

出典：中標津町景観形成ガイドプラン

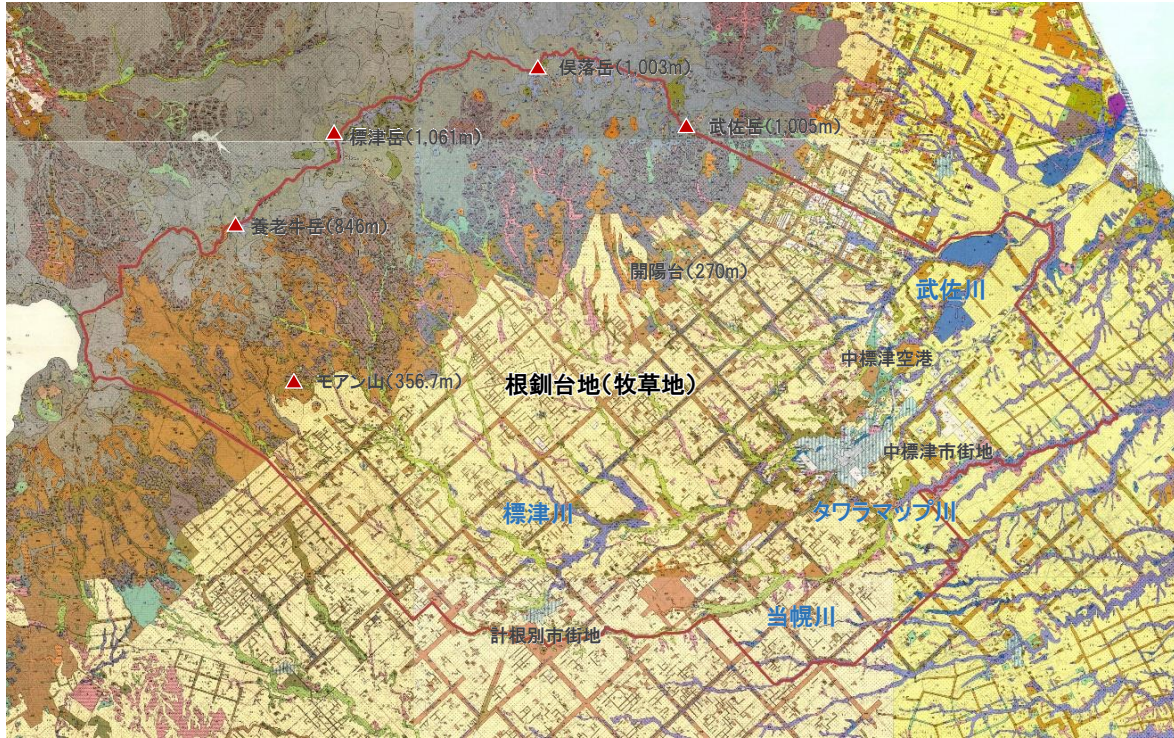


武佐岳からみた根釧台地と格子状防風林



中標津空港からみた標津岳

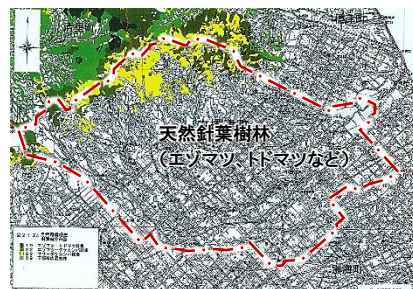
3) 植生



出典：現存植生図（環境省）

①山岳地帯の植生（天然針葉樹林）

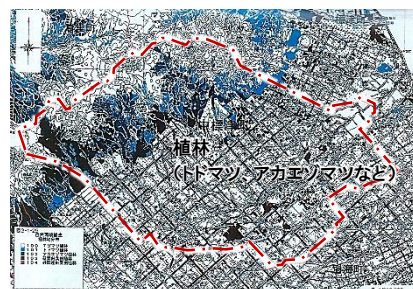
- ・ 行政区域北西部に位置する標津火山地においては、標高 500 m 以上の山岳地帯においてエゾマツ、トドマツなどの天然針葉樹林の分布がみられます。
- ・ ダケカンバなどの広葉樹林帯も隣接して分布しています。



山岳地帯の天然針葉樹林の分布

②山麓部の植生（針葉樹林の植林）

- ・ 山麓部にかけてはトドマツ、アカエゾマツなどの針葉樹林帯が分布しています。



山麓部の針葉樹林(植林)の分布

③台地の植生（牧草地）

- ・ 台地部は概ね牧草地で占められ、その中を長方のグリット状に落葉針葉樹林による格子状防風林が位置し、特徴的な景観を形成しています。



河川に沿った広葉樹の分布

④河川流域の植生（広葉樹の河畔林、河辺植生）

- ・ 標津川をはじめとする河川流域には、ハンノキ、ミズナラ、ハルニレ、ヤチダモなど広葉樹や、水辺にはヨシなどの河辺植生が分布しています。

出典：中標津町農村環境計画（中標津町）

4) 河川

①2つの水系と、大小さまざまな支流

- ・ 中標津町の河川は2級河川「標津川水系」と普通河川「当幌川水系」の2つの水系に属しています。
- ・ 標津川と当幌川につながる大小さまざまな支流が形成する多くの沢地と河畔林は、中標津町の広大な平地に変化を与えています。また、2つの水系では河辺の環境が大きく違ってきます。

②標津川

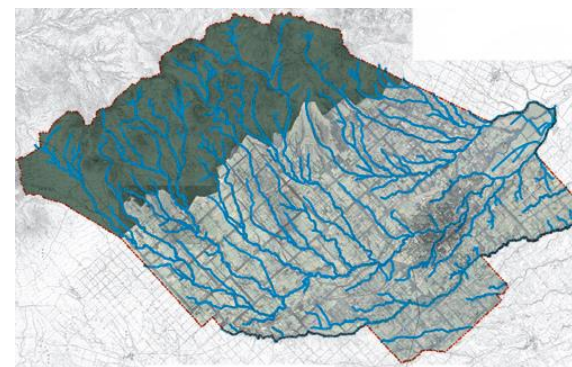
- ・ 「標津川」は標津岳を源に、中標津市街地を南北に分断するようにほぼ中央を東西に流れ、標津川流域ではヤナギなどの河畔林が確認できます。標津川の流れが作りだした河川緑地は市街地の貴重な緑の資源です。
- ・ 標津町で合流する武佐川や、市街地の水源となっている俣落川、市街地の親水ゾーンとして親しまれているタワラマップ川等多くの支流をもち、中標津町の酪農景観を特徴づける等、中標津町のシンボルともいえる河川です。

③当幌川

- ・「当幌川」は計根別市街地の西側を源に、計根別市街地及び中標津市街地の南側を流れ、標津川流域では確認されない湿地を好む植物が確認されています。流域に自然豊かな環境を残し、当町に隣接する別海町、標津町には湿原をつくっています。

④タワラマップ川

- ・ 中標津市街地にも標津川のほか、大小さまざまな河川が流れていますが、中心市街地を流れる小河川である「タワラマップ川」は、親水広場が整備されており、町民のもっとも身近な河川です。



町内を流れるいくつかの河川
出典：私たちの町 中標津（中標津町）



標津川



当幌川



タワラマップ川

5) 動物

①希少種を含む多種多様な生物相

- ・ 中標津町には希少種も含めて、多種多様な動物が生息しています。なお、中標津町に生息している動物は、主に「哺乳類」「両生類」「鳥類」「昆虫」「植物」「魚類・水生生物」などに大別されます。

※「中標津町の格子状防風林」保存・活用事業報告書

②生息環境に重要な山林、湿地・河畔林、河川などの水辺、防風林、市街地近郊の林地

- ・ 各種動物は、町内のあらゆる環境を棲みかにしています。特に「山林」「湿地・河畔林」「河川」といった環境と、そこに網目状に配置された「防風林」が動物の移動や生息環境の連続性を支え、「市街地近郊の林地」も生態系の維持に重要な機能を果たしています。

【哺乳類】

- ・ 哺乳類で特に希少性が高いヒナコウモリ科の生息には、市街地近郊の林や、カラマツを主体とする単層の防風林であっても重要な場所となっていることが分かっています。

【両生類】

- ・ 両生類はエゾサンショウウオの一種が希少種として確認されています。産卵は湿地や河畔林などの水辺環境においてほぼ毎回同じ場所で行うため、その環境保持が大切となります。

【鳥類】

- ・ 鳥類の希少種は少なくとも 33 種が確認されており、その中には天然記念物であるタンチョウやエゾシマフクロウの他、オオワシなどを含む 6 種が確認されています。
- ・ 中標津町は根室管内で唯一海に面していないので、水鳥などの生息数は少ないですが、河川や池に生息しているガンガモ類は数十種確認されています。

【昆虫】

- ・ 昆虫の希少種は現在 32 種が確認され、そのうち蝶や蛾（が）の仲間が半分を占めています。蝶の生活の場である環境の保全が重要となります。

【魚類・水生生物】

- ・ 町内には標津川や当幌川などを主とした川が市街地や原野の間を流れています。
- ・ 町内に多く生息するサケ科は、上流にはオショロコマ、下流にはアメマスやヤマメと生活する場所を分けていますが、一部では一緒に生活している場所もあります。希少種のイトウなどもありますが、以前より総個体数は減ってしまい、絶滅寸前といわれており、その他の水生生物のニホンザリガニなども水質の悪化などにより減少傾向にあります。



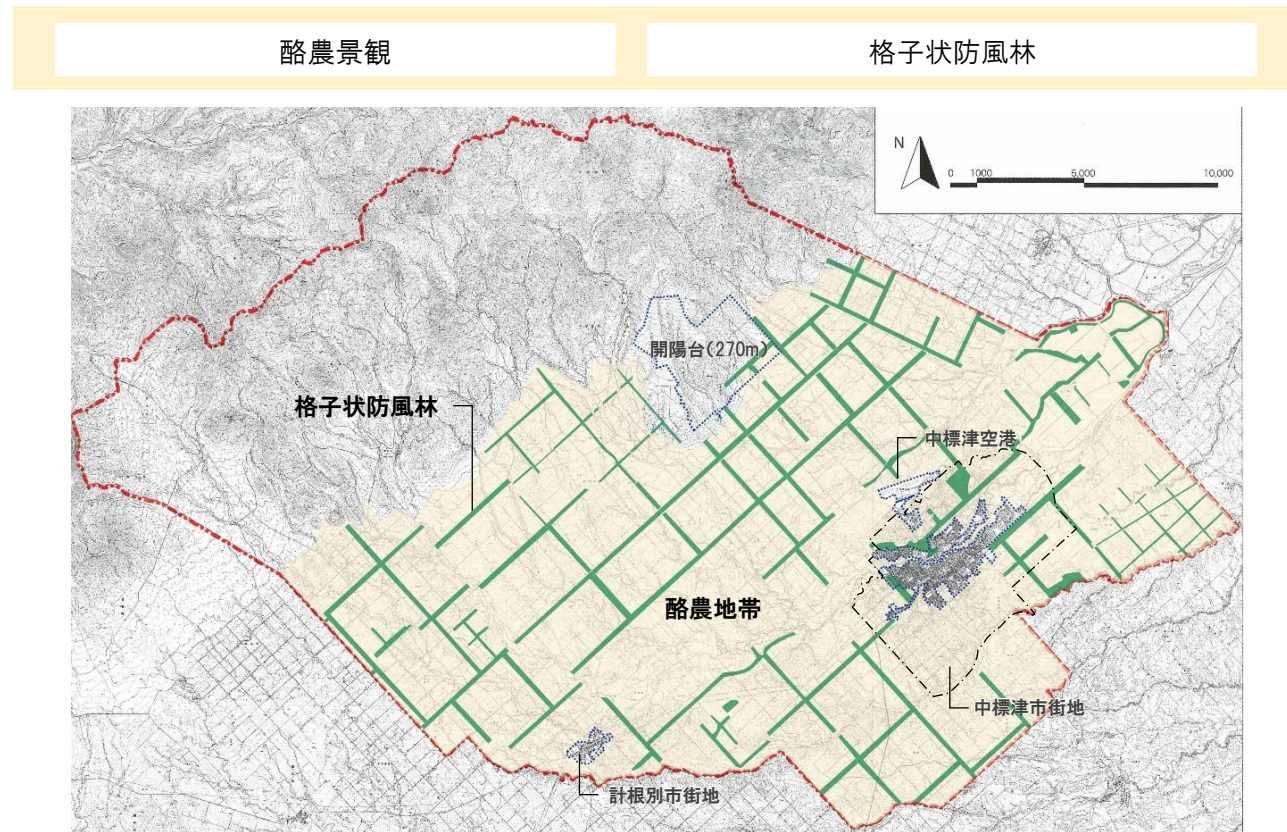
哺乳類

鳥類

魚類・水生生物

(2) 農村環境特性

広大な台地に広がる酪農風景や格子状防風林など、人の手によってつくり上げられたまちの地域性を象徴するダイナミックな景観特性である「農村環境特性」について、以下の2つの要素から整理します。



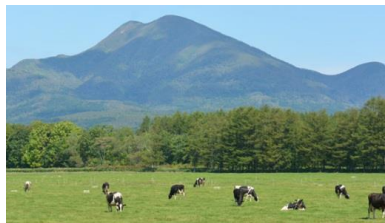
1) 酪農景観

①様相

- ・中標津町の広大な台地に広がる農業景観は、牧草地を主とし、大区画として造成された農地を守る「格子状防風林」、中区画として造成された格子状の号線道路、数多くの浅い谷を形成する「河川」と「河畔林」の有機的な流れに囲まれて展開しています。
- ・入植当初の農家1軒あたりの広さを小区画と呼び、敷地境界に植えられた耕地防風林がその規模を示していましたが、機械化が進み牧草地が大規模になるにつれて少なくなりました。

②規模・営農形態等

- ・中標津町の基幹産業である酪農は、広大な土地を生かした大規模草地酪農地域として発展してきました。
- ・そのため、町内の土地利用の多くが牧草地を含む農地として使用されています。農家1戸あたり平均110頭の乳牛と、約63haの採草地の経営規模となっています。
- ・農家戸数が減少する一方で、経営規模は拡大し、平成26年度の総農家戸数は343戸で、そのうち酪農に関しては乳用牛飼育で301戸となっています。総農家数のうち9割近くが酪農に従事しています。



③文化、歴史

【中標津町の農業が本格化するまで】

- ・1889年(明治22年)に殖民地が選定され、中標津付近は「中割(チライワタラ)原野」、「武佐原野」、「当幌原野」と命名されました。1901年(明治34年)には中標津原野が殖民地として区画開放されました。この間の1892年(明治25年)に、標津川支流ポンリウルに鮭鱒孵化根室支場中標津事業所が、初めての近代的施設として創設されたことは、中標津の水質の良さを物語っています。

【中標津の農業景観の概要】

- ・中標津の酪農景観は一朝一夕で形成されたものではありません。俵橋から中標津市街地、武佐から開陽、計根別、養老牛への入植、豊岡と共和の編入、俣落以西の開拓と、それぞれの地区で開拓の開始の時期が異なりました。それぞれに固有の歴史があり、集落ごとに入植団体が文化を持ち込んだと考えられます。
- ・1955年(昭和30年)以降、中標津全域で開拓の方法が統一され、格子状防風林の造成事業が始まり、町全体の農業景観が統一感をもって、今日の酪農景観に近づいてきました。

【原生林の開拓に取り組んだ入植者たち】

- ・中標津町の本格的な開拓は1911年(明治44年)に徳島・静岡県人で組織された「徳静団体」という農業団体が俵橋地区に入植したことにはじまります。当時のこの地域は原生林でした。
- ・過酷な気象のもと、開拓当初に農業の担い手が試みたのは、穀類や豆類が中心の畑作(穀菽(こくしゅく)農業)でした。

【農業政策の転換：その1】

- ・1931年(昭和6年)、1932年(昭和7年)に深刻な冷害にみまわれ、北海道議会では根釧原野放棄論が主張されるに至ったものの、「自力更生」をスローガンに1933年(昭和8年)に総合開発計画である「根釧原野農業開発五カ年計画」を樹立、従来の畑作から、乳牛を主体とした酪農(主畜農業)中心へと切り替えを図りました。
- ・根釧原野農業開発五カ年計画の早期策定の背景には、1927年(昭和2年)に現在の中標津町桜ヶ丘に北海道農事試験場根室支場が設置されたことがありました。根釧地域の農業経営安定に向けた基礎的な調査を基にした検討がなされ、その積み重ねにより、短期間で実効性の高い計画が策定されました。現在、北海道農事試験場根室支場の庁舎は国の登録有形文化財として登録され、伝成館として活用され続けています。

■参考：根釧原野農業開発五カ年計画

「根釧原野農業開発五カ年計画」は北海道庁の総合開発計画として1933年(昭和8年)に策定されました。その内容として、

- ①農業組織を主畜農業組織にする。
- ②農業及び畜産技術の指導を徹底する。
- ③機械力を導入し、一戸当たりの耕作面積を10町歩(10ha)から15ないし20町歩(15~20ha)に増反する。
- ④気象的な障害を除去するために、防風林を設置する。
- ⑤縦・横断鉄道の促成と、培養線として殖民軌道のいっそうの拡大など、先人たちの営みが地域の最大の特徴ともいえる酪農景観の基盤となる計画でした。

【農家がつくりだした農業景観：その１】

- ・ 当時の営農形態では大規模農地の耕作は不可能だったため、畑作と酪農の混合農業が続きました。その様子は今日とは異なり、さまざまな作付けの畑地、農家の家屋群、耕地防風林が点在していました。
- ・ 第２次世界大戦の終結前は、開拓者たちに農地と格子状防風林の密接な結びつきが最も意識された時期でした。防風林は農地を守るだけでなく、農家の人々の生活を守る糧でもあり、数少ない家畜の放牧の場でもありました。

【農業政策の転換：その２】

- ・ 1954 年（昭和 29 年）に世界銀行調査団の現地視察の結果、酪農・畜産の適地として有望視されたことは根釧原野開発計画調査に大きな影響を与えました。国は世界銀行からの借款により 1955 年（昭和 30 年）にパイロット・ファームを事業化し、本格的な酪農経営に移行する条件が整いました。
- ・ 中標津では 1966 年（昭和 41 年）から俵橋に国営パイロット事業による入植が始まり、幹線防風林の林帯幅と格子の狭い、独特の景観が生まれました。農業振興地域整備計画地域に指定されたのは 1970 年（昭和 45 年）のことでした。1974 年（昭和 49 年）から武佐、開陽、俣落地区で新酪農村建設事業が着手され、いち早く未開墾地がなくなりました。俣落地区を中心に開墾建設事業も進められました。
- ・ これらの事業では、土壌の改良、水捌けの向上、開墾すべき斜面勾配の数値化など、開拓の技術的根拠が農家に提示されました。

【農業景観を観光の対象とする初めての試み】

- ・ 1961 年（昭和 36 年）年に町営授乳育成牧場、翌年には展望台が現在の開陽台に、1963（昭和 38 年）には緑ヶ丘牧場、その３年後には養老牛牧場が開設されました。開陽台の誕生によって農業者が手塩にかけた農地の間に格子状防風林が浮かび上がる、北海道開拓が目指した光景を、訪れた人全てが望むことができるようになりました。

【農家がつくりだした農業景観：その２】

- ・ 農家が協働する社会的体制は 1948 年（昭和 23 年）に、中標津町農業協同組合、計根別農業協同組合が誕生したことで整いました。
- ・ 農家の経営規模拡大が図られ、農家の統廃合が起きました。大区画の中で見る・見られるという関係にあった農家軒数が減っていきました。
- ・ 各農家が協働して総合的に取り組むことにより、合理的に耕地面積を増やしていきました。作付けとして牧草が増え、随所で放牧も見られるようになりました。
- ・ 格子状防風林という大区画のなかで、大地の起伏が途切れずに、豊かな曲線を描きながら連続していく光景をつくり上げたのは、1970 年代後半（昭和 30 年代）以降の、限られた数十年の近代的な技術でした。主たる作付けとなった牧草は、畑地の境界を感じさせず、なめらかな地形の起伏を強調しています。
- ・ この時代には格子状防風林に家畜を放牧することは、原則的に禁じられていました。そのため放牧牛を休ませるための日陰を提供する日陰林が造成されました。農家の副収入として、小さなカラマツ林（通称：残置林）も造成されました。農地が広がることで、幹が硬い種類の太く成長した樹木が農地の只中に孤立するかのように残されました。様々な性格の樹木が農地の只中に散見できる景観が生み出されていきました。

２）格子状防風林（北海道遺産）

①規模

- ・ 格子状防風林は標津町、別海町、標茶町にまたがり、北海道を代表する雄大な景観の一つで、**世界的にも価値の高い資源と捉えることができます。**
- ・ 中標津町の防風保安林の面積は 4,741ha で、当町の森林面積 33,152ha のうち約 1 割弱を占めています。

②様相、文化、歴史

- ・ 今日の防風林は、格子状防風林等を含む国や町が管理する「幹線防風保安林」と、農業者が管理する「耕地防風林」に分類されます。
- ・ 「幹線防風保安林」である格子状防風林は、開拓期にアメリカ人顧問のホーレス・ケプロンにより提唱されました。1933（昭和 8）年には耕地防風林を造成することが、農業者に対して奨励されました。この当時から、官の造成する格子状防風林と、民の造成する耕地防風林が連動して地域全体の防風効果を発揮することが、想定されていました。
- ・ 根釧大地に分布するほとんどの格子状防風林は 180m の林帯幅を有し、総延長 648km にもなります。
- ・ 根釧パイロット・ファームの着手と時を同じくして、格子状防風林の整備も急速に進みました。それまでは国有地として確保されていたものの、木材としての価値が低い広葉樹がまばらに残されていた土地、雑草地として放置されていた土地もあり、幹線防風林としての性能は一定ではありませんでした。
- ・ 第二次世界大戦前の中標津の社会・経済を支えたのは、原生林の伐採により成功を収めた林業でしたが、格子状防風林の造成、維持、管理という新しい産業形態が生まれました。

③役割・機能

- ・ 防風林は防風、防霧効果等の機能をもち、厳しい自然環境の中で、冬の地吹雪や、ホワイトアウトの軽減、急激な気温変動等を防ぐことで農作物の育成を補助し、基幹産業である酪農業を支えるなど、さまざまな役割を果たしています。また、市街地周辺の防風林は市街地の外郭としての機能を持ち、コンパクトで賑わいのある市街地形成に大きく関わっています。

④生物多様性

- ・ 農村部における圃場の近代的整備と拡大、都市部の市街化が進む中で、河畔林が自然林としての役割を担うようになりました。
- ・ 格子状防風林は自然林に比べると脆弱性が見受けられますが、一方でコウモリに代表される特定の生物のすみか、様々な動物の移動経路として機能しており、山岳林と河川を結ぶ生態系を維持する回廊として、貴重な役割を担っています。



格子状防風林の全容(北海道遺産)

■参考：北海道遺産に登録される根釧台地の格子状防風林

農地を守る格子状防風林は、4 町（中標津町、標茶町、標津町、別海町）にまたがり分布します。開拓使が明治期に計画した植民区画と防風林の位置が、現在にほぼ踏襲されています。かつては道内に広く見流ことができたが、今日では道内に唯一残された景観です。1950 年代の後半から一気に造林された時には、効果を早期に発揮するため、成長の早いカラマツが信州から持ち込まれました。今日ではトドマツ、アカエゾマツといった郷土の樹種である常緑針葉樹が植林され始めています。平成 12 年には北海道遺産に登録されるなど、歴史的、文化的な側面を持った貴重な財産となっています。

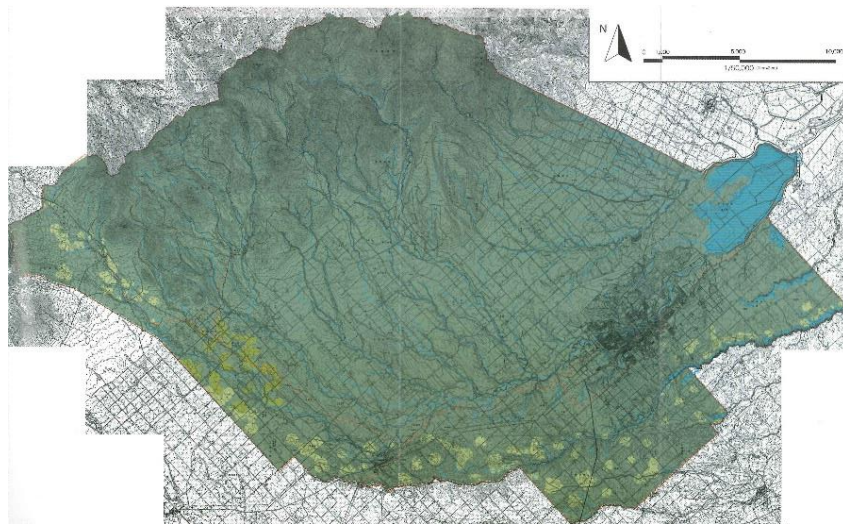
この格子状防風林は、スペースシャトルからも撮影されたように、そのスケールにおいても**世界または地球規模**的な、北海道らしい雄大な景観をかたちづくっています。

幅 180m の林帯は、防風効果だけではなく野生生物のすみかや移動の通路としての機能も果たし、開拓時代の殖民地区画を示す歴史的意義も持っています。

■参考：中標津町の歴史変遷

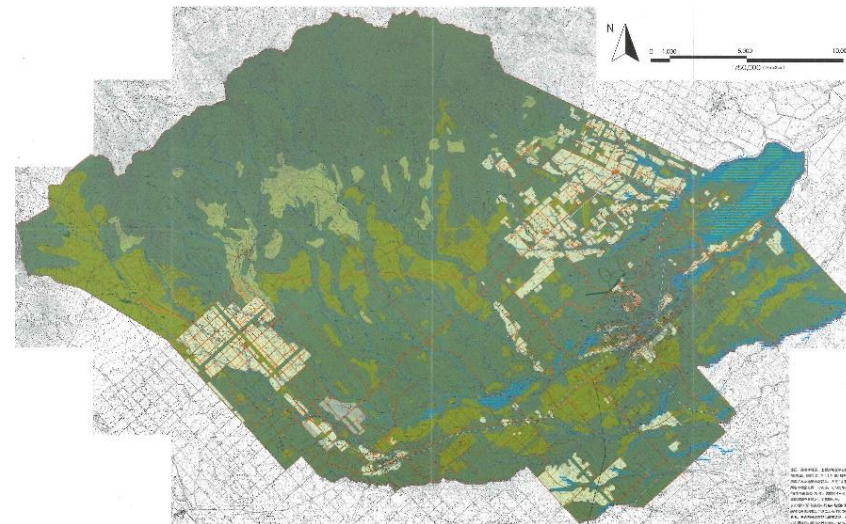
1897(明治 30)年頃

- ・開拓前の中標津町は見渡す限りの原生林でした。平坦な台地にはナラ、カシワなどの広葉樹が、山並みの麓にはトドマツ、エゾマツ、イチイなどの針葉樹が分布していました。
- ・標津川に流れ込む小河川は今よりも多く、水量も豊富で、延長の長いものもありました。
- ・今日の中標津町市街地あたりで標津川沿いと南側の台地のふた筋になる道が、この地域を東西に横切り、標津川とケネカ川の間を北西の養老牛方面に向かっていました。斜里山道と呼ばれたその道は、今となっては痕跡が殆ど残されていません。
- ・当地に数千年にわたり人が住んでいました。先住民による最古の遺物は縄文時代前期（6,000 ～ 5,000 年前）の土器です。遺跡はこれまでに、町内の各流域に集落跡、チャシ跡などが 67 カ所確認されています。遺跡の 22%にあたる 15 ヶ所は、格子状防風林と隣接地する河畔林内にあります。



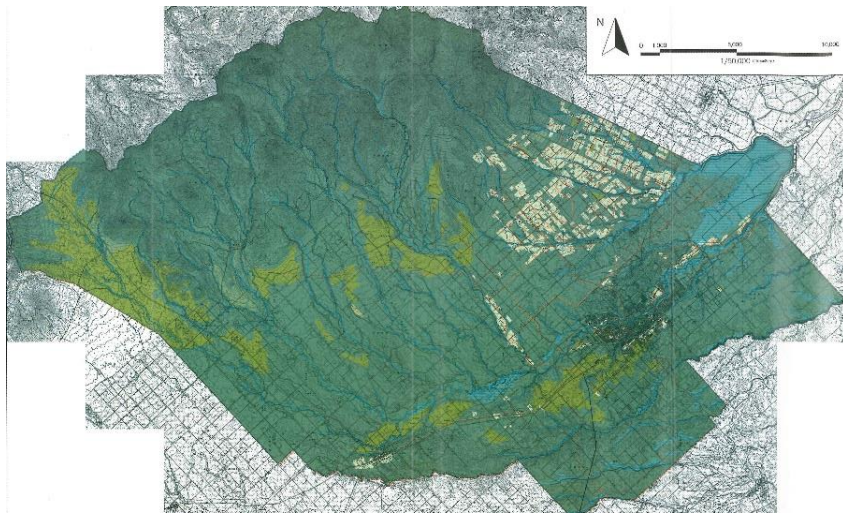
1946(昭和 21)年頃

- ・武佐、開陽両地区は 1945 年（昭和 20 年）頃に、集落が密集し、数多くの農家が分布し、最も繁栄しました。中標津、俵橋の開墾も進み、俵橋高台も開拓されました。これらの地区では、成長した耕地防風林が防風効果を担うとともに、個性的な景観をつくり始めていました。開拓と平行して残された格子状防風林の用地は、農地や痩せた広葉樹林、無立木地も多く、本来の防風機能を発揮し得ない場所も散見されました。当幌川左岸には軍馬育成牧場が造成されました。
- ・凶作救済を目的とした道路事業により、町全域を結ぶ交通網が充実しました。北計根別から北進する 52 線が開削され、養老牛や上標津の開拓が加速しました。
- ・殖民軌道、鉄道の敷設も進み、1937 年（昭和 12 年）には標津線全線が開通しました。1942 年（昭和 17 年）から終戦まで、現在の中標津空港とその周辺で農家を立ち退かせ、海軍飛行場と関連施設が建設されました。



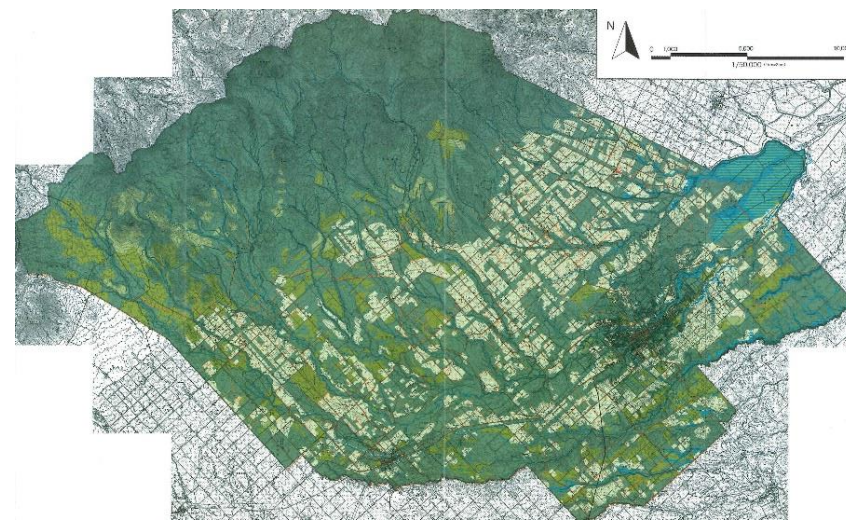
1925(大正 14)年頃

- ・中標津の開拓は開墾しやすい台地状の土地を求めつつ、俵橋から現在の中標津市街地へ、武佐から開陽を経て俵落へ、ふた通りの西へ向かう進み方をしました。
- ・開陽の開拓は 1915 年（大正 4 年）に始まり、開墾指導所が設置され、組織的に進められました。開墾指導所とは、開墾の技術を指導的に実践する農家のことです。この頃から、農家ごとに耕地防風林と呼ぶ小規模な樹林帯を造成し始めました。
- ・計根別の市街地も生まれ、のちに養老牛の入植も始まります。これらの地区を結ぶ道、格子状に確保された幹線防風林の敷地と道路は、今日も利用されています。
- ・当時は稲作、畑作を目指しており、でんぷん工場をはじめとした農作物の加工も試みられました。最も栄えたのは原生林を伐採して出荷する林業でした。安定しない農業の傍ら、貴重な農家の収入でもありました。駅通が開設され、厚床と中標津を結ぶ殖民軌道が国内で初めて運行されました。



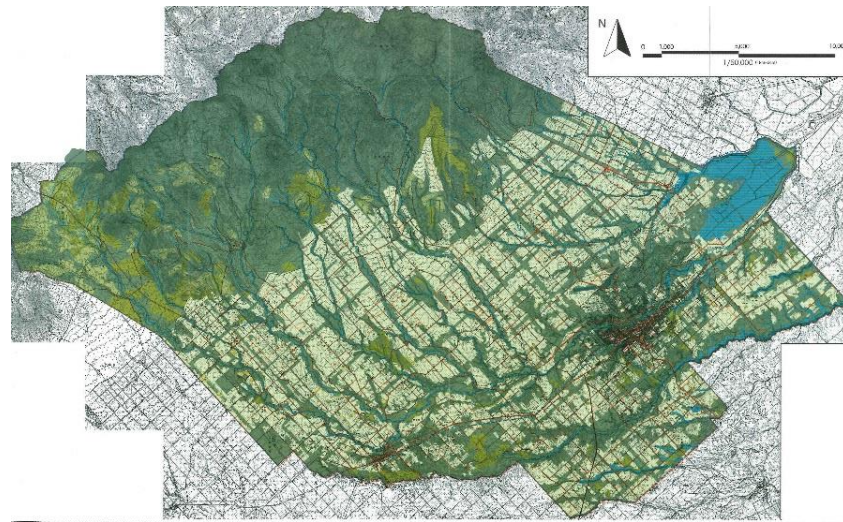
1957(昭和 32)年頃

- ・武佐、開陽、俵落地区では農地の開墾は着々と進み、河畔林が自然林として残されました。養老牛、上標津の開墾も進みました。俵落地区と養老牛地区の間の原生林、今日の第二俵落、西竹、東西竹、上西竹、第二上西竹、若竹、新栄、西竹中央、北光、北進、群馬、高峯、本俵落の各地区を対象とした緊急開拓事業が実施され、戦後の最初の変化がおこりました。荒川沿いにも大々的な開墾が始まり、北光、新栄、若竹地区にも入植があり、自然林の中に小規模な農家が点在し始めました。
- ・道立根室馬鈴薯原種農場が 1953 年（昭和 28 年）に設置され、軍馬育成牧場跡が 1956 年（昭和 31 年）に国所有となりました。1955（昭和 30）年には別海村から豊岡、協和地区が編入し、行政区域も広がりました。のちに当幌川で途切れていた格子状防風林の景観は、右岸から南の別海に続くことになります。
- ・格子状防風林の造成に着手されたのもこの頃でした。



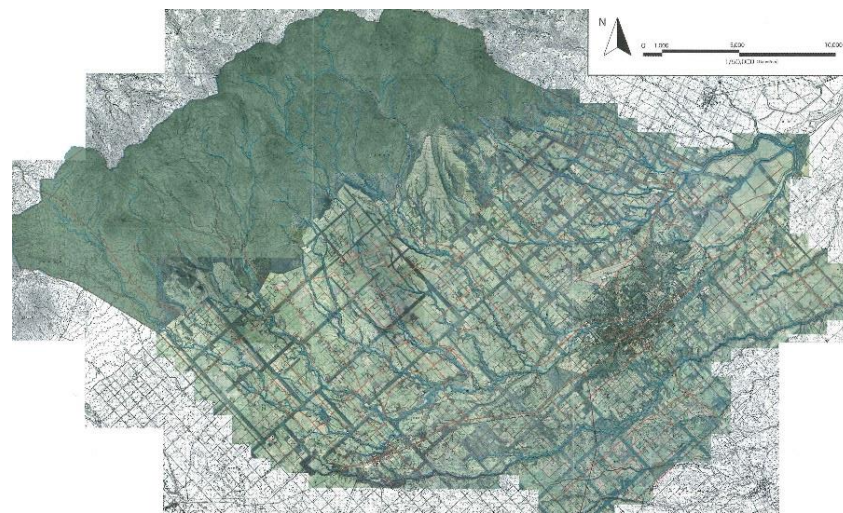
1971(昭和 46)年頃

- ・ 1961 年（昭和 36 年）の新栄部落入植をはじめ、北光、新栄、若竹、俵橋第二、南俵橋と新たな開拓が進みました。
- ・ 国と町は格子状防風林を対象に、無立木地の解消と全域的な植林を進めました。大造成が始まり、カラマツの単層林が主となりました。植林の成果は西養老牛、養老牛旭新、俵中、俵橋などで顕著にありました。
- ・ この時期に中標津と計根別の市街地に住む人口が増え、農村の人口が減少しました。道路交通網が充実し、殖民軌道が廃止され、車輛による各戸集乳が始まりました。トラクターが導入され、酪農の本格化・大型化が可能となりました。農家の統廃合が進み、一戸当たりの耕作面積が増えました。不要となった家屋や細い道路、耕地防風林は取り払われ、農地となりました。当時のトラクターで可能な傾斜角まで開拓された結果、河畔林の林帯幅も細くなりました。
- ・ 標津川と武佐川に挟まれた大きな湿地は乳牛育成の場として 1969（昭和 44）年に着工され、大規模草地となりました。

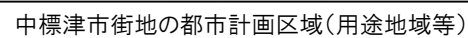
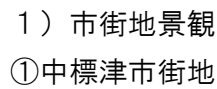


2000(平成 12)年

- ・ 20 世紀最後の 20 年の間に、中標津は量質ともに日本有数の牛乳の生産地になり、農地は拡大を続けました。農家ごとに整地していた農地が一続きの広がりとなるように手を加え、これまでになくゆったりと続く曲線をたたえた景観を生み出しました。
- ・ 国と町が守り続けた格子状防風林の規模は、国内で唯一の存在となりました。緑ヶ丘牧場は 1977 年（昭和 52 年）に緑ヶ丘森林公園として生まれ変わり、計根別の正美公園、道立ゆめの森公園などが開設されました。旧 JR 用地に残されたカラマツによる防雪林が町有地となりました。河畔林の幅の減少や消失を背景に、新しい河川環境づくりの意識が芽生えました。農村に点在する民有林はとくに、耕地防風林が減少し、残置林は比較的残されました。
- ・ 水の環境は、林地の減少などにより、小河川の減少が続きました。



市街地景観 水と緑のネットワーク 歴史資産 観光資産



大切に自然環境・歴史環境(中標津町都市計画マスタープラン)

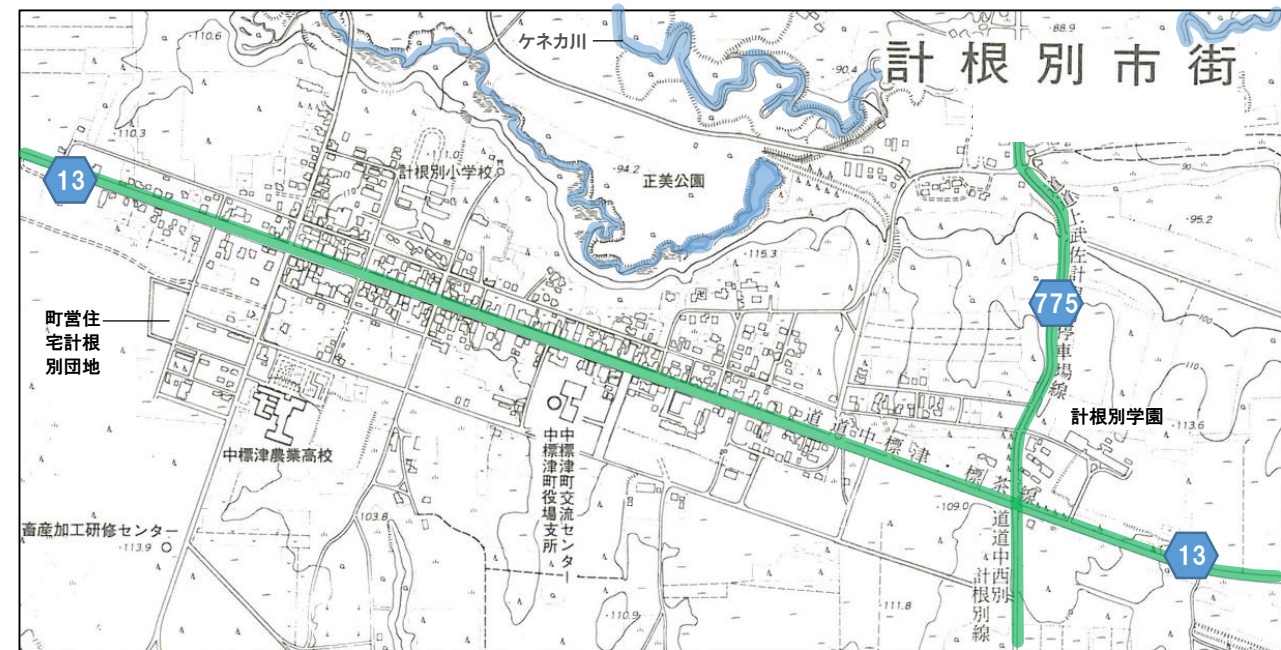
②計根別市街地

【市街地形態】

- ・ 計根別市街地は、中標津市街地から西に約 15kmの位置にあり、約 800 人の住民が暮らしています。
道道中標津標茶線沿いに商業・業務施設などが約 2 k mに渡って立地し、その背後に住宅地が薄く形成された小規模な市街地となっています。
- ・ 地域内には、交流センター、町営住宅計根別団地、正美公園、計根別学園（小中一貫校）、中標津農業高校、食品加工センターなどの公共施設があります。

【市街地周辺部】

- ・ 計根別市街地の北側を流れるケネカ川を中心に厚い樹林帯が伸びており、市街地のエッジを形成しています。



計根別市街地の全容



計根別市街地の沿道



町営住宅計根別団地



ケネカ川

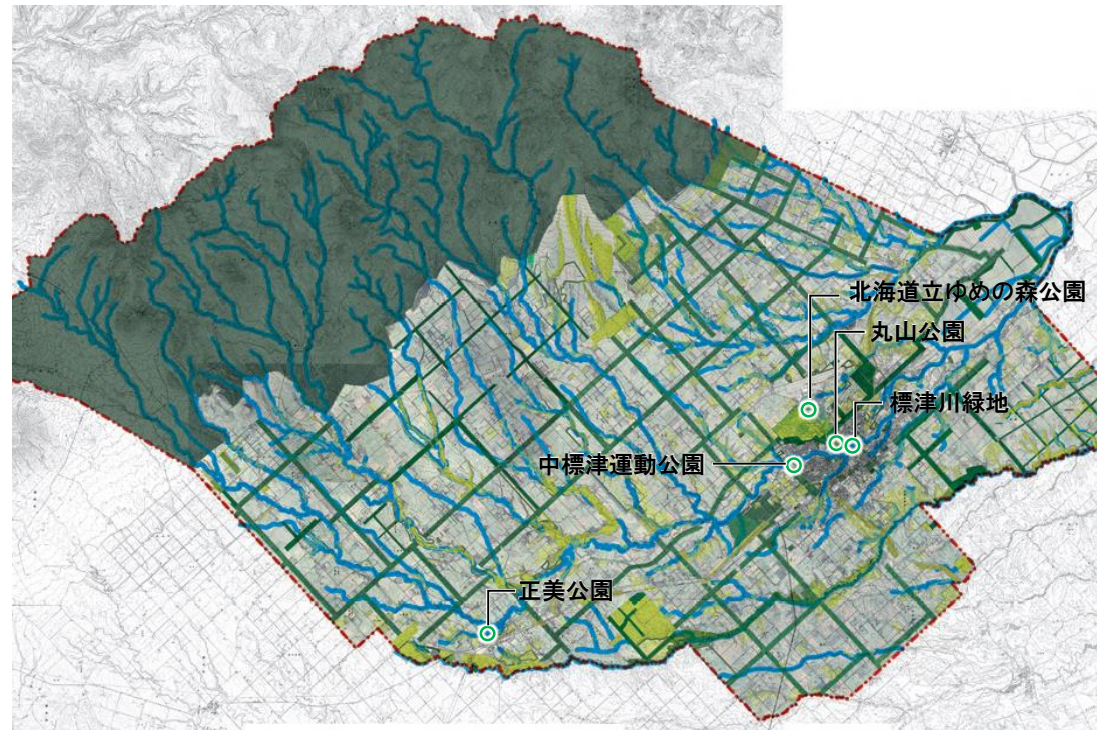


正美公園



中標津農業高校

2) 水と緑のネットワーク



①水と緑のネットワークの形成

- ・中標津町内には、山林、格子状防風林、農地、河畔林（いくつもの河川）、河岸段丘の斜面林、公園、街路樹など町全体の「広域」にも「市街地」にも多様な水・緑資源が存在しています。それらは断片的ではなく山から平地に至るまで重なり連続していることで、水と緑のネットワークを形成しています。



中標津町役場付近に位置する丸山公園

②緑の役割

- ・雨水の涵養や治山・治水に役立つ山林、防風・防雪といった機能を持つ格子状防風林、公園は身近な避難所として利用できるなど「安心安全」の役割があります。また、動物たちのすみかや移動経路にもなり「生態系」を維持することにも役立っています。
- ・市街地周辺は防風保安林を始めとする緑地と農地が外郭としての機能を持ち、市街地「外延化の抑制」に寄与しています。また、暮らしの中で多様な緑を身近に感じられることで、景観的にも「うるおい」や「安らぎ」を与えるため、豊かな生活環境を創出するための重要な役割が緑にはあります。



河岸段丘と斜面林



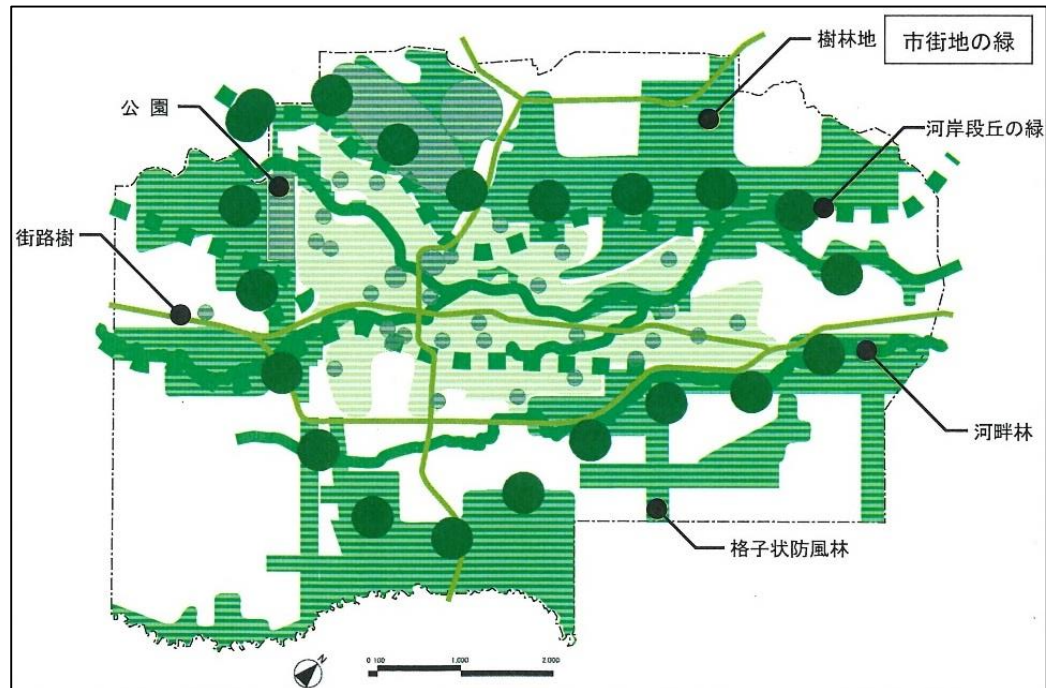
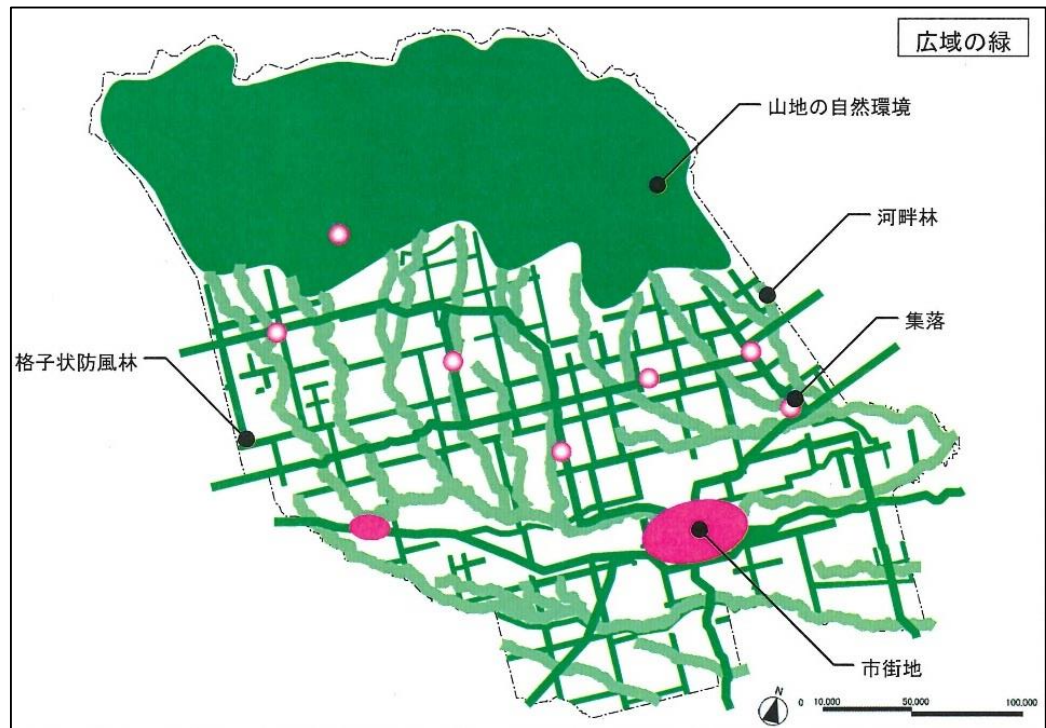
標津川と河畔林

③広域の緑

- ・全町域に広がるスケールの大きい水と緑のネットワークです。山林、格子状防風林、河川沿いの河畔林、並木など町の緑の骨格などの基盤となる広域の緑が、点在する市街地や集落をつないでいます。

④市街地の緑

- ・身近な日常生活レベルの水と緑のネットワークです。中標津町の市街地の周囲に存在する格子状防風林、河岸段丘の斜面林や樹林地、河畔林など生活圏の中に良好な自然環境が存在しています。また、人々の憩いの場や活動の拠点ともなる公園も充実しており、水と緑の豊かな生活環境を形成しています。



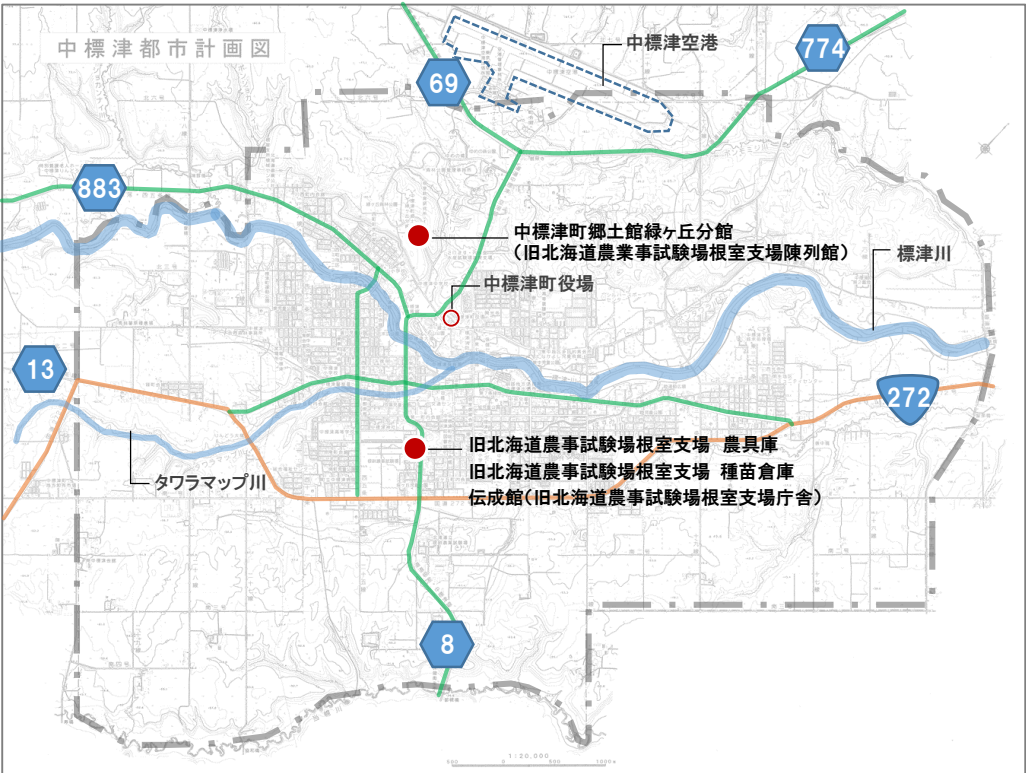
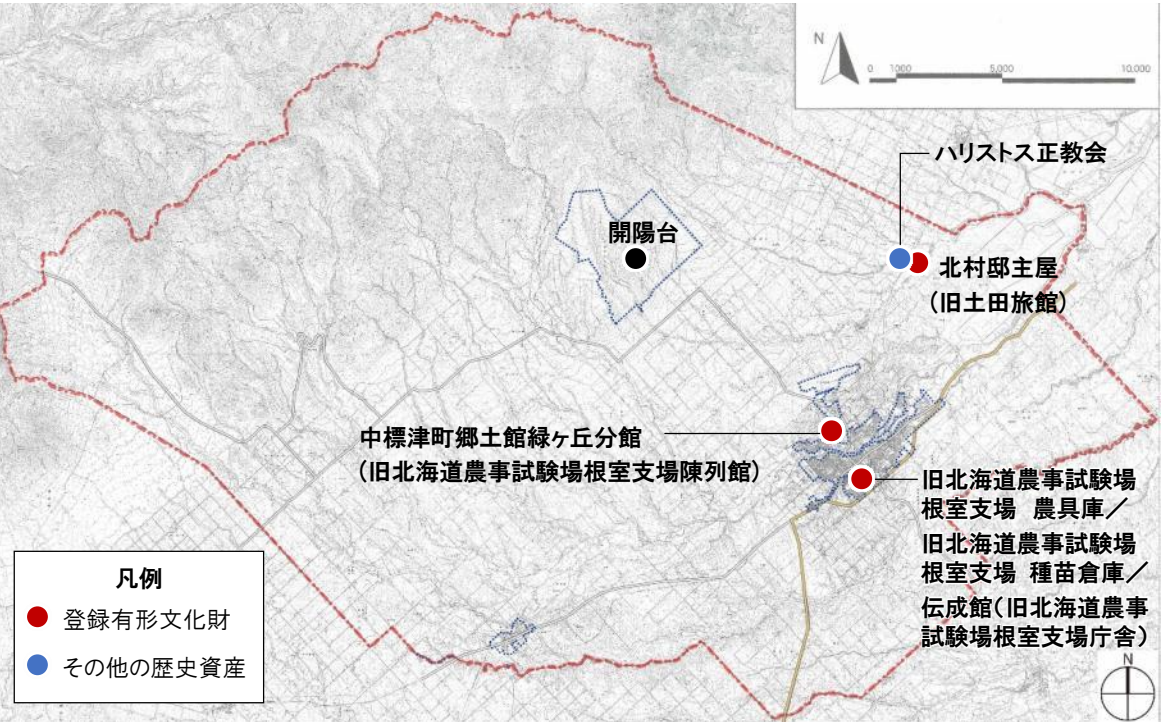
水と緑ネットワーク(広域・市街地)

出典：中標津町緑の基本計画

3) 歴史資産

町内には開拓や駅通制度の歴史を伝える貴重な歴史的建造物のうち、5 件が国の登録有形文化財に登録されています。

また、中標津町丸山公園（中標津町丸山 2 丁目）内に立地する中標津町郷土館内に、町指定文化財の「蛙意匠の土器」や「貝製ペンダント」、「猪牙製腕輪」といった埋蔵文化財が展示されています。北海道教育委員会によると中標津町における埋蔵文化財包蔵地数は、67 件（平成 28 年 4 月 1 日現在）となります。



①根釧原野の開拓事業を象徴する建造物（登録有形文化財 4 件）

- 登録有形文化財のうち「旧北海道農事試験場根室支場 農具庫」「旧北海道農事試験場根室支場 種苗倉庫」「伝成館（旧北海道農事試験場根室支場庁舎）」「中標津町郷土館緑ヶ丘分館（旧北海道農事試験場根室支場陳列館）」の 4 つは根釧原野の開拓事業を象徴する建造物として登録されています。

②北海道駅通制度としての歴史を伝える遺構（登録有形文化財 1 件）

- 「北村邸主屋（旧土田旅館）」は北海道駅通制度としての歴史を伝える遺構であり、中標津町でも最古の建造物のひとつです。

③その他の歴史的建造物、将来資産

- 他にも「ハリストス正教会」が武佐地区に現存しているなど、町内には現在登録されている歴史資産以外にも、歴史的に貴重な建造物が存在しています。これらは、将来的に地域の歴史資産になり得る貴重な資源です。

■中標津町の登録有形文化財(建造物)

○根釧原野の開拓事業を象徴する建造物

- 旧北海道農事試験場根室支場 農具庫／旧北海道農事試験場根室支場 種苗倉庫
- 伝成館（旧北海道農事試験場根室支場庁舎）
- 中標津町郷土館緑ヶ丘分館（旧北海道農事試験場根室支場陳列館）



旧北海道農事試験場根室支場
農具庫



旧北海道農事試験場根室支場
種苗倉庫



伝成館
(旧北海道農事試験場根室支場庁舎)



中標津町郷土館緑ヶ丘分館
(旧北海道農事試験場根室支
場陳列館)

○北海道駅通制度としての歴史を伝える遺構

- 北村邸主屋（旧土田旅館）

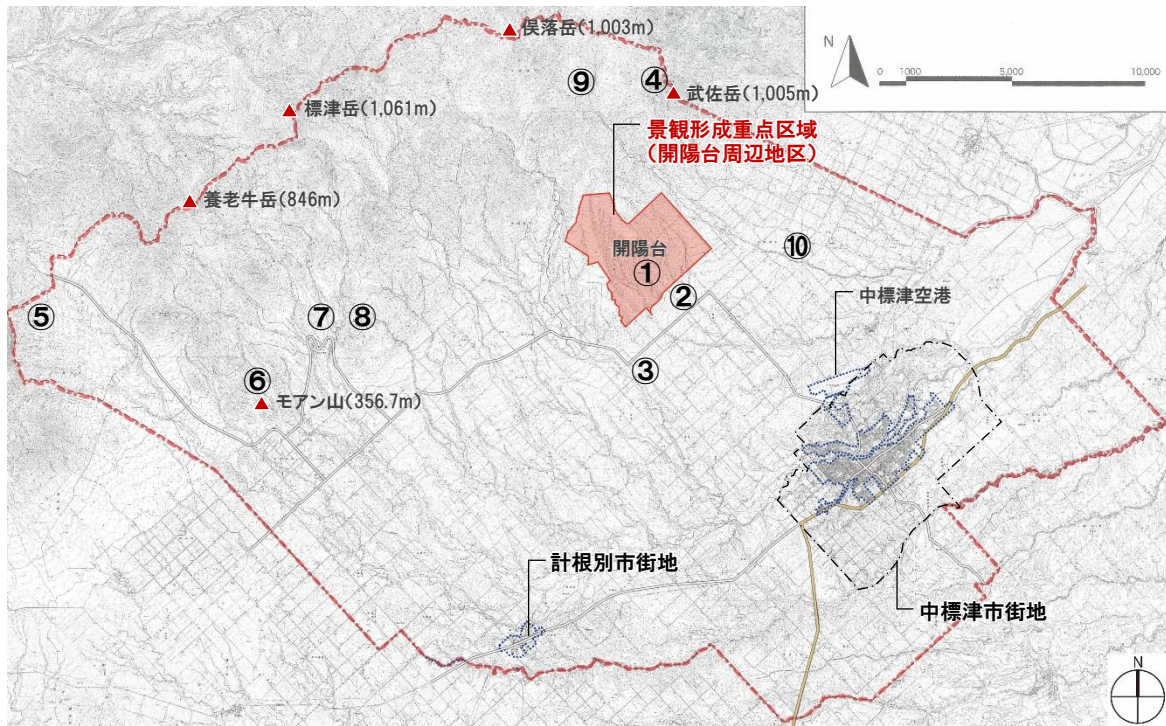


■その他の歴史的建造物、将来資産

- ハリストス正教会



4) 観光資産



①主な観光資源

【①開陽台～景観形成重点区域の指定による保全】

- ・ 標高 270m に位置する開陽台からは、視界 330 度で眼下に広がる草原の「地平線が丸く」見え、地球の丸さと大きさを実感できる大パノラマを望むことができます。牧草地と防風林、点在する牧場の風景、知床連山や野付半島、国後島を一望することができます。
- ・ 素晴らしい自然景観を守るため、「開陽台周辺地区」は既存条例に基づく“景観形成重点区域”に指定されています。



開陽台展望台

【②ミルクロード】

- ・ 開陽台から東西に走る直線道路です。酪農地帯を走る起伏の富んだ道路はまさに北海道そのものであり、中標津町を代表する観光資源のひとつといえます。ライダーの聖地としても有名です。



ミルクロード

【③格子状防風林】

- ・ カラマツ林帯の幅は 180m で、1 辺 3km の格子が延々と広がり、最長直線距離は約 27km、総延長 648km となります。
- ・ 巨大な格子状防風林はこの地域独自の風景をつくり出し、「北海道遺産」に認定されています。



格子状防風林

【④武佐岳】

- ・ 中標津町の北側の丘陵地にはいくつもの山々が広がっています。その中でも、標高 1,005m の「武佐岳」は中標津町のシンボルとなっている山です。頂上からは知床連山、遠くは北方領土まで見渡すことができます。
- ・ 中標津空港や市街地などから武佐岳を望むことができ、眺望対象となっているため、中標津町の雄大な豊かな自然環境を目の当たりにすることができます。



武佐岳



裏摩周

【⑤裏摩周】

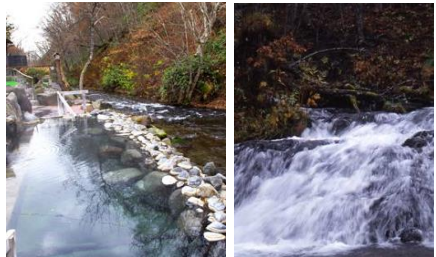
- ・ 霧に包まれることが多い神秘的な湖、摩周湖。裏摩周は比較的霧が少ない北東側から見るができます。原生林の森に囲まれた鮮やかなシルエットは、摩周湖があらためて名湖であることを確認することができます。道東地域の景勝地となっています。



モアン山

【⑥モアン山】

- ・ 養老牛地区から裏摩周方面に向かう途中に、正面から見るができます。モアン山には中標津町の酪農文化を象徴するように「牛文字」が描かれ、遊び心を感じさせる資源です。また、ロングトレイルコースにも設定されるなど、アクティビティな要素も持ち合わせています。



養老牛温泉

養老の滝

【⑦養老牛温泉】

- ・ 養老牛温泉は豊かな自然に囲まれ、緑の中に位置する温泉郷です。平成 28 年（2016 年）には開湯 100 年を迎え、歴史深い温泉でもあります。また、春には桜が咲き、秋は周囲の木々が紅葉により色づくなど、多彩な表情を持っています。

【⑧養老の滝】

- ・ 「養老の滝」は養老牛温泉の近くにあり、神秘的な光景を作り出している滝です。また遊歩道が整備されているため、温泉宿泊者が見物に訪れることも多く、観光スポットの一つとなっています。



クテクンの滝

【⑨クテクンの滝】

- ・ クテクンベツ川上流にある 25m の飛瀑で、その上流には大小 10 箇所以上の滝があります。

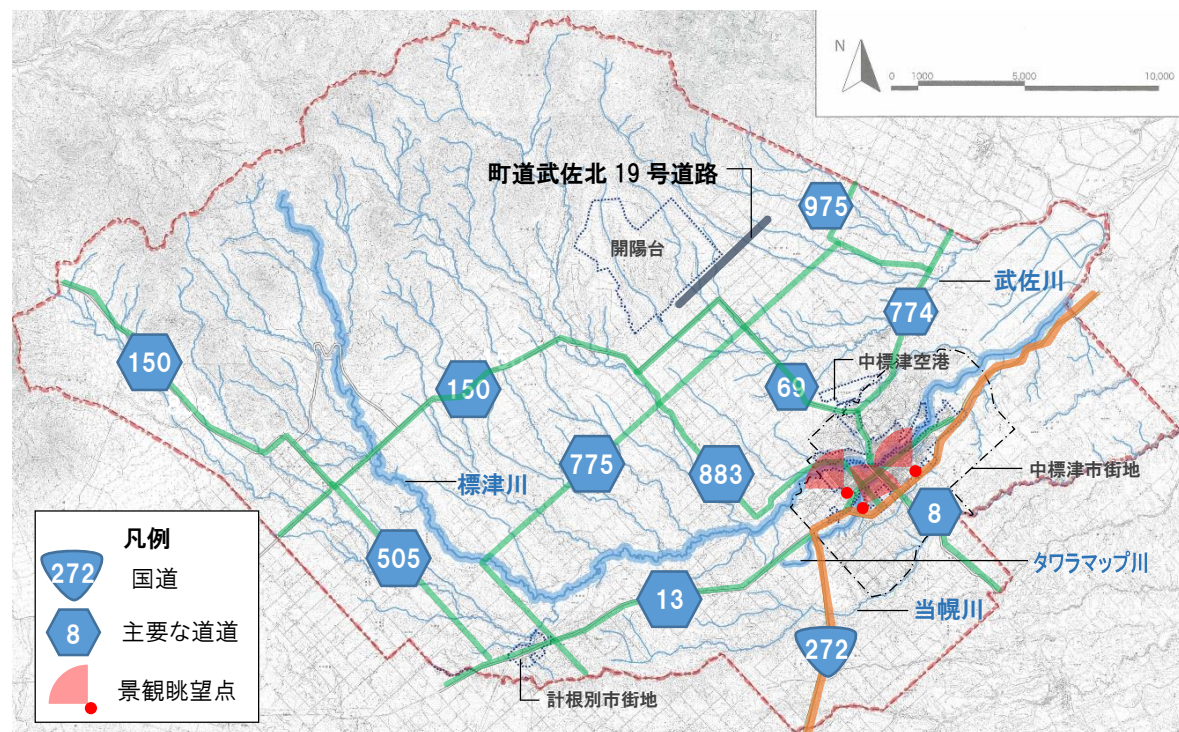
【⑩じゃがいも畑】

- ・ 町内に広がる農地の一部、じゃがいも栽培を営んでいる畑で見ることができます。夏場は白や紫の花を咲かせ、一面の緑で覆われた農地の景観でアクセントとなり、中標津町の四季を感じさせる彩りの景観となります。



じゃがいも畑

②景観道路



【国道 272 号】

- ・ 国道 272 号は釧路市方面と標津町方面を連絡する主要幹線です。既存の中標津町景観条例に基づいて、「国道 272 号バイパス沿いの景観形成基準」が設けられ、沿線一体は「まちの顔」「景観に配慮すべき軸」と位置づけられています。

【主要な道道】

- ・ 主要道道中標津空港線（道道 69 号）は、中標津市街地と同空港を結んでいます。沿道には街路樹や植樹の植栽、交差点部の花壇整備が施され、緑の連続性が感じられる道路となっています。
- ・ その他の道道に関しても、中標津町と近隣市町を結ぶ路線として機能していますが、一面の牧草地と防風保安林の間を抜ける約 546m 四方の格子状の道路網の沿道から、地形の起伏と合わせてスケールの大きさを感じさせる景観を見ることができます。

【その他】

- ・ 国道や道道とは別に、開陽台から東へ伸び、波状の高低差をもつ直線道路「町道武佐北 19 号道路」は、牛乳を集荷する「ミルクロード」の代表的な道路として、ライダーを始め、たくさんの観光客に親しまれています。

【景観眺望点】

- ・ 中標津市街地の、標津川右岸（南側）の河岸段丘が形成した高台やりんどう大橋からは、武佐岳と市街地、農地と防風保安林がひと続きとなった雄大かつ牧歌的な景観を望むことができます。
- ・ 知床連山の山々や農村景観の眺望を望むことができる地点は、道路からの位置も程近く、景観道路と一連の資源として捉えることができます。

※景観眺望点は、中標津町都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月）の“個性豊かで美しい風格のあるまちづくり”で整理された地点を図示。



（４）協働の景観まちづくり特性

先駆的に景観づくりに取り組まれてきた「景観のまち」として、今後さらに景観を活かしたまちづくりを進めていく際の活動特性として「協働の景観まちづくり」から整理します。

協働の景観まちづくり

１）協働の景観づくり

中標津町では、約 20 年以上も前から北海道内で先駆的に景観施策に取り組んできました。景観条例には、町民、事業者、行政の協働によって景観づくりを行っていく理念が掲げられています。様々な景観の取り組みや、人々が集まることによる賑わいも景観特性のひとつとし、関連する以下について整理します。

①祭り・イベント

【夏祭り】

- ・中標津町の夏祭りは、毎年 8 月に行われる中標津町最大のお祭りです。約 6,000 個にも上る提灯が飾り付けられ、国内最大級とも言われるその提灯達は中標津の町を幻想的に照らし出します。また、大平原花火大会を皮切りに祭り期間中には様々なイベントが催されます。



夏祭り

【じゃがいも伯爵まつり】

- ・地元特産のじゃがいも「伯爵」の振興に、収穫の季節、じゃがいも掘り体験を中心に各種イベントが開催されます。野菜や乳製品などの即売会も実施されています。



じゃがいも伯爵まつり

【冬まつり】

- ・まちの各団体や親子が氷像・雪像づくりに参加し約 30 基もの個性的な像が並びます。夏祭り同様提灯が飾られていますが、夏と違い冬は可愛い「雪だるま提灯」が雪景色に浮かび上がります。



冬まつり

【標津岳、武佐岳山開き】

- ・毎年 6 月の第 1 日曜日に「標津岳」、第 2 日曜日に「武佐岳」の山開きが行われます。中標津町の大自然と触れ合う登山シーズンを告げる催しとなっています。



標津岳、武佐岳山開き

②協働のまちづくり活動

中標津には美しい景観を保全しようとしている団体や取り組みがいくつもあります。以下に代表的な活動内容を整理します。

【中標津コスモスの里 3300 の会】

- ・国道 272 号沿線やゆめの森公園、中標津空港周辺を活動地域としている景観形成団体です。
- ・沿線の歩道植樹帯へのコスモスなどの種苗植えや維持管理、ゆめの森公園内にあるコスモス畑への種まき活動、中標津空港周辺にて行われているコスモスによる「21 世紀ふるさとづくり」とともに、観光客を花で迎える沿道・美化活動に取り組まれています。



中標津コスモスの里 3300 の会

【ラブ・リバーC.L.L 標津川&タワラマップ川の会】

- ・中標津市街地を流れるタワラマップ川を活動舞台として取り組みを行っている景観形成団体です。
- ・河川周辺の樹木の診断や保全、保護や移植について意見交換など、子ども達や地域の人々が気楽に遊んだり、学習に活用できるような河川環境づくりに取り組まれています。また、タワラマップ川沿いの清流広場にて子ども達を対象とした「河童まつり」を開催し、遊びながら河川を身近に感じられる取り組みを進めています。



タワラマップ川の清掃活動

■その他、中標津町にて景観に関する活動を行っている団体の例

- 広陵中学校 ～タワラマップ川の清掃活動
- なかしべつ体験観光ネットワーク ～近隣市町と連携しながら自然や歴史を知るツアーなどを企画・開催
- E-Photo Club(イーフォトクラブ) ～「日本最東端フォトコンテスト」など、根室管内の魅力を写真で PR
- 伝成館まちづくり協議会 ～「伝成館」を保存し、まちづくり活動に利用推進する団体として種々の活動展開 など

【地域別街づくり構想（都市計画マスタープラン）】

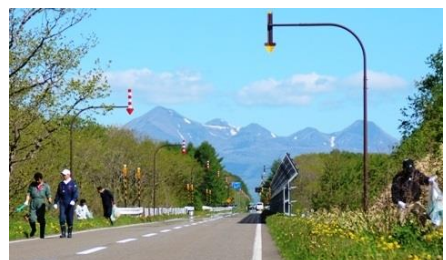
- ・中標津市街地は西町地区、東中地域、東部地域、中心部地域、南部地域、西部地域の 6 つの地区に分類されています。そして、中標津町都市計画マスタープランの「地域別街づくり構想」では、地域の特性を活かした自発的なまちづくり推進の視点に立ち、各地域で目標が掲げられています。
- ・このうち、中心部地域、西町地域、西部地域では、街づくり協議会を立ち上げ、まちづくり活動を行っています。



地域別街づくり構想の範囲

【ごみゼロの日】

- ・毎年「ごみゼロの日」には、地域の企業や団体・町内会連合会・行政職員など多くの人々が参加し、中標津郊外を中心に道路周辺のボランティア清掃を行っています。



ごみゼロの日

Ⅲ 景観まちづくりの基本理念・基本方針

Ⅲ-1 基本理念（案）

歴史、文化、産業との融和、自然との共生による景観まちづくり

～中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てる～

わたしたちのふるさと中標津は、豊かな自然と四季の変化に恵まれ、大規模な酪農を中心として広がる農村部と、緑に囲まれたコンパクトで賑わいのある市街地が形成されています。

武佐岳をはじめとした知床連山の山並みを背に、さまざまな生態系を維持する標津川、当幌川とそれぞれの支流などの豊かな自然に囲まれています。

開陽台からは、先人たちによってつくられた牧草地と防風林帯が織りなす緑の大格子が見渡す限り広がり、地球の丸さを実感できる地平線まで続きます。それは中標津の開拓の歴史と文化そのものです。また、中標津市街地の伝成館（旧北海道農事試験場根室支場）や武佐地区の北村邸主屋（旧土田旅館）など、歴史ある建造物が登録有形文化財に登録されています。

先人たちの開拓の歴史であり、わたしたちの日々の営みを映し出す中標津の景観は、取り扱いによっては失われてしまう貴重な財産です。

わたしたち町民は、まちに誇りと愛着を持ち、自然を守り、うるおいのある生活空間をつくり、豊かな緑と健やかな心を育て、中標津の風土に調和した良好な景観を形成し、後世に引き継いでいきます。

Ⅲ-2 基本方針（案）

1. 空と緑の広がりのある自然景観を守ります

2. 格子状防風林のある農村景観を守ります

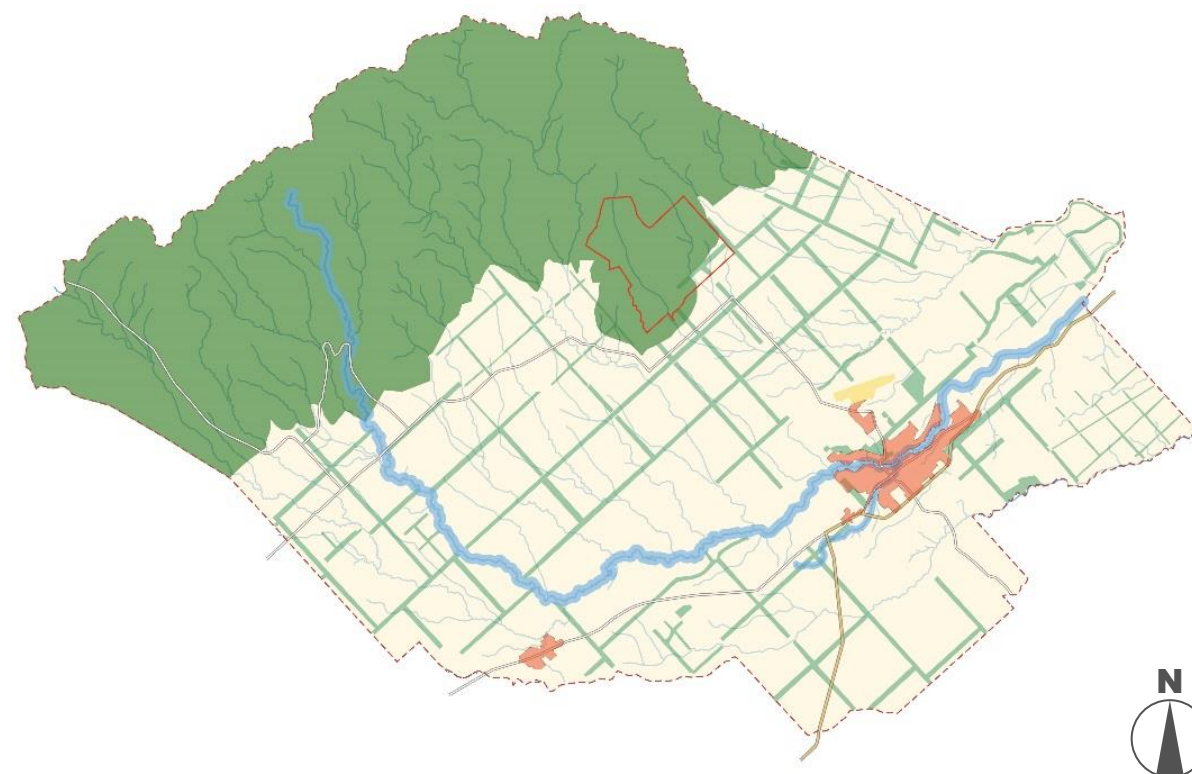
3. 歴史と文化、産業を感じる景観を守り、育て、交流と賑わいを創出します

4. 協働による景観まちづくりを進めます

Ⅲ-3 景観計画区域

景観まちづくりの根幹である景観計画実現に向け、行政区域全域を「景観計画が適用される区域」として取り組みます。また、基本理念・基本方針を基に景観特性毎の景観まちづくり方針を定めます。

景観計画区域は、行政区域全域



Ⅲ-4 景観特性ごとの景観まちづくり方針（案）

中標津町の景観特性、景観まちづくりの基本理念・基本方針を踏まえて、中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てていくための方向性を『景観まちづくり方針』として設けることとします。

景観まちづくり方針は「中標津町全体に共通する景観まちづくり方針」と「4つの景観特性ごとの景観まちづくり方針」を定めます。

（1）中標津町全体に共通する景観まちづくり方針

共通事項(景観計画区域)		基本理念
		【景観特性】 ・自然環境特性 ・農村環境特性 ・暮らし・交流拠点特性 ・景観まちづくり特性 歴史、文化、産業との融和、自然との共生による景観まちづくり ～中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てる～

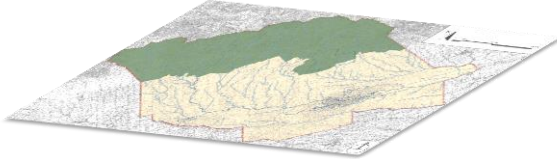
景観まちづくり方針(共通事項) 風土に調和した良好な景観形成を図ります

景観まちづくりに取り組む方向

- ①周囲の環境との調和を図ります
- ・中標津町の景観は、「自然環境特性」「農村環境特性」「暮らし・交流拠点特性」「協働の景観まちづくり特性」の4つから形成されています。
 - ・中標津町の景観は、これらの景観特性が折り重なり、密接に関係しながら形成されているため、景観を構成する要素間の調和や関係性を考慮した景観まちづくりを進めていく必要があります。
- ②良好な眺望に配慮します
- ・町民から愛される「武佐岳」をはじめとする知床連山の山並みは、町内の至るところから望むことができます。
 - ・標高 270mに位置し、観光資源でもある「開陽台」からは、地平線が丸く見える「視界 330°」の大パノラマを一望することができます。
 - ・中標津町はまち全域が“見る”“見られる”の関係になっています。こうした観点から、まち全体で良好な眺望へ配慮する景観まちづくりを進める必要があります。
- ③景観への意識と理解の醸成を図ります
- ・中標津町の景観は、町民一人ひとりの暮らしや生業など、日々の営みの現れであるといえます。
 - ・生業や、自身が心地よく感じる生活環境をつくることが、景観まちづくりにつながっていることへの意識と理解を深めていくことが大切です。

(2) 4つの景観特性ごとの景観まちづくり方針

1) 自然環境地区

自然環境特性	>>>> 自然環境地区	基本方針
自然環境地区	 【構成要素】 1) 気象 2) 地形 3) 植生 4) 河川 5) 動物	1. 空と緑の広がりのある自然景観を守ります

景観まちづくり方針1 豊かな自然が生み出す原風景を守ります

景観まちづくりに取り組む方向

①地域の原風景を守り、愛着心を育みます

- ・武佐岳をはじめとする知床連山の山並み、酪農景観、河畔林と一体となった格子状防風林や、中標津町の自然環境を特徴づける植生が織り成す景観は、まちの財産であり町民にとっての原風景といえます。特に「武佐岳」や「標津川」は、中標津町歌や町内の学校歌にも歌詞としても登場する大切な資源です。
- ・無秩序な土地や植生の改変は、良好な自然、原風景を破壊する恐れがあり、一度破壊されてしまうと、取り戻すのには長い年月と多大な労力を必要とします。
- ・地域の原風景を守ることによって、まちへの誇りや愛着を育て“ふるさとなかしべつ”の景観を後世に引きついでいくことができます。

②保安林の適切な維持・管理に努めます

- ・保安林には、水源のかん養、土砂の流出や崩落などの災害防止、保健・文化・教育の場の提供など、多くの役割や機能があります。
- ・各種保安林の目的に応じた機能を確保するため、適切な維持・管理に努め、森林を健全な状態に保つことで、保安林の持つ機能を十分に発揮することができます。

景観まちづくり方針2 豊かで美しい河川環境を守ります

景観まちづくりに取り組む方向

①連続性のある河畔林の確保に努めます

- ・直線的な格子状防風林に、河畔林が有機的に斜めに交わる様子は、他地域では見ることのできない特徴的な景観を形成しています。
- ・格子状防風林と農地、河川・河畔林が描くコントラストは、中標津町の景観の最大の特徴といえます。
- ・河畔林をしっかりと維持・保全していくことで、中標津町ならではの、河畔林と防風林が一体となった農村景観を守ることができます。

②河畔林の林帯幅を確保し、河川の水質保全に努めます

- ・中標津町は大小様々な河川が数多くの沢地等を形成しており、河畔林は、日射を遮り水温を保つ機能や、土砂などが河川に流出することを防ぐ緩衝帯の役割を果たしています。
- ・河畔林は、均一な林帯幅（河道からの樹林の幅）があることで、緩衝機能の有用性の向上が見込めると、酪農従事者の中では経験的に知られています。
- ・河畔林の適切な林帯幅が連続的に確保されることで、河畔林の持つ機能を最大限に発揮し、豊かで安定した河川の水質を保つことができます。良好な水質の確保は下流の河川や、海の環境保全にもつながり、“きれいで美しい地域”というイメージの向上につながります。

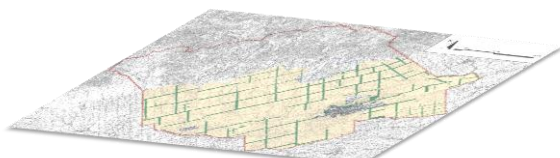
景観まちづくり方針3 豊かな植生、動物の生息環境を守ります

景観まちづくりに取り組む方向

①生態回廊としての機能を維持・保全し、生物多様性の確保に努めます

- ・中標津町は、山林（自然林）、格子状防風林、農地、河畔林、斜面林、公園などの多様な緑地が、山から平地に至るまで重なりつつ連続しており、広域的な緑のネットワークを形成しています。
- ・緑のネットワークのうち、自然林や河畔林は広葉樹林帯のほか、広葉樹、針葉樹と様々な樹種により構成されます。そのため、多くの野生生物のすみか、移動経路として機能しており、生物層の連続性が保たれた「生態回廊」の役割を担っています。
- ・緑のネットワークを形成している各要素の維持・保全に努めることにより、希少種を含む多様な動植物の生息環境や、生態回廊としての機能を維持していくことができます。

2) 農村環境地区

農村環境特性	>>>> 農村環境地区	基本方針
農村環境地区  【構成要素】 1) 酪農景観 2) 格子状防風林		2. 格子状防風林のある農村景観を守ります

景観まちづくり方針1 酪農文化を守り、つくり、継承していきます

景観まちづくりに取り組む方向

①酪農文化保全につながる営農環境の向上に努めます

- ・大規模な酪農経営により、人の知恵と手によってつくられてきたダイナミックな景観は、中標津町の牧歌的風景をつくりだし、先人から伝わる歴史的、文化的価値を持つ、アイデンティティ（地域性の象徴）として成立しています。
- ・離農により遊休地となった農地の維持や、使われなくなった施設の管理、営農者・離農者の生活環境の変化による意識格差など、今後の酪農の成熟に向けて、営農者と離農者間で共有すべき要素があります。
- ・営農環境や営農活動の様子といった酪農景観は、営農活動の安全性の向上や効率化を図りながら、先人から伝わる歴史的、文化的価値を受け継ぎ、まち全体のアイデンティティとして成熟させていく必要があります。

②まちのブランドイメージの形成に努めます

- ・格子状防風林と織り成す広大な緑の酪農景観は、「きれいな町で生産するクリーンな牛乳」といったまちのブランドイメージにつながると、酪農従事者の間で意識されています。
- ・営農環境の向上、外部への発信により生産地のイメージを高め、商品の付加価値向上へつなげることができます。

景観まちづくり方針2 大切な格子状防風林や、森林資源を守り、つくり、育てます

景観まちづくりに取り組む方向

①北海道遺産（格子状防風林）としての風格を継承します

- ・中標津町の広大な農地を守る格子状防風林は、北海道開拓が明治期から目指したもので、今では道内に唯一残された景観として、平成 13 年（2001 年）に北海道遺産に登録され、開拓時代の殖民区画を示す歴史的、文化的意義も大きく、基幹産業である酪農文化とも関わりの深い中標津町の貴重な財産です。
- ・林帯幅 90-180m の格子状防風林は、主にカラマツ林で構成され、近年は伐期を迎えつつあります。
- ・「北海道の大切な宝」でもある格子状防風林の大部分は国有林であり、一部が町有林、民有林です。双方の一体性を維持するため、国とも連携しながら、適切な維持管理や更新等を図り、北海道遺産としての風格を継承していく必要があります。

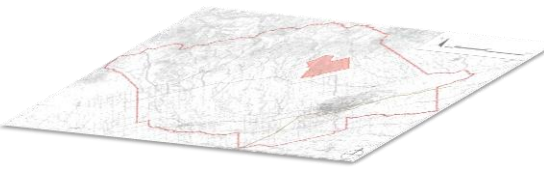
②森林資源の維持・保全に努めます

- ・格子状防風林や耕地防風林は、農地を守るために人の手によって植林された人工林で、酪農の維持・保全に寄与しています。また、河畔林は、農地の表土や土砂などが河川に流出することを防ぐ緩衝帯の役割を果たしています。
- ・防風林は、冬の地吹雪やホワイトアウトを軽減する防風・防雪機能も持ち、河畔林の林帯があることで、防風林、保安林が持つ防風・防雪機能を補完し、人命を守る役割も果たします。
- ・今後も防風林などの森林資源の適切な伐採や整備、更新などを図ることで、農地だけでなく人々の暮らしの安心・安全も支えることができます。

③森林資源の活用にも努めます

- ・森林資源の維持管理のため発生した伐採、または間伐木は主に、建築資材やパレット、パルプに利用されています。
- ・中標津町児童センター「みらいる」は、構造材に中標津町有林の間伐によるカラマツ集成材が使用されています。
- ・防風林などの森林資源は、自然学習フィールドや、先人から伝わる歴史的、文化的側面から地域学などにも活用できます。
- ・地場産材の利用促進や、保健・教育関連での利活用など、森林資源の様々な活用を図ることで、林業の活性化と森林の適切な維持・保全につなげることができます。

3) 暮らし・交流拠点

暮らし・交流拠点特性	暮らし・交流拠点	基本方針
暮らし・交流拠点 	【構成要素】 1)市街地景観 2)水と緑のネットワーク 3)歴史資産 (登録文化財、将来資産) 4)観光資産 (主要な観光地、景観道路)	3. 歴史と文化、産業を感じる景観を守り、育て、交流と賑わいを創出します

景観まちづくり方針1 魅力ある市街地景観を創出します

景観まちづくりに取り組む方向

①道東地域の拠点都市としての魅力向上に努めます

- ・中標津町は、市街地に近接して道東地域の空の玄関口である「中標津空港」、市街地中心部には「総合文化会館」や町内外を結ぶ交通拠点である「中標津町交通センター」などの公共施設、町内には地域の中核的な病院である「町立中標津病院」や国・道の出先機関などが立地しており、都市機能が集積する広域的な拠点性の高いまちです。
- ・多くの人々をもてなす景観まちづくりに配慮することで、道東地域の拠点都市としての魅力向上につながります。

②魅力的な市街地の形成に努めます

- ・中標津町は、中心市街地には商店街が形成され、バイパス沿いには大型商業施設が立地しており、商圏人口 6 万人の広域的な商業拠点としての役割を担っています。
- ・酪農をはじめとしたのびやかな景観は、そこで生産される商品の“産地イメージ”として、商品のブランド価値を高めています。
- ・店舗看板のわかりやすいサインや、店舗前での緑化や花植え等の景観・環境整備が、来街者へのおもてなしとなり、新たな交流や新たな客層の掘り起こしにつながります。
- ・「酪農景観が広がる地域の魅力的な市街地」として、景観との関係性を深めることで、さらなる商品の高付加価値化や、“行ってみたいまち”、“訪れてみたいまち”として、集客・交流人口が増加し、商業の活性化が期待できます。

③安心安全で快適な労働環境の整備に努めます

- ・中標津町は、根室内陸の中心という立地特性から、工業地域としても発展しています。
- ・工場施設に対しては、一般的に、機械音・におい・衛生面などマイナスの先入観を持ちがちです。しかし、従業員も働きやすく、来店者にとって安全で心地よい環境整備づくりは、仕事の効率化や新たな客層の掘り起こしにもつながり、工業の発展を下支えします。

景観まちづくり方針2 暮らしの環境を守り、つくり、育てます

景観まちづくりに取り組む方向

①利便性の高いコンパクトなまちづくりに努めます

- ・中標津町は、商業施設や公共施設、交通機能が集積したコンパクトで利便性の高い市街地が形成されています。
- ・市街地周辺は、防風保安林や農地といった良好な緑地に囲まれ、市街地の外延化が抑制されています。
- ・緑地を適切に維持・保全することで、コンパクトな市街地の維持につながります。
- ・コンパクトな市街地を維持しながら、賑わいの創出や、快適性の向上につながる環境整備などの景観まちづくりを進めることで、暮らしの質の向上につながります。

②住み心地のよい住環境の形成に努めます

- ・中標津市街地、計根別市街地のいずれの住宅地も、河川や保安林等の樹林帯、身近な公園・緑地など、恵まれた自然環境が近くに存在し、潤いや安らぎのある良好な環境となっています。
- ・良好な環境を活かしながら、地域の風土と調和する住まいや住まい方を考えていくことで、中標津町ならではの良好な景観が形成され、“住んでみたい”“住み続けたい”魅力的で住み心地のよい住環境が形成されます。

③花・みどりによる彩りの向上に努めます

- ・中標津空港周辺、道立ゆめの森公園、道路沿道などで、これまでも花植えや環境美化活動に取り組んできました。計根別市街地においても、道道沿道の花植えや正美公園の桜など、花・みどりの活動と資源が残っています。
- ・恵まれた自然環境と併せて、まちなかや個人の敷地などの花や緑を増やしたり、適切に維持管理を行っていくことで、暮らしに彩りを与えてくれます。

景観まちづくり方針3 憩いの場となる水と緑のネットワークを育てます**景観まちづくりに取り組む方向****①身近な防災機能（安心・安全）の向上に努めます**

- ・保安林を含む山林は、水源の涵養や治山・治水に役立ち、格子状防風林は防風・防雪といった機能を持ち、公園は避難所として利用できるなど「安心安全」を担保する役割を担っています。
- ・河畔林の林帯があることで、防風林、保安林が持つ防風・防雪機能の補完に寄与します。
- ・水と緑のネットワークを適切に維持・保全し、活用することで、日常生活における身近な防災機能が向上します。

②身近な生物の生息環境の維持・保全に努めます

- ・中標津町の市街地周囲には、格子状防風林、保安林、河岸段丘の斜面林や樹林地、市街地内の河川や河畔林など、身近な生活圏の中にも広域の緑と連続した良好な水と緑のネットワークが形成されており、動植物の貴重な生息域となっています。
- ・水と緑のネットワークを適切に維持・保全することは、身近な動植物の生息環境の維持・保全につながります。

③まちなかの周遊、回遊環境の向上に努めます

- ・日々の暮らしに「潤い」や「安らぎ」を与えてくれる水と緑のネットワークは、多くのイベントが実施されているタワラマップ川親水広場や公園など、人々の憩いの場や活動拠点とも連続しており、近年では健康増進を図るためにウォーキングを楽しむ人が増えるなど、豊かな生活を送るうえでもかけがえのない地域資源となっています。
- ・地域特性に合った水と緑ネットワークの強化や、商業などの賑わい機能やレクリエーション機能と連携を図ることで、まちなかの周遊、回遊性の向上につながり、交流人口の増加が期待できます。

景観まちづくり方針4 歴史と文化を感じる景観を守ります**景観まちづくりに取り組む方向****①歴史資産を保全し、郷土理解の浸透に努めます**

- ・中標津町内には、国の登録有形文化財に登録されている5件の歴史的建造物をはじめとした、開拓や駅通制度の歴史を伝える貴重な歴史資産が現存しています。
- ・これらの歴史資産を適切に保全、活用しながら、町民の歴史資産への関心を高めることで、郷土理解が深まり、まちへの愛着心の醸成につながります。

②将来資産を発掘し、歴史文化の醸成に努めます

- ・町内には、現在登録有形文化財に指定されている歴史資産以外にも「ハリストス正教会」など、将来的に地域の歴史的資産になり得る資源が存在しています。
- ・町内にまだ価値の見出されていない、まちの成り立ちや産業の発展を支えてきた将来資産を発掘していくことで、地域への理解が深まり、中標津町固有の歴史文化の醸成につながります。

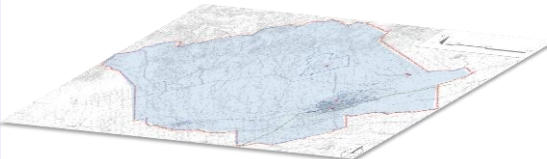
③景観上重要な樹木の保存と活用に努めます

- ・町内には、景観上重要な大木や並木道などが残されています。これらの樹木は愛称が付けられ、スケッチや写真撮影の対象物になるなど、広く地域の人々に愛されています。
- ・これらの樹木は長い年月をかけて大木として成長し、一朝一夕では形づくることの出来ない貴重なまちの風景の一部となっています。
- ・樹木の健康状態も考慮し、安全性に配慮しながら、景観上重要な樹木の保存・活用に努めることで、多くの人に愛されている地域の風景を、後世に残していくことができます。

④まちの交流促進や、観光振興に努めます

- ・「伝成館」が、まちづくり活動を実践する団体等の活動拠点として活用されているなど、国の登録有形文化財として保全されている町内の5つの歴史的建造物は、全て、現役若しくは文化施設等として活用されています。
- ・将来的には、現在の観光資源などと組み合わせた観光ルートや、名所を巡るツーリズム造成などを行うことで、交流促進や観光振興が期待できます。

4) 協働の景観まちづくり

協働の景観まちづくり		基本方針
	【構成要素】 1) 町民 2) 活動団体 3) 事業者等 (関係団体を含む) 4) 行政	4. 協働による景観まちづくりを進めます

景観まちづくり方針1 町民全体で景観を守り、つくり、育てます

景観まちづくりに取り組む方向

①全員参加の景観まちづくりを進めます

- ・中標津町は、平成 9 年より施行された「中標津町景観条例（以下、既存条例）」をはじめ、北海道内でも先進的に景観に関する取り組みを行ってきました。
- ・既存条例に位置づけられている「町民等は、景観形成に関し意識を高め、自ら景観形成に寄与するよう努める」ことや、「行政が行う施策への協力」などの考え方を受け継ぎ、より多くの人が関わることで、良好な景観が形成され、安全で住みよいまちにつながっていきます。
- ・町民、活動団体、事業者等、行政が一丸となり協働による景観まちづくりを進めることで、まちに誇りと愛着を持ち、自然を守り、うるおいのある生活空間をつくり、豊かな緑と健やかな心を育て、中標津の風土に調和した良好な景観を形成し、後世に引き継いでいくことができます。

景観まちづくり方針2 町民・活動団体・事業者・行政の協働による景観まちづくりを進めます

景観まちづくりに取り組む方向

①町民は景観まちづくりへの積極的な参加に努めます

- ・町民一人ひとりが、景観まちづくりの主役です。
- ・町内会活動や各種まちづくり活動を通じて、良好な景観まちづくりに積極的に参加することで、普段の生活環境や住環境の向上、身近なコミュニティの醸成を図ることができ、良好な景観につながります。

②活動団体は活動テーマに応じた景観まちづくりの実践に努めます

- ・中標津町では、まちづくりや景観に関する活動団体が主体的に景観まちづくりの取り組みを行っています。
- ・活動団体の持続的な取り組みが、活動のためのネットワーク形成や、コーディネート、人材育成などにより、後世に引き継いでいく基盤を築きます。

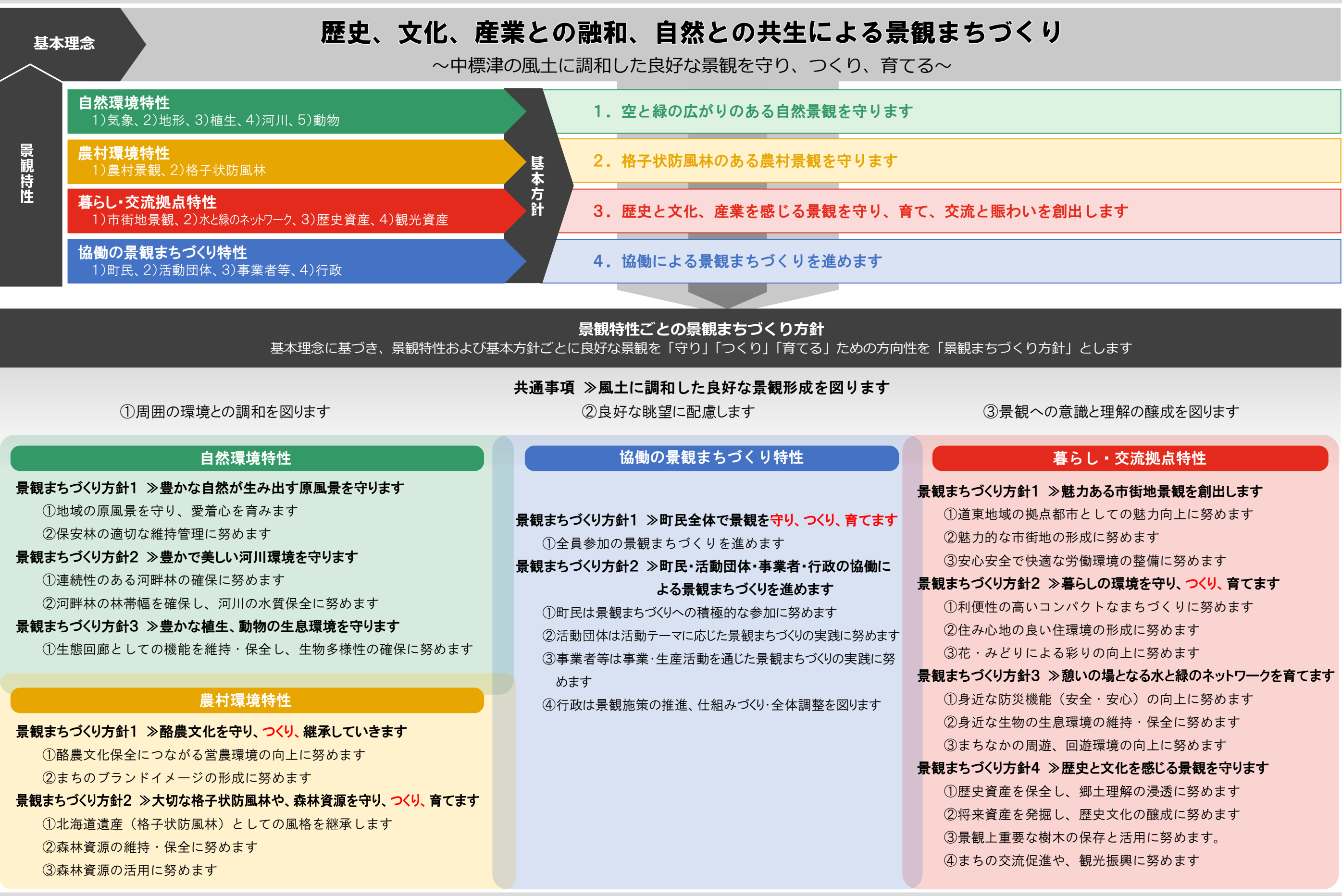
③事業者等は事業・生産活動を通じた景観まちづくりの実践に努めます

- ・基幹産業である酪農業のほか、町内には商業・工業などの様々な産業形態があります。また、それに関連する各種団体により、中標津町の経済が成り立っています。
- ・事業・生産等の経済活動や、労働環境の向上の取り組み、また、事業活動の範疇のみならず、町や団体等の事業への参加・協力、自主的な取組などにより良好な景観が形成され、“元気なまち”、“明るいまち”といった、まちのイメージに結びついていきます。

④行政は景観施策の推進、仕組みづくり・全体調整を図ります

- ・行政は町民のため、様々な施策を基に事業の実施、支援を行っています。
- ・協働による景観まちづくりの推進により、地域の課題や想いを共有化し、地域に根差した取り組みにつなげていくことができます。

Ⅲ-5 景観計画の全体像



IV 景観まちづくりの進め方

景観特性・基本方針

景観まちづくり方針

景観まちづくりの推進イメージ

担保する仕組み

自然環境特性

基本方針：
空と緑の広がりのある自然景観を守ります

豊かな自然が生み出す原風景を守る
植生・水質・生態系

景観特性ごとの取組イメージ

取組イメージ
○沿道や河川の清掃・美化活動/○不法投棄防止の啓発・情報発信
○適正な植生の保全/標津川・当幌川を含む支流の水質維持調査
○希少種を含む生物調査及び保護 など

豊かで美しい河川環境を守る
河畔林を含む防風保安林

取組イメージ
○河畔林帯幅の確保
○林帯が不足している箇所の植樹及び既存林帯の維持、保全
○河畔林の造成、河川沿いの草地造成の際の確保/○沢地(小河川)の保全 など

豊かな植生、動物の生息環境を守る
緑のネットワーク

取組イメージ
○防風林の適切な更新・施業/○耕地防風林の造成検討
○屋敷林の造成/市街地近郊の自然林の保全
○河畔林の維持、造成/標津川・当幌川を含む支流の水質維持調査
○希少種を含む生物調査及び保護 など

農村環境特性

基本方針：
格子状防風林のある農村景観を守ります

酪農文化を守り、つくり、継承していく
酪農景観(農業地域)

取組イメージ
○防風林の適切な更新・施業
○効率的な営農環境・活動に向けた、適切な作業動線の形成
○酪農景観を活かしたアクティビティ体験等の企画・情報発信
○来訪者に対する農村環境におけるマナー啓発/○農村地域で暮らす人たちのコミュニティづくり など

大切な格子状防風林や、森林資源を守り、つくり、育てる
格子状防風林
※農業地域に分布する耕地防風林なども含む

取組イメージ
○防風林の適切な更新・施業
○効率的かつ効果的な更新計画・施業手法の検討(共同施行団地等の手法)
○沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化(防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等)
○景観、防風等の機能面を考慮した特別措置等の検討による耕地防風林造成の検討
○伐採木の木材利用促進・付加価値化の検討

暮らし・交流拠点特性

基本方針：
歴史と文化、産業を感じる景観を守り、育て、交流と賑わいを創出します

魅力ある市街地景観を創出する
暮らしの環境を守り、つくり、育てる

取組イメージ
○中心部の賑わいづくり
○商業施設や店舗前において、人々をもてなす設え・演出
○沿道に対して賑わいを表出させる設え/○空き地の有効活用
○従業員が働きやすい労働環境の整備
○沿道に接する敷地前に緩衝帯(音・におい等の吸着)としての緑地・樹林地整備
○地域の風土にあった住まいづくり、住まい方の研究・啓発
○維持管理しやすく、味わいのある建築素材の検討
○住宅等における花・みどりづくりの推進
○オール中標津産原材料による食品等の商品開発

市街地景観
(一般区域(商業・準工業・工業)、その他の区域)

※以下の要素は、全町域に広がり、市街地等にもかかわるため、将来的には市街地の特定のエリアを景観形成重点区域として景観まちづくりを展開

憩いの場となる水と緑のネットワークを育てる
水と緑のネットワーク
(河川と河川敷地周囲の区域)

取組イメージ
○自然環境・田園環境の保全
○公園施設、街路樹等の適切な維持管理/○河川および河畔林の適切な維持管理
○斜面林、屋敷林など身近な樹林地の保全
○まちなか周遊、回遊ルートの整備検討

歴史と文化を感じる景観を守る
歴史資産
(登録文化財、将来資産の周辺)
観光資産
(観光資産、景観道路の周辺)

取組イメージ
○景観学習(郷土学習)への資源の活用
○歴史的建造物の適切な保全
○将来資産の発掘と評価
○歴史資産の観光資源としての活用検討
○地域特性を活用したツーリズムの振興
○交流・観光商品の開発検討

農具庫
種苗倉庫
伝成館
圃場
並木
例)歴史資産を核としたエリア

協働の景観まちづくり特性

基本方針：
協働による景観まちづくりを進めます

町民全体で景観を守り、つくり、育てる

町民・活動団体・事業者・行政の協働による景観まちづくりを進める

中標津の景観形成、景観まちづくりに関わる各種団体(将来的にネットワーク化)

中標津町農業協同組合、計根別農業協同組合、中標津町森林組合、一般社団法人なかしべつ観光協会、北海道建築士会中標津支部、中標津町商工会、各種 NPO 等活動団体 など(※順序不同)

中標津町全域での景観形成

P26 参照

8つの区域における景観形成

1) 開陽台周辺区域
※景観形成重点区域

2) 空港周辺区域
(空港の敷地から、概ね2,000mの範囲内)

3) 国道272号バイパス沿いの区域
(都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね100mの区域)

4) 中央通(道道13号)・大通(道道69号)沿いの区域
(都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね100mの区域)

5) 中標津市街地中心区域
(都市計画用途地域における商業地域の区域)

6) 中標津市街地区域
(都市計画用途地域における商業地域を除く区域)

7) 計根別及びその他集落区域
(計根別、開陽、武佐、当幌、養老牛温泉等)

8) 自然・農村景観区域
(1)~(7)以外の全域※都市計画区域白地地域を含む)

景観まちづくりのマネジメント

P44-52 参照

景観まちづくりの推進方策

(1) 景観に対する町民意識の醸成と関心の向上

(2) 町民・活動団体・事業者等の持続的な景観まちづくり活動の促進

(3) 景観計画と既存制度等を活用した景観まちづくり活動のステップアップ

(4) 景観まちづくり活動を支援する体制や仕組み

取組支援・調整

連動した取組展開

8つの景観形成区域を全体的にマネジメントする既存団体
または個別協議会

支援

支援

担保する仕組み

中標津町の景観形成のルール(景観法に基づく)

P26-37 参照

景観形成基準

中標津町の良い景観形成のために必要な共通基準、8つの景観形成区域別の追加基準を設定
●建築物及び工作物の建設等
●屋外広告物の表示、掲出 など

届出対象行為

P38-40 参照

景観計画区域内(行政区域全域)において、町に届出を必要とする行為を設定
●建築物・工作物の新築、移転、増築、改築、外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更

※景観形成重点区域、景観形成候補区域の指定

中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項

P41-43 参照

●景観重要建造物の指定の方針
●景観重要樹木の指定の方針
●景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項
●屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項
●景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

※文化的景観保護制度の活用(文化財保護法に基づく)

行政の支援体制

庁内連携、活動団体の認定 など

V

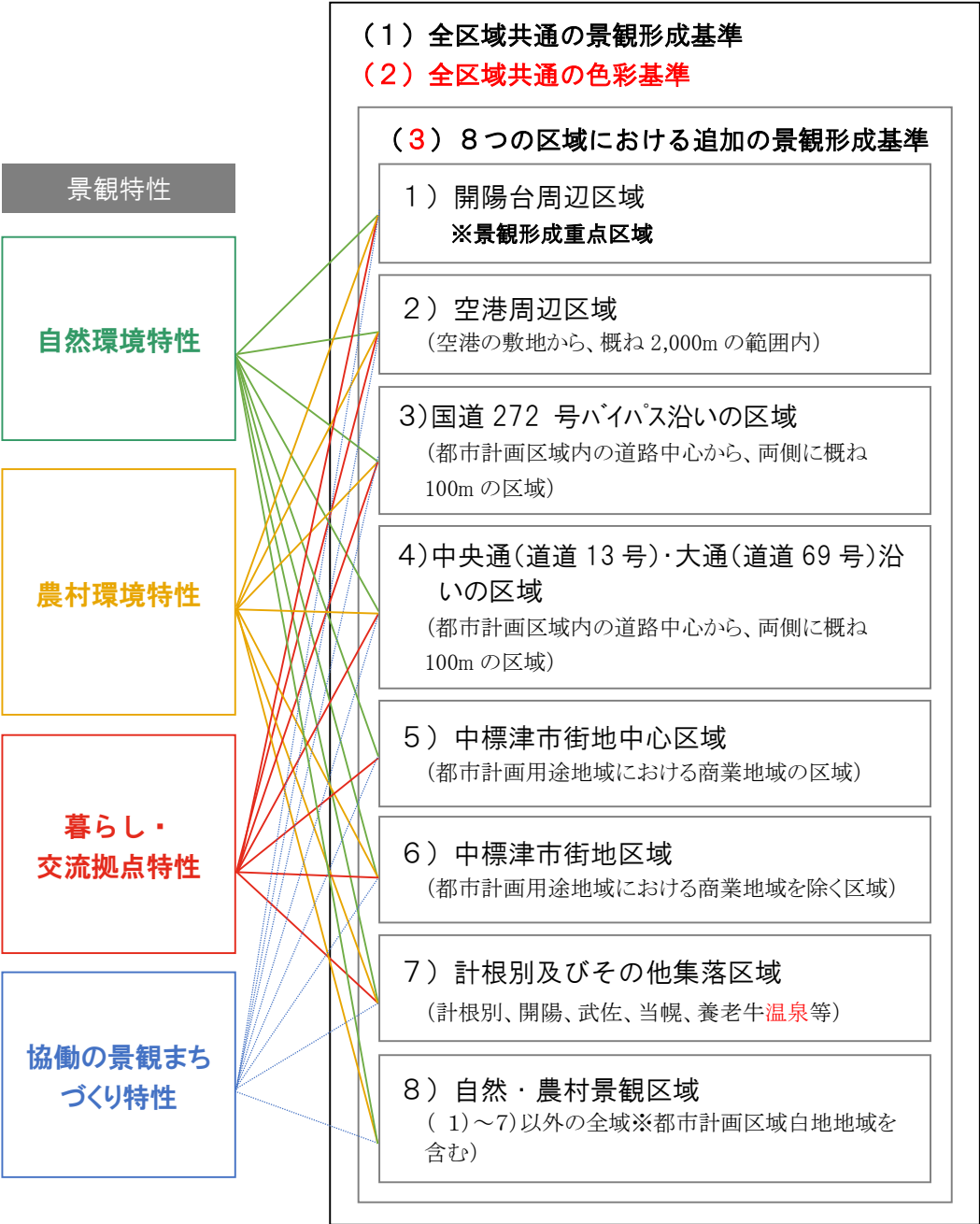
中標津町の景観形成のルール

V-1 景観形成基準（案）（景観法第8条第2項2号及び同条同項4号イ）

中標津町の景観特性を自然環境、農村環境、暮らし・交流拠点という3つの空間特性と、協働の景観まちづくり特性に大別しました。これら特性は程度の差こそあれ、すべての地域に関わります。そのことを踏まえ、以下のように8つの景観形成区域を設けました。

なお、中標津町の良好な景観の形成のために必要な基準(景観形成基準)として、景観計画区域(町内全域)における全区域共通の景観形成基準(色彩基準含む)と、それぞれの特徴を持つ8つの景観区域における追加の景観形成基準を定めます。

景観計画区域のうち、景観形成において特に重要な区域を「**景観形成重点区域**」として、また、今後重点区域への指定について検討が必要な区域を「**景観形成候補区域**」に位置づけます。



■各区域の位置



中標津の景観は「自然環境特性」「農村環境特性」「暮らし・交流拠点特性」といった景観特性が折り

- 周囲の環境との調和を図ります
- 先人が育んだ景観の成り立ちを尊重します
- 良好な眺望に配慮します

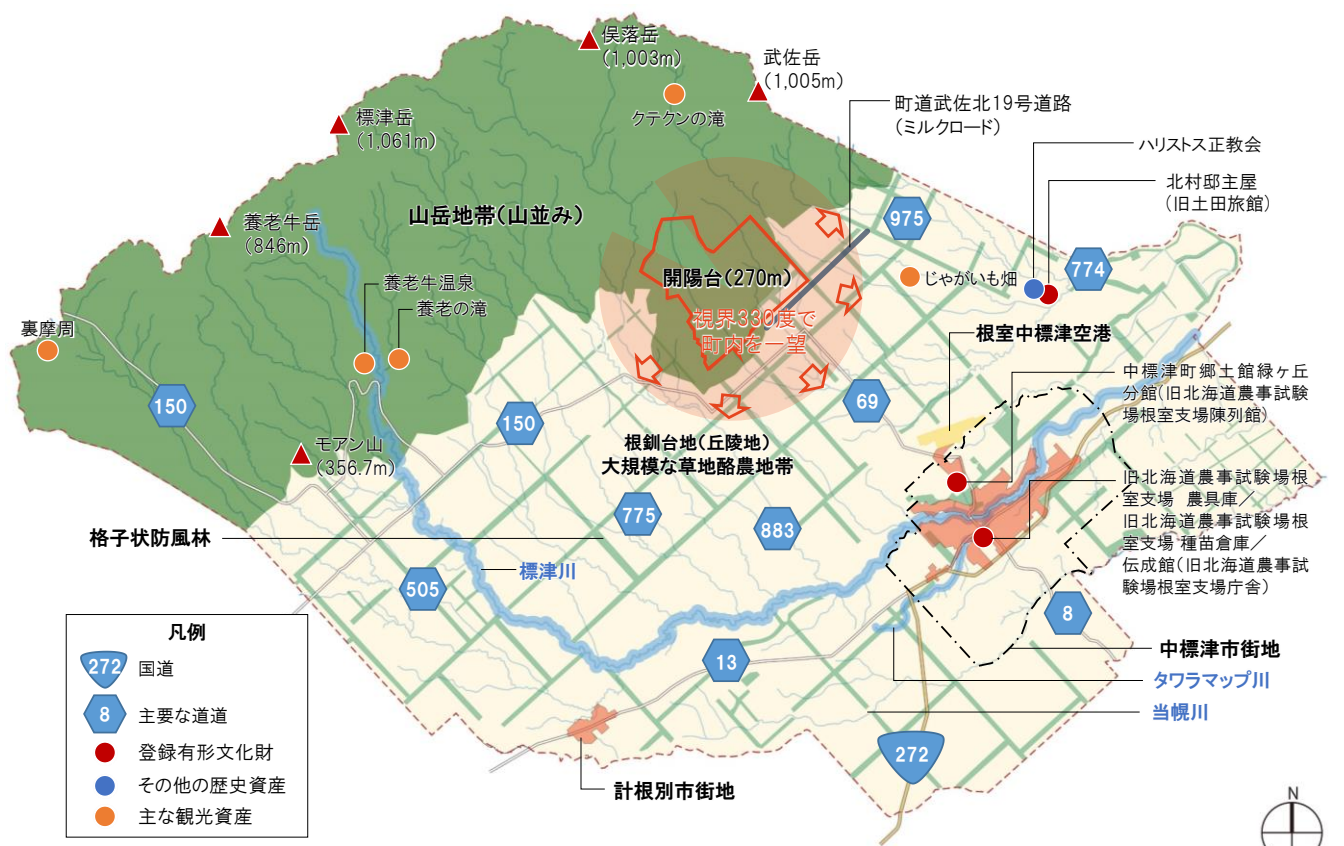
種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①周辺景観との調和や眺望に配慮した位置・配置とすること。 ②道路の沿道に直接面して建設せず、駐車スペースや植栽等を含む緩衝帯によって一定の後退距離（セットバック）を確保し、圧迫感の低減に努めること。 ③武佐岳と周囲の山並み、標津川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に近接する場合は、周辺から当該資源に対する眺望に配慮した位置・配置とすること。 ④駐車場、物置、車庫等の付帯施設は、敷地内の建築物や施設等との調和を図り、道路やその他公共空間から容易に望めないように配慮した位置・配置とし、植栽等により修景を行うよう努めること。	①建築物及び工作物(以下建築物等)の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②展望地からの地域の良い景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 ③地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	規模・高さ	①周辺景観との調和や眺望に配慮した規模、高さとし、周辺の中で突出した印象や違和感を与えないように配慮すること。 ②武佐岳と周囲の山並み、標津川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に近接する場合は、周辺から当該資源に対する眺望に配慮した規模・高さとする。	①建築物等の規模・高さが地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②展望地からの地域の良い景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模・高さで建築物等を建設するとき。 ③地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。 ④太陽電池発電設備の設置で水平投影面積が 2,000 m²以上のものを建設するときは町と事前協議を行うこと。

(続き) 建築物及び工作物の建設等	形態・意匠	①形態・意匠は周辺景観と調和したものとする こと。 ②比較的規模の大きい建築物等の壁面は、長大で単調なものとならないよう工夫し、周辺への圧迫感の低減に配慮すること。 ③オイルタンクや室外機等の建築物に付属する設備は、道路やその他公共空間から極力目立たない位置とし、又は目隠しをする等配慮すること。 ④周辺景観に違和感を与える原色の使用は極力避けること。アクセント色等で使用する場合は、数や使用面積、色彩相互の調和に配慮すること。 ⑤敷地内の施設等の統一感に配慮し、近隣の建築物等や周辺環境にも調和した色彩に配慮すること。 ⑥武佐岳と周囲の山並み、標津川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に近接する場合は、周辺から当該資源に対して阻害しない色彩とすること。	①建築物等の形態・意匠が地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②展望地からの地域の良い景観資源に対しての眺望を大きく遮る形態・意匠で建築物等を建設するとき。 ③地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。 ④建築物等の外観に原色等を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
	敷地外構・緑化修景	①敷地内の既存の樹木や植栽は、可能な限り保存、又は移植に努めること。やむを得ず伐採する場合は、新たに植栽又は補植するなど、緑化に努めること。 ②敷地内は芝生、植栽、花壇等で緑化するよう に配慮すること。 ③敷地内の資材置き場、付帯施設等は周辺景観に配慮し、敷地外周部などに常緑樹等で緑化修景を図り、周辺との調和に努めること。 ④太陽電池発電設備の設置で水平投影面積が2,000㎡以上のものを建設するときは常緑樹による緑化、修景を行い、道路やその他公共空間から容易に望めないように配慮すること。	①建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

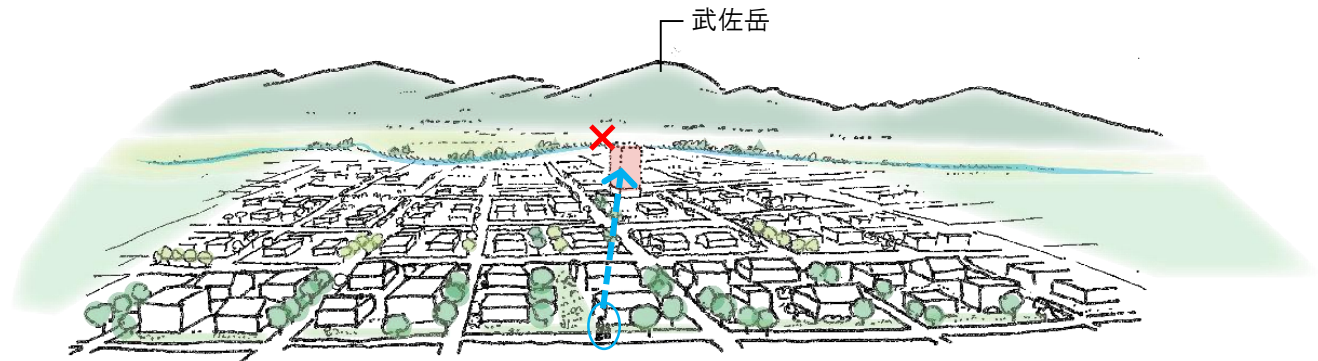
種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
屋外広告物の表示、掲出	位置・配置、 形態・意匠	①1つの敷地に多数の広告物を設置せず、極力分かりやすい集合型のものとする。こと。 ②案内広告物や、のぼり旗等の簡易広告物をみだりに設置しないこと（イベント時等の一時的なものを除く）。	①1つ敷地に多数の広告物を設置することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②多数の案内広告物やのぼり旗を設置することにより周辺景観を著しく阻害するとき。
	色彩・素材	①原色の使用を避け、周辺景観となじむ色彩に配慮すること。また、多色や極端に華やかな色彩の使用も避けること。 ②色彩はカラーバリエーション（配色による見えにくさを避ける工夫）に配慮すること。	①外観に原色等を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	①現況の地形は可能な限り活かし、地形や土地の改変は必要最低限にとどめ、周辺景観と調和のとれたものとする。 ※特に行為を行う計画地周辺と地形の連続性に配慮すること。 ②開発区域内の既存の樹木や植栽は、可能な限り保存、又は移植に努めること。やむを得ず伐採する場合は、新たに植栽又は補植するなど、区域内の緑化に努めること。 ③法面は可能な限り緩勾配となるよう工夫し、芝、低木等の植栽により緑化に努めること。擁壁になる場合は、植栽により緑化すること。	①土地の改変等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、又は周辺景観を著しく阻害するとき。 ②開発行為等で 3,000 ㎡以上の土地の利用を行う場合には町と事前協議を行うこと。
屋外における土石、再生資源、建設資材、その他物件の堆積	①道路やその他公共空間から容易に見える場所での堆積は避けること、又は植栽等により修景を行うなどの工夫をすること。 ②堆積する際は、高さを可能な限り抑えて、整然とした集積・貯蔵となるよう配慮すること。 ③武佐岳、標津川、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に近接する場合は、周辺から当該資源に対する眺望に配慮した規模・高さとする。	①土石の堆積等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、又は周辺景観を著しく阻害するとき。 ②地域の良い景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。 ③土石等の堆積で 10,000 ㎡以上の土地の利用を行う場合は町と事前協議を行うこと。（工事用現場資材等の一時的なものを除く） ④敷地内の資材置き場、付帯施設等が、周辺景観との調和を欠くことにより、地域の良好な景観資源に対しての眺望や景観を著しく阻害するとき。（工事用現場資材等の一時的なものを除く）

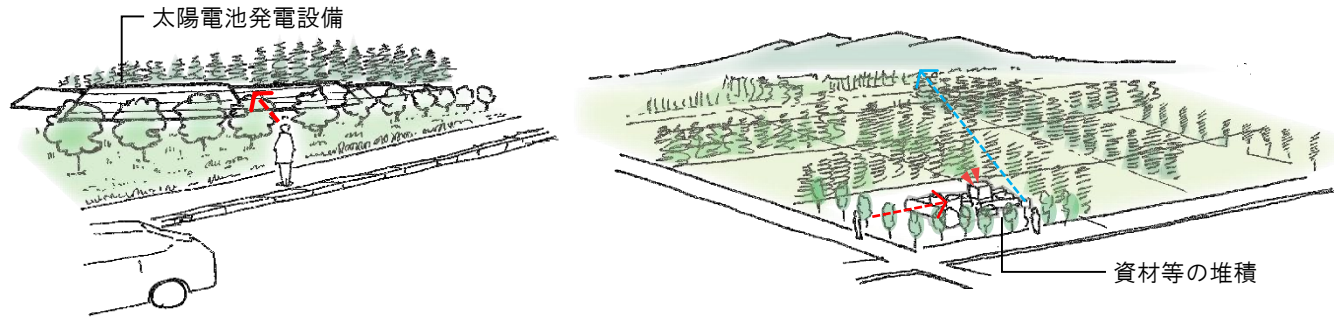
- 「景観形成基準」検討にあたって参考とした、既存の景観形成基準等
- ・建築基準法における絶対高さ制限
 - ・北海道景観計画 景観形成の基準（一般区域）
 - ・北海道屋外広告物条例（禁止地域：第二種禁止地域（中標津空港、開陽台）、許可地域：第 6 種許可地域（国道・道道・鉄道から 100m 以内の展望地域等））
 - ・北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン 届出対象行為、景観形成の基準（一般区域）
 - ・航空法における中標津空港制限表面
 - ・森林法における林地開発許可制度
 - ・中標津都市計画（用途地域等）
 - ・中標津町景観条例（平成 9 年 1 月施行）：景観形成重点区域（開陽台周辺地区）内の景観形成基準／国道 272 号バイパス沿いの景観形成基準／太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準／携帯電話基地局設置に係る指導指針
 - ・その他、中標津町における現状の景観形成の取組、ヒアリング、ワークショップの意見など



■中標津町の景観資源等の位置図（当該資源に対する眺望に配慮する）



■周辺の景観や眺望に配慮した規模・高さ



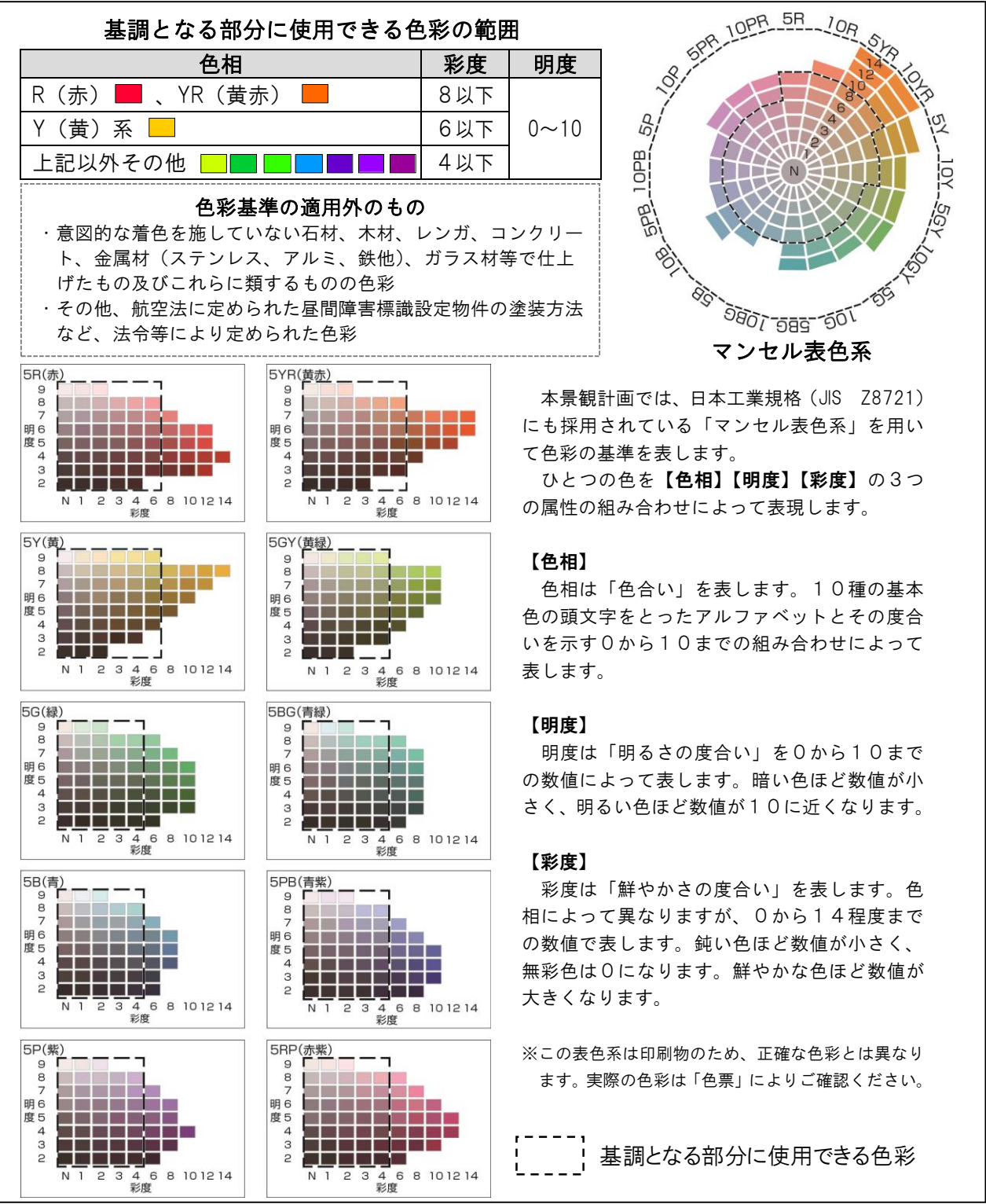
■太陽電池発電設備周囲の緑化修景

■緑化などで周囲の環境に配慮した資材等の堆積

（２）全区域共通の色彩基準

町民共有の貴重な財産を後世に引き継いでいくため、中標津の風土に調和した良好な景観形成を図るには、建築物や工作物等の色彩が周辺に与える影響を考慮する必要があります。

これを踏まえて、建築物・工作物等の基調となる部分は周辺の景観との調和を図り、極端に華美な色彩とならないよう、以下のような全区域共通の基準を設けます。アクセント色等で使用する場合にあっては当該立面の１／５以下とします。なお、色彩基準は北海道景観計画と同様の基準です。



(3) 各区域の景観形成基準

1) 開陽台周辺区域 **景観形成重点区域**

開陽台は、山岳部から連なり豊かな植生をみせる樹林帯や、防風保安林による緑の大格子、大規模で個性的な牧草地、遠く北方領土までを視界330度に一望できる全国的に有名な景勝地です。また、星の**降る里**として、天体観測でも有名であり、頭上に輝く満天の星の輝きにファン也大勢います。言わずと知れた町を代表する観光・景観資源です。「地球が丸く見える」開陽台からの眺望景観を守り、将来に引き継いでいきます。

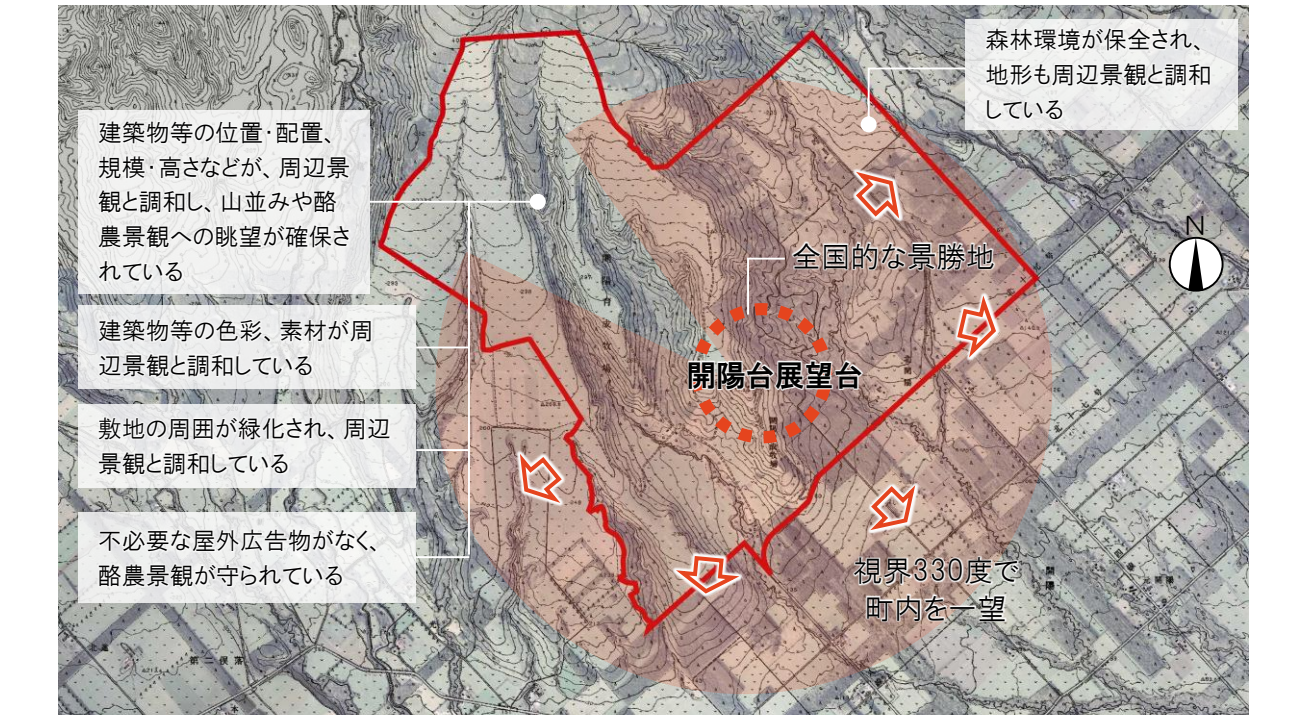
「開陽台周辺区域」では、**町を代表する観光資源としての価値や、豊かな自然環境・農村環境に対する優れた眺望を守る景観形成**を図るため、以下の点を考慮します。

- 展望台からの視界 330 度の景観を守ります
- 大規模な牧草地と格子状防風林、河畔林、河川等が織りなす、先人たちの開拓の歴史である個性的な酪農景観を守ります
- 大規模で個性的な牧場、牧草地帯などにおける施設整備等においては、酪農景観に配慮します
- 全国的な景勝地としての交流や感動を育てます

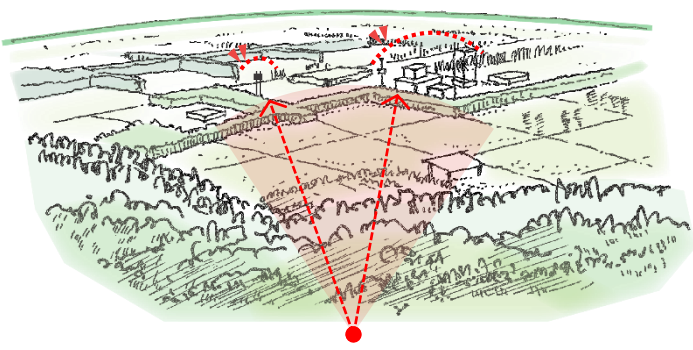
全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「開陽台周辺区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①開陽台及び町道武佐北 19 号道路から目立たないよう配慮した位置・配置とすること。 ②敷地内に複数の建築物や施設等が立地する場合は、周辺の自然・農村景観と調和するよう敷地構成に配慮すること。 ③周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、およびその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ④道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ⑤既存の建築物および工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	①開陽台及び町道武佐北 19 号道路から、地域の良い景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。
	規模・高さ	①開陽台展望台から見て周辺景観との調和や眺望に配慮した高さとし、原則として 1 0 m 以下とすること。（農林業用施設を除く）	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ②屋根の色は、周辺の自然・農村景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。 ③外壁の色は、主要色として例）木、石、土などの自然素材色または、白系統色の使用に努めること。 ※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農業用施設等については、レッド系（錆止め色含む [5R 3/10]）を用いることを可とする。 ※[]内はマンセル値の例。 ④建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。	①建築物等の色彩、素材が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、開陽台及び町道武佐北 19 号道路から、地域の良好な景観資源に対しての眺望や周辺景観を著しく阻害するとき。

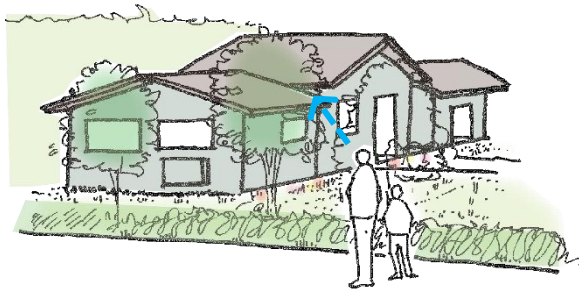
種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
屋外広告物の表示、掲出	①開陽台及び町道武佐北 19 号道路から目立たないよう、周辺景観との調和や眺望に配慮した色彩とすること。 ②発光を伴うものは原則設置しないこと。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	①現況林地を含む区域で 3,000 ㎡以上の開発行為等を行う場合は、森林の水源涵養、災害の防止、環境の保全などの公益的機能を損なわないよう、森林の残地確保に十分配慮した造成を図ること。（工場、事業場の設置及び住宅団地造成の場合の森林率は、概ね 50% 以上とする）	①左記の景観形成基準に適合しない場合。



■開陽台周辺区域の景観形成



■開陽台から見て周辺景観との調和・眺望に配慮した規模・高さ



■農村景観と調和した建築物等の色彩・素材

2) 空港周辺区域（空港の敷地から、概ね 2,000m の範囲内）

根室中標津空港は町の北側を占める山岳からなだらかに続く大地の南端の区域に立地しており、道東地域の空の玄関口として多くの人々を迎え入れる交流拠点の役割を果たしています。登録有形文化財である中標津町郷土館緑ヶ丘分館（旧北海道農事試験場根室支場陳列館）のある緑ヶ丘森林公園やゆめの森公園をはじめとした緑地は、標津川に下る河岸段丘に分布し、中標津市街地と農村という異なる景観を分ける役割を果たしています。

道東の空の玄関口である根室中標津空港は、**昭和 18** 年に海軍が飛行場を建設したことに始まります。現在では札幌（千歳）、東京（羽田）との定期便をはじめ、チャーター便などにより年間でおよそ 2,800 便、19 万 5 千人の乗降客を迎えます。離着陸時には四季折々の顔を見せる防風保安林や牧草地等の酪農景観を間近に見ることができます。展望デッキからは、武佐岳をはじめとした自然の山並みや、天気の良い日には東に国後島が見ることができるなど、中標津町のイメージを印象づける場でもあります。

「空港周辺区域」では、**道東地域の入口として、豊かな農村環境を印象づける景観形成**を図るため、以下の点を考慮します。

- 空港周辺の豊かな農村環境、広大な眺望を守ります
- 緑に囲まれた空の玄関の良好なイメージを守り、育てます
- 道東地域の思い出となるような印象深い景観をつくり、育てます

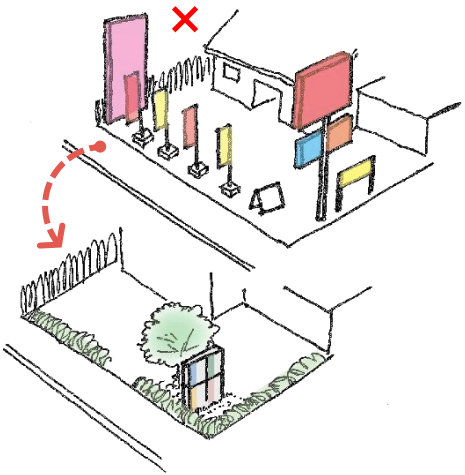
全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「空港周辺区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置 高さ	①周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、およびその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ②原則として高さ 13m 以内とすること。（農林業を除く） ③道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ④既存の建築物および工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	—
	形態・意匠	①屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ②屋根の色は、周辺の自然・農村景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。 ③外壁の色は、主要色として例）木、石、土などの自然素材色または、白系統色の使用に努めること。 ※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農業用施設等については、レッド系（錆止め色含む[5R 3/10]）を用いることを可とする。 ※[]内はマンセル値の例。 ④建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。

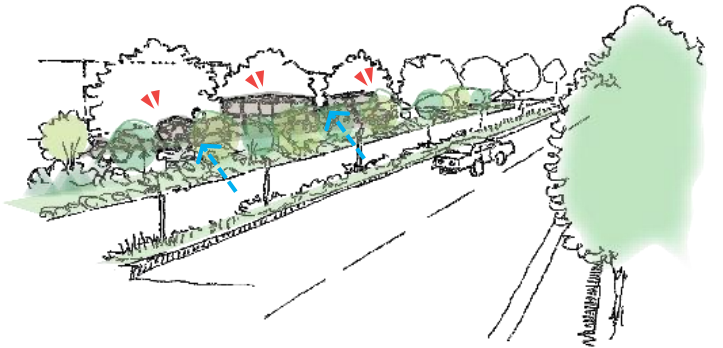
種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
屋外広告物の表示、掲出	①根室中標津空港ターミナルや道路、その他公共空間からの眺望や、周辺景観との調和や眺望に配慮した色彩とすること。 ②発光を伴うものは原則設置しないこと。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	①開発区域が 3,000 ㎡以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を 6 % 以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。 ②土石の採取、鉱物の採掘は極力避けること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。



■ 空港周辺区域の景観形成



■ 広告物を集約し周辺景観と調和



■ 資材等が沿道に面した敷地周囲の緑化

3) 国道 272 号バイパス沿いの区域（都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね 100m の区域）

中標津町と他のまちをつなぐ広域的な幹線道路で国道 272 号は、良好な農村環境を望みながら市街地へと続く中標津のまちのイメージを印象付けます。

国道 272 号沿いは保全されてきた河川及び河畔林や、防風保安林などの豊かな水と緑に恵まれた美しい自然環境に接しており、大型店舗などの商業施設が立地している付近からも望むことができます。

「国道 272 号バイパス沿い区域」では、**緑の連続性が感じられる景観の軸として、中標津町を印象づける沿道の景観形成**を図るため、以下の点を考慮します。

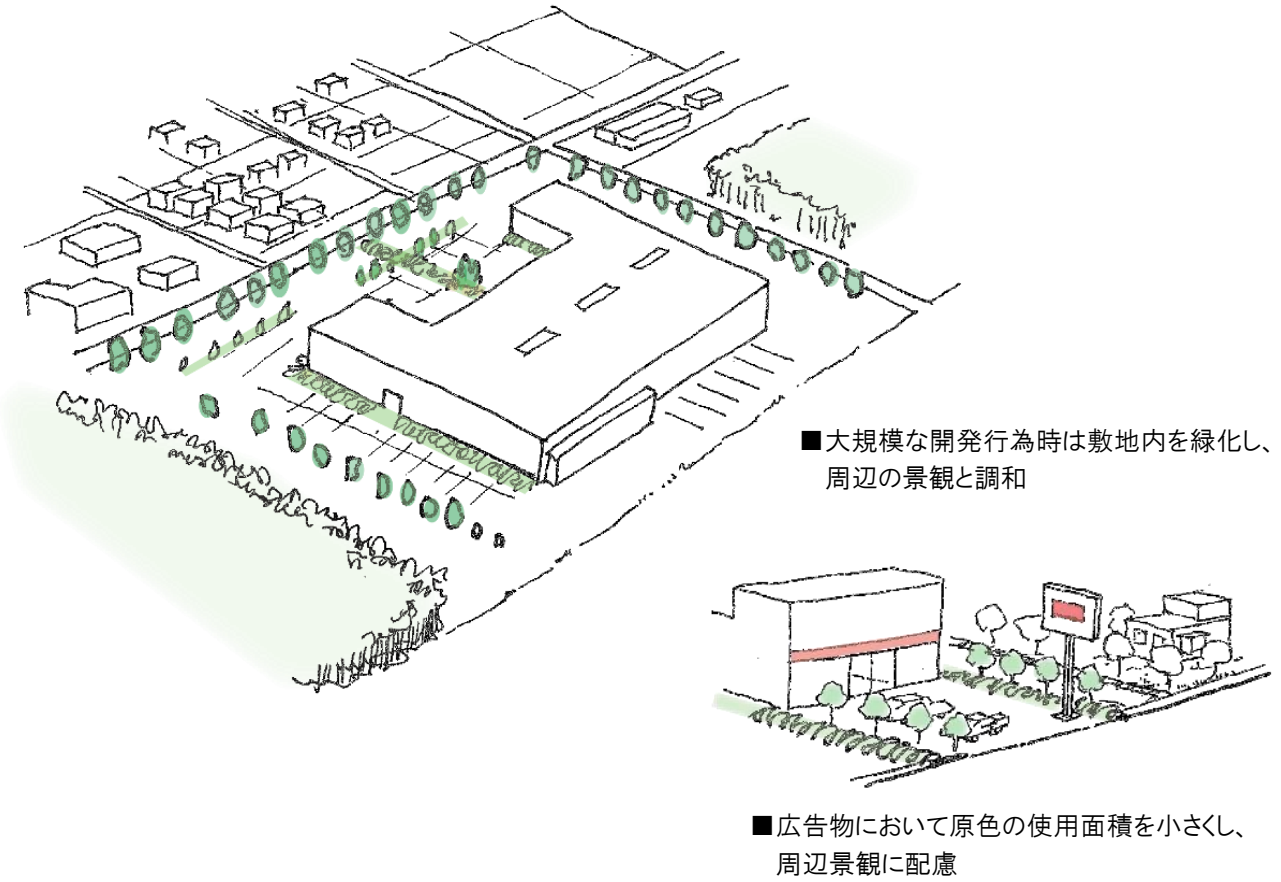
- 周辺環境との調和に配慮します
- 道東地域の拠点におけるにぎわい、誇りの感じられる沿道景観をつくります
- 水と緑を守り、コンパクトな市街地をつくり、育てます

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「国道 272 号バイパス沿い区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	規模・配置	①周辺の街並みとの調和に配慮した高さとし 10m 以下とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合
	形態・意匠	①沿道に面する店舗や商業施設の 1 階低層部などは、人々を引き込む滞留空間の設置や、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠の工夫に努めること。 ②周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	夜間照明	①暖かみのある光源などを用いた趣ある夜間の演出のほか、非行、犯罪、事故の防止にも配慮し、地域の安心、安全に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出		①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華やかな色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じるものは極力避け、街並みに配慮するほか、交通の安全に努めること。	①発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更		①開発区域が 10,000 m ² 以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を 6 % 以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。 ②土石の採取、鉱物の採掘は極力避けること。	①開発行為等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、又は街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



国道 272 号バイパス沿い区域の景観形成



4）中央通・大通沿いの区域（都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね 100m の区域）

中標津町の市街地の東西を結ぶ中央通（道道 13 号、774 号）と、中標津市街地の南北をつらぬき根室中標津空港までを結ぶ大通（道道 69 号）は、それぞれ中標津市街地の中心部で交差します。

両路線沿いには中標津中央通地区商店街が形成されているなど、中標津商業の礎を築いてきた道路であり、**沿道に面する商業施設や建築物等と周辺の良好な自然・農村環境と調和のとれた沿道景観が形成されることで、これまで以上に中標津のまちなかのイメージを印象付けます。**

「中央通（道道 13 号、774 号）・大通（道道 69 号）沿い区域」では、**まちなかのにぎわいと豊かな自然環境、農村環境が調和した沿道の景観形成**を図るため、以下の点を考慮します。

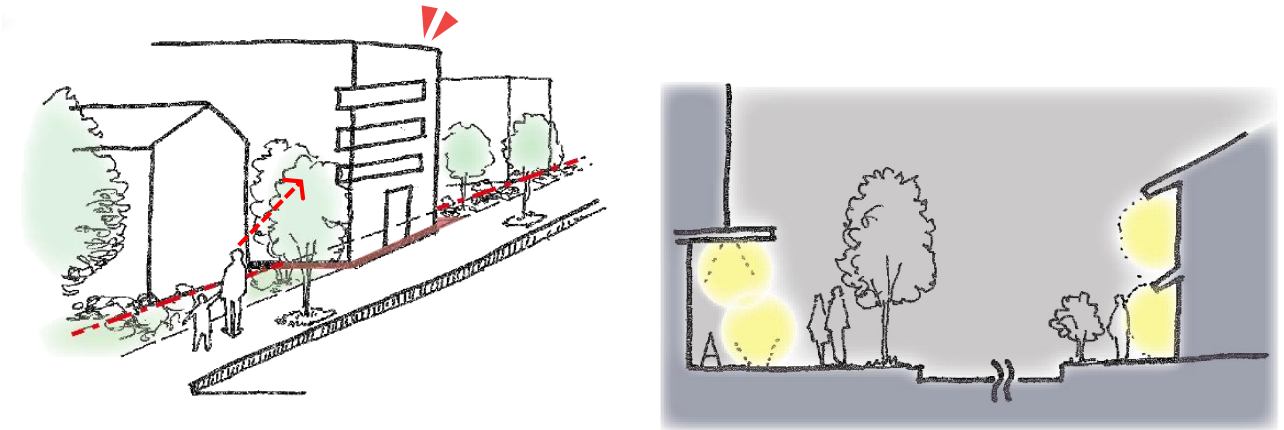
- 周辺環境との調和に配慮します
- 道東地域の拠点におけるにぎわい、誇りの感じられる沿道景観をつくります
- 周辺の自然・農村景観との調和に配慮し、沿道の緑を育て、気づかう心を育てます

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「中央通（道道 13 号、774 号）・大通（道道 69 号）沿い区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①敷地が沿道に面する場合は、隣接する建築物等と壁面位置をそろえるなど、街並みの連続性に配慮すること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	規模・高さ	①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した高さ 13m 以下とすること。（ただし、用途地域を除く）	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①沿道に面する店舗や商業施設の 1 階低層部などは、人々を引き込む滞留空間の設置や、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠の工夫に努めること。 ②周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	夜間照明	①暖かみのある光源などを用いた趣ある夜間の演出のほか、非行、犯罪、事故の防止にも配慮し、地域の安心、安全に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出		①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華やかな色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じるものは極力避け、街並みに配慮するほか、交通の安全に努めること。	①発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



（※再掲）中央通（道道 13 号）・大通（道道 69 号）沿い区域の景観形成



■建築物間等の壁面位置をそろえるなど、街並みの連続性に配慮

■地域の安全にも配慮され、趣ある夜間景観



■周囲に違和感を与えない建築物等の色彩

5) 中標津市街地中心区域（都市計画用途地域における商業地域の区域）

中標津市街地中心部は中標津町の発展を支えてきた、伝統のある商店と、総合文化会館（しるべつと）、交通センター、中標津経済センター（なかまっぷ）といったまちの主要施設が立地しています。また、中標津の商業の中心部であり、四季にわたって様々なイベントが開催されているなど、まちの顔です。

「中標津市街地中心区域」では、**多くの人々をもてなし、にぎわいや新たな交流を創出する拠点としての景観形成**を図るため、以下の点を考慮します。

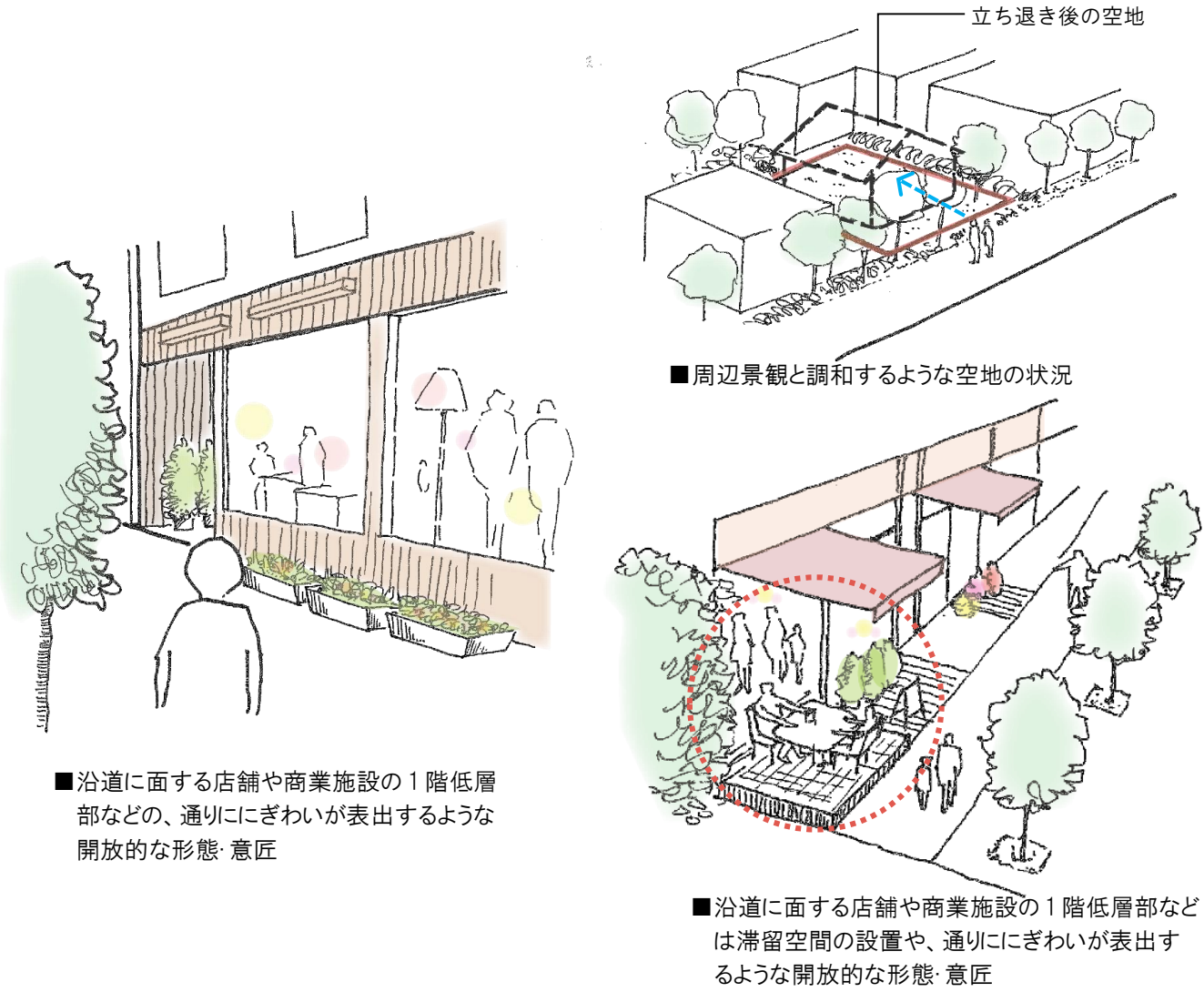
- 来訪者を惹きつける、もてなしの空間や**場所・環境**をつくり、育てます
- 期待感がわき、都市を演出する**中心部**の景観をつくります
- 丸山公園の緑、標津川の広がり、タワラマップ川のせせらぎなど、まちなかの貴重な自然環境を守ります
- 水辺や小さな空間を活かし、周遊や回遊、人々の交流が促されるような豊かな緑を育てます
- 伝統のある街並みを守り、新たな魅力を創出します

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「中標津市街地中心区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①敷地が沿道に面する場合は、隣接する建築物等と壁面位置をそろえるなど、街並みの連続性に配慮すること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	規模・高さ	①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した高さ31m以下とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①沿道に面する店舗や商業施設の1階低層部などは、人々を引き込む滞留空間の設置や、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠の工夫に努めること。 ②周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	敷地外構・緑化修景	①立ち退き後に空地とする場合は、周辺景観との調和に配慮すること。	①空地の状況が、周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害する恐れがあるとき。
	夜間照明	①暖かみのある光源などを用いた趣ある夜間の演出のほか、非行、犯罪、事故の防止にも配慮し、地域の安心、安全に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出		①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華やかな色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。	①発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



中標津市街地中心区域の景観形成



6) 中標津市街地区域（都市計画用途地域における商業地域を除く区域）

中標津市街地はタワラマップ川、ますみ川といった身近な河川や河川段丘や防風保安林といった豊富な緑の環境に囲まれており、コンパクトで利便性の高い、良好な住宅地が形成されています。中標津の農業の発展に大きく関わった旧北海道農事試験場根室支場庁舎（登録有形文化財）など、歴史的な建造物も現存しています。

「中標津市街地区域」では、**潤いと安らぎのある恵まれた自然環境を活かし、利便性が高く住み心地のよい市街地の景観形成**を図るため、以下の点を考慮します。

- 自然と調和したコンパクトな市街地をつくり、育てます
- 地域の風土と調和し、潤いや安らぎを感じさせる住み心地のよい住環境をつくります
- 水辺や小さな空間を活かし、周遊や回遊、人々の交流が促されるような豊かな緑を育てます
- 歴史を感じられる街並みを守り、育てます

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「中標津市街地区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

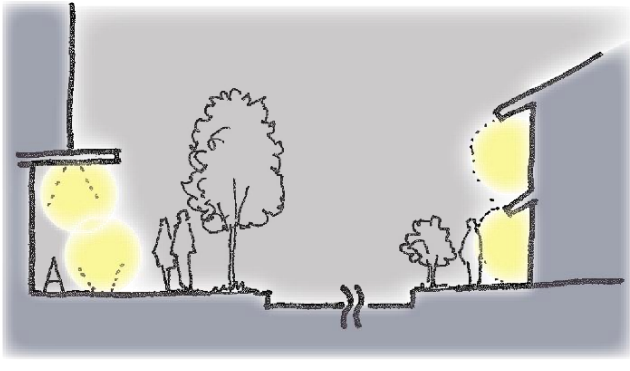
種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、およびその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ②道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ③既存の建築物および工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	—
	夜間照明	①暖かみのある光源などを用いた趣ある夜間の演出のほか、非行、犯罪、事故の防止にも配慮し、地域の安心、安全に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出		①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華やかな色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。	①原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



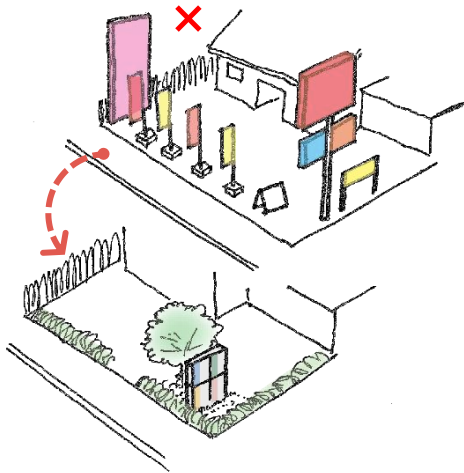
中標津市街地区域の景観形成



■(再掲)周囲に違和感を与えない建築物等の色彩



■(再掲)地域の安全にも配慮され、趣ある夜間景観



■(再掲)広告物を集約し周辺景観と調和

7）計根別市街地及びその他集落区域（計根別、開陽、武佐、当幌、養老牛温泉等）

中標津町第2の市街地である計根別市街地は、早い時期から企業進出等により栄え、沿道型の街並みを形成してきました。終戦後は企業の撤退等により小規模になりましたが、役場支所等の公共施設や計根別農業協同組合が立地し、本町西部の中心を担っています。農業高校や畜産食品加工研修センターといった酪農と関わりの深い施設も立地し、緑豊かな市街地を形成しています。市街地の北側のケネカ川流域の河岸段丘を下ると、広葉樹を中心として自然林を模し、町民が維持する正美公園が立地しています。

武佐地区は開拓期の畑作の様相を現在も残し、北海道の駅通制度の歴史を伝える北村邸主屋（登録有形文化財）やハリストス正教会といった歴史を感じさせる建築物も現存しています。

道道中標津標茶線を挟む当幌市街地は街道型の街並みを形成し、旧国鉄の防雪林や格子状防風林に挟まれた街並みを形成しています。

また、養老牛地区では2016年に開湯100周年を迎えた養老牛温泉もあります。いずれの地域も格子状防風林や河畔林に挟まれ、コンパクトな街並みを形成し、農地を侵食していないことが特徴です。他の地域においても、良好な自然環境や農村環境に囲まれています。

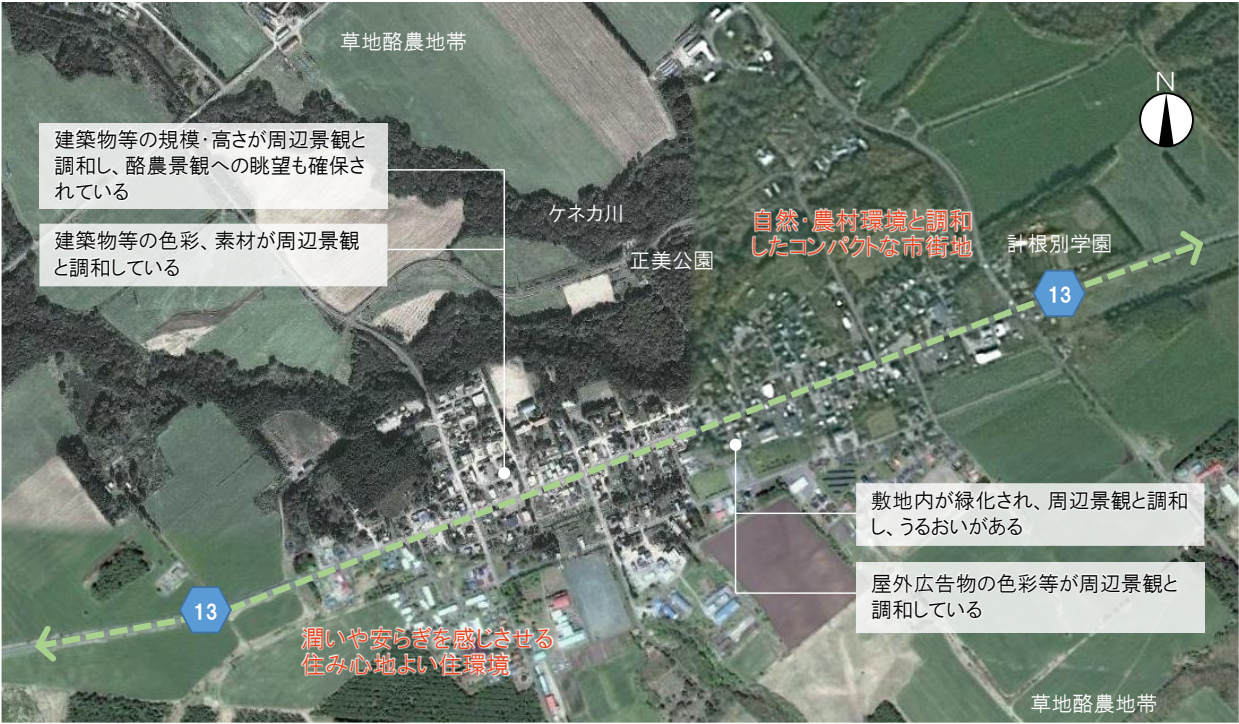
「集落市街地区域」では、**各集落の歴史・文化を継承し、良好な自然環境、農村環境と調和した集落市街地の景観形成**を図るため、以下の点を考慮します。

- 自然・農村環境と調和した市街地・集落をつくります
- 大規模で個性的な牧草地と格子状防風林、河畔林、河川等が織りなす先人たちの開拓の歴史を感じる酪農景観を守ります
- 各地域の歴史・文化など郷土の資源を守り、育てます
- 地域の風土と調和し、潤いや安らぎを感じさせる住み心地のよい住環境をつくります

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「計根別及びその他集落区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	規模・高さ	①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した高さ13m以下とすること。（ただし農林業を除く）	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	位置・配置	①周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、およびその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ②道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ③既存の建築物および工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	—
	形態・意匠	①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農業用施設等については、レッド系（錆止め色含む[5R 3/10]）を用いることを可とする。 ※[]内はマンセル値の例。 ②建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。

開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	①開発区域が3,000㎡以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を6％以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。 ②土石の採取、鉱物の採掘は極力避けること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
----------------------------	--	---------------------



計根別市街地区域の景観形成



開陽、武佐、当幌、養老牛温泉等の景観形成

8) 自然・農村景観区域（１）～７）以外の全域※都市計画区域白地地域を含む）

町の北側の雄大な自然と、地域を支える基幹産業である大規模で個性的な牧草地、開拓期からの歴史を残す格子状防風林、縦横に流れる河川等はまちの生業としての歴史、文化をもった中標津最大の特徴的な景観です。

「自然・農村景観区域」では、**大規模で個性的な牧草地と格子状防風林、河畔林、河川等が織りなす自然環境、農村環境に配慮した景観形成**を図るため、以下の点を考慮します。

- 良好な自然環境、農村環境の眺望に配慮します
- 多様で豊かな水と緑の資源を守り、育てます
- 大規模で個性的な牧草地と格子状防風林、河畔林、河川等が織りなす先人たちの開拓の歴史を感じる酪農景観を守ります

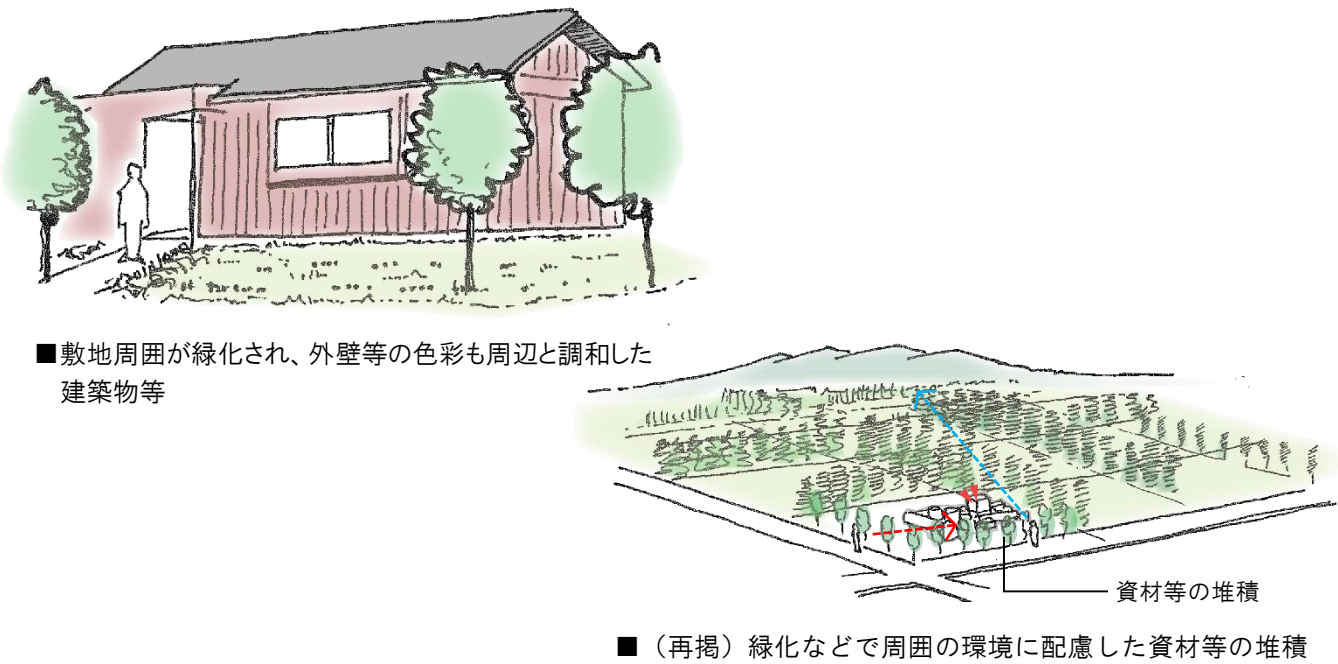
全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「自然・農村環境区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①周辺景観との調和や眺望に配慮した高さとし原則として 13m 以下とする。（農林業施設を除く） ②敷地内に複数の建築物や施設等が立地する場合は、周辺の自然・農村景観と調和するよう敷地構成に配慮すること。 ③周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、およびその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ④道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ⑤既存の建築物および工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ②屋根の色は、周辺の自然・農村景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。 ③外壁の色は、主要色として例）木、石、土などの自然素材色または、白系統色の使用に努めること。 ※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農業用施設等については、レッド系（錆止め色含む[5R 3/10]）を用いることを可とする。 ※[]内はマンセル値の例。 ④建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。

屋外広告物の表示、掲出	①発光を伴うものは原則設置しないこと。	①発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	①開発区域が 10,000 ㎡以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を6％以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。 ②土石の採取、鉱物の採掘は極力避けること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。



自然・農村景観区域の景観形成



V-2 届出対象行為（案）（景観法第 16 条第 1 項）

（１）現在の届出手続きについて

種類・行為		一般区域		景観形成重点区域（既存条例）	
				開陽台周辺地区	
建築物	新築又は移転	H：＞20m又は A：＞3,000 ㎡	H：＞13m又は A：＞2,000 ㎡	全て	
	増築又は改築	増改築により上記対象面積を超える場合 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する床面積の合計が 10 ㎡以下の場合は対象外		全て	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築又は移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の 1/2 を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの		全て	
工作物	新築又は移転	さく、塀、擁壁等	H：＞5m		全て
		鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等	H：＞15m ※建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5mかつ地盤面から工作物の上端までの高さが 15mを超えるもの		全て
		風力発電設備			
		煙突その他これに類するもの			
		物見塔その他これに類するもの	H：＞13m ※建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13mを超えるもの		全て
		彫刻、記念碑等	H：＞13m 又は A：＞2,000 ㎡		全て
		観覧車、コースター等			
		自動車車庫等の用に供する立体施設			
		アスファルトプラント等製造施設			
		石油、ガス、穀物、飼料等処理施設			
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等				
	太陽電池発電設備	H：＞5m 又は A：＞2,000 ㎡		全て	
	増築又は改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が 10 ㎡以下の場合は対象外		全て	
	修繕、模様替	新築又は移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の 1/2 を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの		全て	
開発行為		S：＞10,000 ㎡又は法面・擁壁 H：＞5m		S：＞3,000 ㎡ ※重点区域が都市計画区域内の場合は 1,000 ㎡以上の行為。	
屋外広告物の表示、又は屋外広告物の掲出する物件の設置		規定なし		全て	
立木の伐採		規定なし		S：＞10,000 （間伐、枝打ち、整枝等木材の保育のために通常行われる立木の伐採、枯損した立木又は危険な立木の伐採は除く）	
屋外における廃棄自動車の放置、建設資材の堆積		規定なし		全て	
その他町長が指定するもの		規定なし		※現在指定されている行為はない。	

※用途地域については中標津町に存在する種別のみを記載

※H：高さ A：延べ面積（工作物は築造面積） S：開発区域面積

※一般区域については北海道景観条例により規定されている内容

（２）今後の届出手続きについて

種類・行為		景観形成重点区域（開陽台周辺区域）以外の区域	(仮称)景観形成重点区域：開陽台周辺区域	
建築物	新築又は移転	H：＞10m　又は　A：＞2,000 ㎡	全て	
	増築又は改築	増改築により上記対象面積を超える場合 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する床面積の合計が 10 ㎡以下の場合は対象外	全て	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築又は移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の 1/2 を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの	全て	
工作物	新築又は移転	さく、塀、擁壁等	H：＞5m	全て
		鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等	H：＞10m ※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが 10mを超えるもの	全て
		風力発電設備		
		煙突その他これに類するもの		
		物見塔その他これに類するもの	H：＞10m ※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの工作物の上端までの高さが 10mを超えるもの	全て
		彫刻、記念碑等	H：＞10m　又は　A：＞2,000 ㎡	全て
		観覧車、コースター等		
		自動車車庫等の用に供する立体施設		
		アスファルトプラント等製造施設		
		石油、ガス、穀物、飼料等処理施設		
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等			
	太陽電池発電設備	H：＞5m　又は　A：＞2,000 ㎡	全て	
	増築又は改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が 10 ㎡以下の場合は対象外	全て	
	修繕、模様替	新築又は移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の 1/2 を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの	全て	
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更		S：＞3,000 ㎡又は法面・擁壁　H>5m（都市計画区域内） S：＞10,000 ㎡又は法面・擁壁　H>5m（都市計画区域外）	S：＞3,000 ㎡（農林業を営むための行為は除く）	
屋外広告物の表示、掲出		規定なし	全て	
立木の伐採		規定なし	S：＞10,000 ㎡ （間伐、枝打ち、整枝等木材の保育のために通常行われる立木の伐採、枯損した立木又は危険な立木の伐採は除く）	
屋外における土石、再生資源、建設資材、その他物件の堆積(工事用現場資材等の一時的なものを除く)		S：＞3,000 ㎡（都市計画区域内） S：＞10,000 ㎡（都市計画区域外）	全て	
その他町長が指定するもの		—	—	

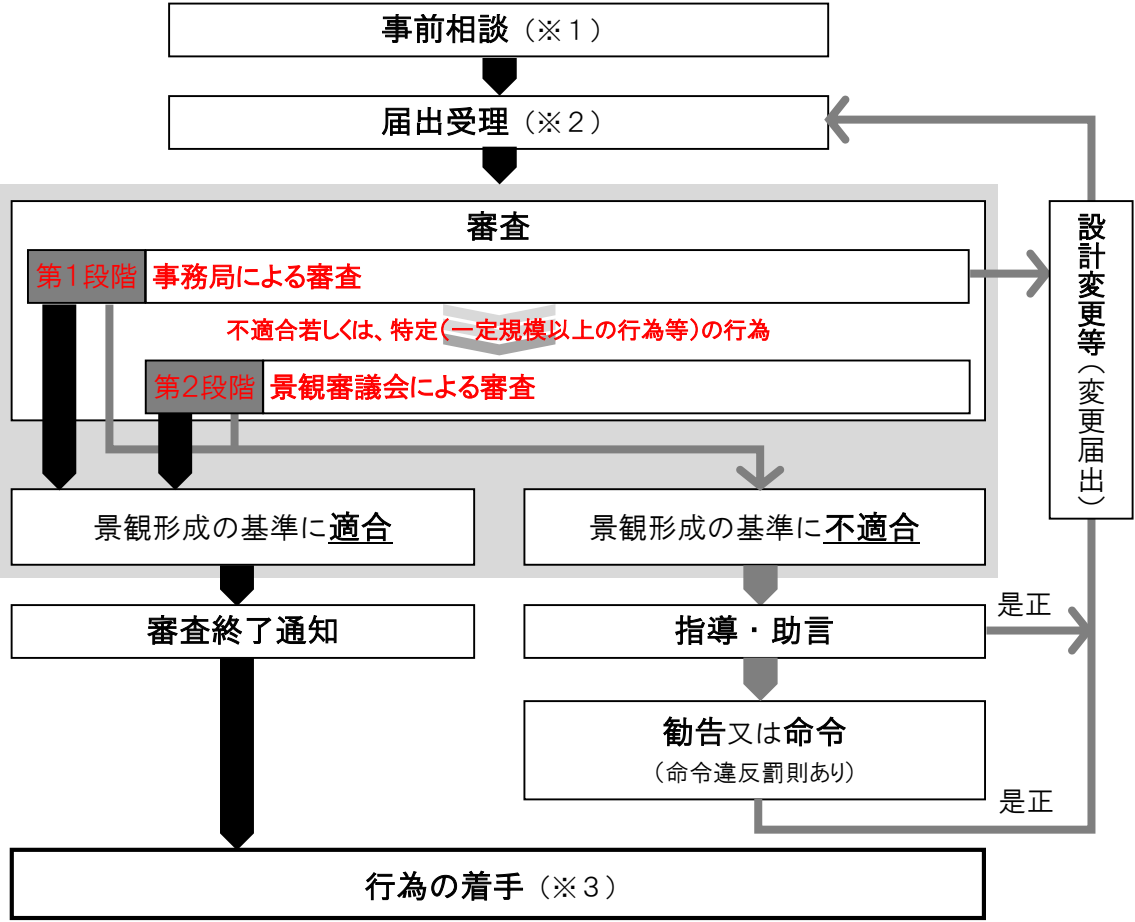
※用途地域については中標津町に存在する種別のみを記載

※H：高さ A：延べ面積（工作物は築造面積） S：開発区域面積

※朱書きは強化する内容

(3) 届出に係る基本フロー図(案)

届出対象となる行為を行う際は、景観法に基づき着手の 30 日前までに届出を必要とします。また、計画段階から計画内容等について事前相談を行い、景観審議会等で良好な景観形成に資する内容か審議し、支障がないと判断された場合のみ行為の着手が可能となります。届出に係る基本的な流れは、以下のようになります。



届出に係る協議・審査の将来的なあり方に向けたプロセス

町民や景観整備機構等の構成メンバーが、景観審議会へ参画

景観整備機構(景観まちづくりに関わる各種団体が基盤となったネットワーク機関)等の創設

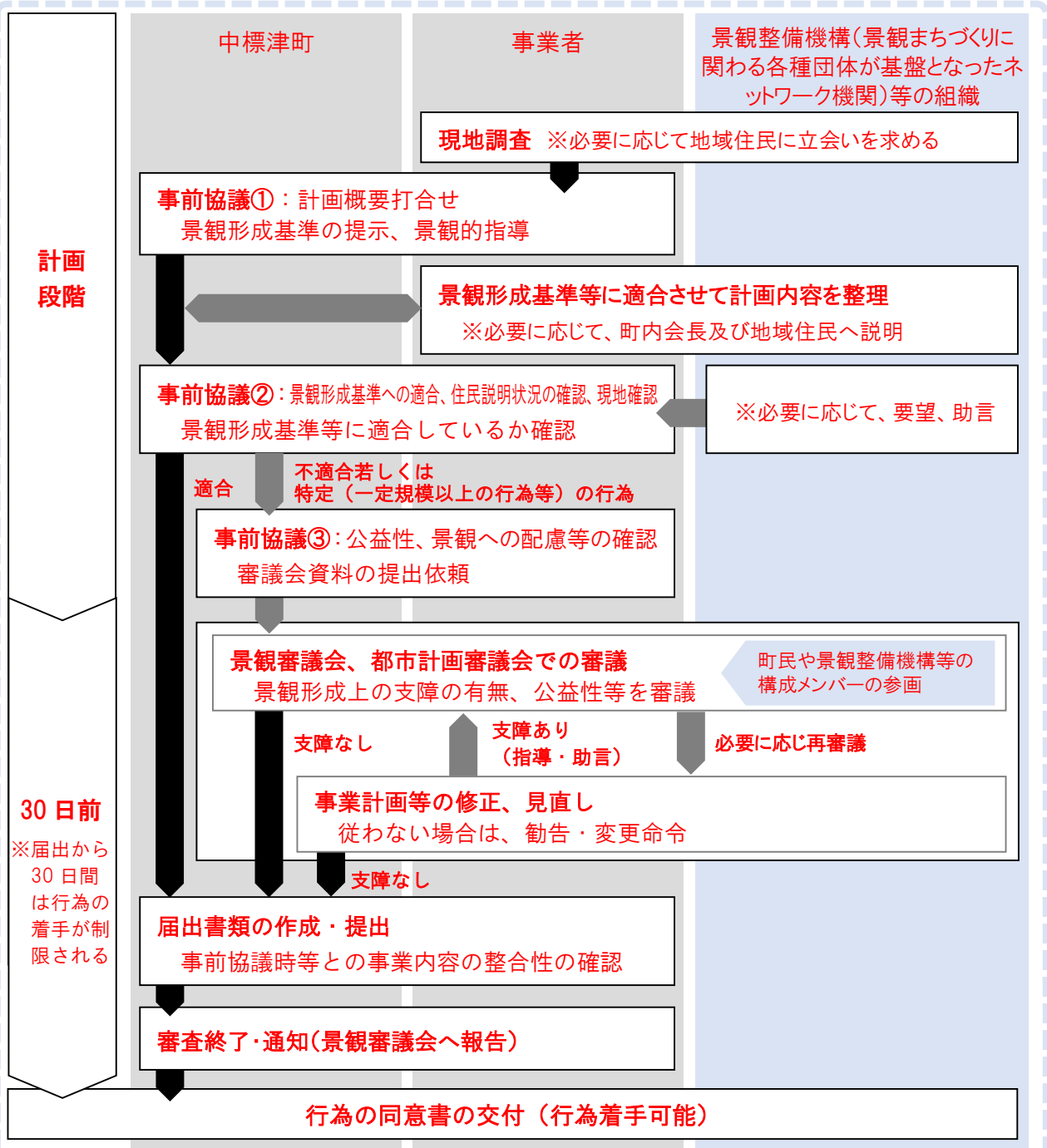
景観まちづくりの推進方策(※後述)の一環

- ※1 事前相談について
 - 届出に際して、周辺の環境を著しく阻害するような場合には、法に基づく町長の勧告や変更命令により、必要な変更等を要求することがある。
 - そのため、届出の対象となる行為を行う際には、当該行為を行う区域を所管する届出窓口での事前相談を行う。
- ※2 届出の受理について
 - 届出書類に不備がある場合は、届出を受理することができない。
- ※3 行為の着手制限等について
 - 行為の届出をした者は、中標津町がその届出を受理した日から 30 日経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手できない。(実地調査の必要があるとき、その他合理的な理由があるときは、90 日まで延長することがある。) よって、**着工予定日の 30 日前までに届出を必要とする。**
 - 中標津町長が行為の届出をした者に審査の終了通知を行ったときは、届出の受理から 30 日経過する前であっても行為に着手することができる。

- 行為の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたり、行為の着手制限期間内に行為に着手した者は、景観法の規定により、30 万円以下の罰金に処せられることがある。
- 建築基準法に基づく確認申請、都市計画法に基づく開発許可申請、屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可申請等は、この届出とは別に申請が必要である。

将来的な届出に係る協議・審査のあり方として、町民や景観整備機構(景観まちづくりに関わる各種団体が基盤となったネットワーク機関)等の構成メンバーが景観審議会へ参画していく流れ及び体制となることが理想です。そのため、景観整備機構等の創設を、まちづくり推進方策(※後述)の一環で取組んでいくことが大切です。

下図は、理想と考える町民や景観整備機構等が参画した届出に係る協議・審査のあり方です。景観まちづくりの担い手がより深く関わることで、細やかに景観を守り、つくり、育てていくことができ得る下図を想定しながら、届出手続きの運用を図ります。



- 届出の審査について
- ※審査終了により、期間を短縮できる。
- ※整合性の確認が取れず、現地調査等合理的な理由があるときは、最大 90 日まで延長できる。
- ※(勧告) 行為の内容が、景観形成基準に適合しない場合、届出から 30 日以内に行う。
- ※(変更命令) 勧告に従わなかった場合、届出から 30 日以内に行う。

VI 中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項

中標津町には景観資源が豊富にあります。良好な景観の形成に重要な建造物等の指定や、整備に関する事項を、景観法（以下「法」という。）に基づいて定めることができます。このことにより景観資源の維持、保全及び継承、良好な景観の形成に向けた活用を積極的に図っていくことができます。ここでは、以下のように指定の方針等について定めます。

VI-1 景観重要建造物の指定（景観法第19条第1項）の方針

中標津町内には、開拓や駅通制度の歴史を伝える「伝成館」をはじめとした国の登録有形文化財として保全されている歴史的建造物があります。その他にも「ハリストス正教会」など、地域の歴史文化を特徴づけ、将来的に地域の歴史資産になり得る貴重な建造物もあります。

この他にも、町民に親しまれている施設、農家の畜舎やサイロなどの絵画や写真の被写体となっている建造物や工作物、建築家による公的性格を有する作品も、その候補として挙げることができます。

これらの建造物や工作物は、地域の歴史性や文化性、そこに住まう人々の愛着、地域を訪れる人々が見出している魅力といった多様な価値から成り立っており、各々が地域固有の重要な景観資源となっています。

このように良好な景観形成を図る上で重要な役割を担っている建造物を『景観重要建造物』として保全・活用していくため、その指定方針について、以下のとおり定めます。

■景観重要建造物の指定の方針

・良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）を「景観重要建造物」として、景観まちづくりに必要不可欠な場合に景観法施行規則で定められている基準に基づいて指定します。

※指定にあたっては、所有者の合意が得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

景観法施行規則

（景観重要建造物の指定の基準）

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
 - ロ 政府が世界遺産委員会（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第八条1の世界遺産委員会をいう。以下このロにおいて同じ。）に対し同条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画（変更があったときは、その変更後のもの）に従って公衆によって望見されるものであること。

VI-2 景観重要樹木の指定（景観法28条第1項）の方針

中標津町内には、白樺並木やタワラマップ川沿いなどに、景観上重要な大木や並木道などが残されています。農地には強い風を遮る耕地防風林、家畜の放牧には欠かせない数本の樹木からなる庇陰林や単独の樹木、鉄道跡には防雪林といった機能を有する樹木も散見できます。このほかにも、歴史的な価値を持つ樹木、愛称を持つ樹木、スケッチや写真撮影の対象物になる樹木など、広く地域の人々に愛され、その景観の象徴となっているものもあります。

樹木が大木として成長するまでには長い年月を要しますが、失うのはわずかな時間です。喪失してしまうと再生するには再び長い時間が必要となり、まちの貴重な景観の特性も住民の記憶も失われてしまうことが予測されます。

このような良好な景観形成を図る上で重要な役割を担っている樹木を「景観重要樹木」として保全・活用していくため、その指定方針について、以下のとおり定めます。

■景観重要樹木の指定の方針

・良好な景観の形成に重要な樹木を「景観重要樹木」として、景観まちづくりに必要不可欠な場合に景観法施行規則及び都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令で定められている基準に基づいて指定します。

※指定にあたっては、所有者の合意が得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

景観法施行規則

（景観重要樹木の指定の基準）

第十一条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令

（景観重要樹木の指定の基準）

第一条 景観法第二十八条第一項の国土交通省令・農林水産省令で定める都市計画区域外の景観重要樹木（以下単に「景観重要樹木」という。）に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路（私道を除く。以下同じ。）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

VI-3 景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項

中標津町内には国道 272 号、道道中標津空港線（道道 69 号）といった景観に配慮することが謳われた道路や、ミルクロードという愛称を持つ道路があります。これらの道路に加えて、全町に格子を描く号線道路は、植民地区画の中区画にあたる開拓の歴史の証です。河川と河畔林は、開拓の進む中標津の市街地や農業地域の自然環境を担保するばかりではなく、下流域や海的环境も守ります。格子状防風林は農地や市街地、集落を風害から守ってきました。

中標津はその全域から、遠景である知床連山から続く山並みを、中景である幾重にも続く格子状防風林と見え隠れする農地と道や市街地や集落のまちなみを、近景である建造物や工作物や並木道、農地や耕地防風林、孤立木を望むことができます。この効果は景観重要公共施設が複合的にもたらす景観の魅力です。

景観重要公共施設は、全町に広がる景観の骨格を構成する重要な要素です。中標津町では道路、河川、防風保安林等の公共施設を挙げることができます。景観重要公共施設の指定では、以下2つの側面に着目します。

■景観重要公共施設の指定の方針

1. 施設自体の整備や維持管理の側面に着目し、指定します。
2. 周辺の自然環境やまちなみと調和を図る側面に着目し、指定します。

上記 2 つの側面とこれらを両立すること、広い範囲を連続的に保存、整備、維持することにより、効果的な景観形成が可能となります。また歴史的な建造物と周囲のまちなみ、歴史的建造物と周囲の農地や景観重要樹木との調和が求められる複合的な公共施設、地域の顔となるような公共施設もあげることができます。

このため、中標津町の景観形成上特に重要な公共施設について、「景観重要公共施設」に指定し、地域のまちづくりと連携して、景観に配慮した整備を推進します。

（１）指定に関する事項

中標津町の景観形成上、特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共施設」として指定します。

「景観重要公共施設」の指定にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を得るとともに、「中標津町景観審議会」の意見を聴くものとします。

■指定基準（案）

- ・山岳林や田園に水源を有する河川
- ・賑わいと交流を生む道路、遠景の見え隠れする様を連続して望むことができる道路
- ・中標津町の農業の発展を支え、まちを代表する資産である格子状防風林等の防風保安林 など

（２）整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、地域の景観まちづくりや観光・商業振興などと連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

「景観重要公共施設」の整備にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を得るとともに、「中標津町景観審議会」の意見を聴くものとします。

■整備方針

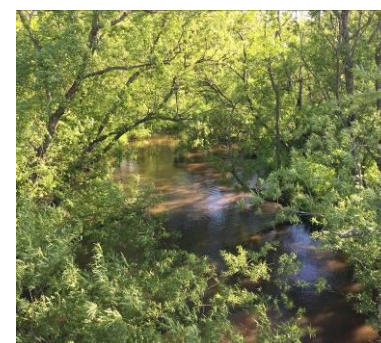
- ・景観に配慮した工作物・構造物の整備
 - ・道路：舗装、ガードレール等の交通安全施設、擁壁・法面等
 - ・河川：護岸、水辺空間、管理道路、河川占用物など
- ・地域の特性や周辺と調和した公共サインの設置
- ・眺望に配慮した工作物の設置箇所の把握と共有
- ・豊かな遠景・中景・近景の眺望の理解と共有
- ・地域の特性に応じた道路や河畔林の緑化推進
- ・屋外広告物の適正な規制・誘導
- ・格子状防風林を含む防風保安林の保全

（３）指定が想定される公共施設（例）

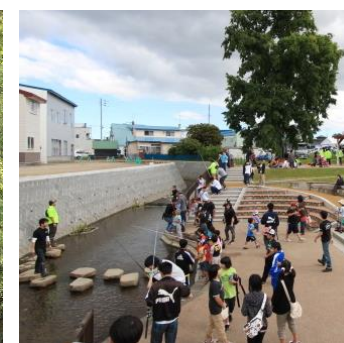
中標津町内に立地する公共施設のうち、以下のものが「景観重要公共施設」として指定が想定されます。



標津川



当幌川



タワラマップ川



国道 272 号バイパス



道道 69 号



道道 13 号



防風保安林(格子状防風林)



号線道路(例:28 線)

VI-4 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項

屋外広告物は、目標地への案内・誘導や対象物の解説など、人々に対して必要な情報を伝達する役割を果たしています。また、中心市街地における商業地域等においては色彩や素材などが地域の華やぎや活気を演出するなど、まちのイメージを印象づける景観形成上の重要な役割を果たしています。

このような特性から、地域性や周辺への配慮がない屋外広告物は、まち並みや周辺の自然景観・農村景観との調和を欠くなど、景観を阻害する要素となり得る場合もあります。

以上を踏まえて、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置にあたっては、今後も周辺の景観との調和に十分に配慮する必要があります。

中標津町における屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限については、現在「北海道屋外広告物条例」により規制されています。当面は、本計画および上記条例に基づいた規制・誘導を推進していきます。必要に応じて中標津町独自の「屋外広告物条例」の制定を検討するなど、良好な景観形成を図っていきます。

■屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項

- ・中標津町景観計画及び北海道屋外広告物条例を遵守した規制・誘導を推進します。
- ・必要に応じて、中標津町独自の「屋外広告物条例」の制定等を検討します。

VI-5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

中標津町の酪農をはじめとした農業がみせる景観の特徴は、今日も発展しつづける基幹産業であること、歴史と文化を継承した語り部であること、これらのふたつの側面を有した、生きた景観であることです。

「景観農業振興地域整備計画」は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、健全な営農環境が周囲との調和を織りなし、良好な景観を形成している地域について、定めることができます。付加価値を与えて知名度の向上を図るなどの取り組みを促進する上で有効です。

地方自治体が同計画を策定する際の前提として、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づく「農業振興地域整備計画」に適合することが、景観法には明記されています。

■景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

- ・基幹産業たる農業の一層の発展と幅広い理解の獲得を目的に応じて、「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討することができます。

VII 中標津町における景観まちづくりの推進方策

VII-1 景観まちづくりの考え方

■考え方1：「基本理念」の実現に向けたプロセスで『景観まちづくりを育てていく』

景観まちづくりの根幹である景観計画の基本理念「歴史、文化、産業との融和、自然との共生による景観まちづくり～中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てる～」を基に、中標津町内に暮らす全ての町民が、まちに誇りと愛着をもち、自然を守り、うるおいのある生活空間をつくり、豊かな緑と健やかな心を育て、中標津の風土に調和した良好な景観を形成し、後世に引き継いでいくことが必要です。

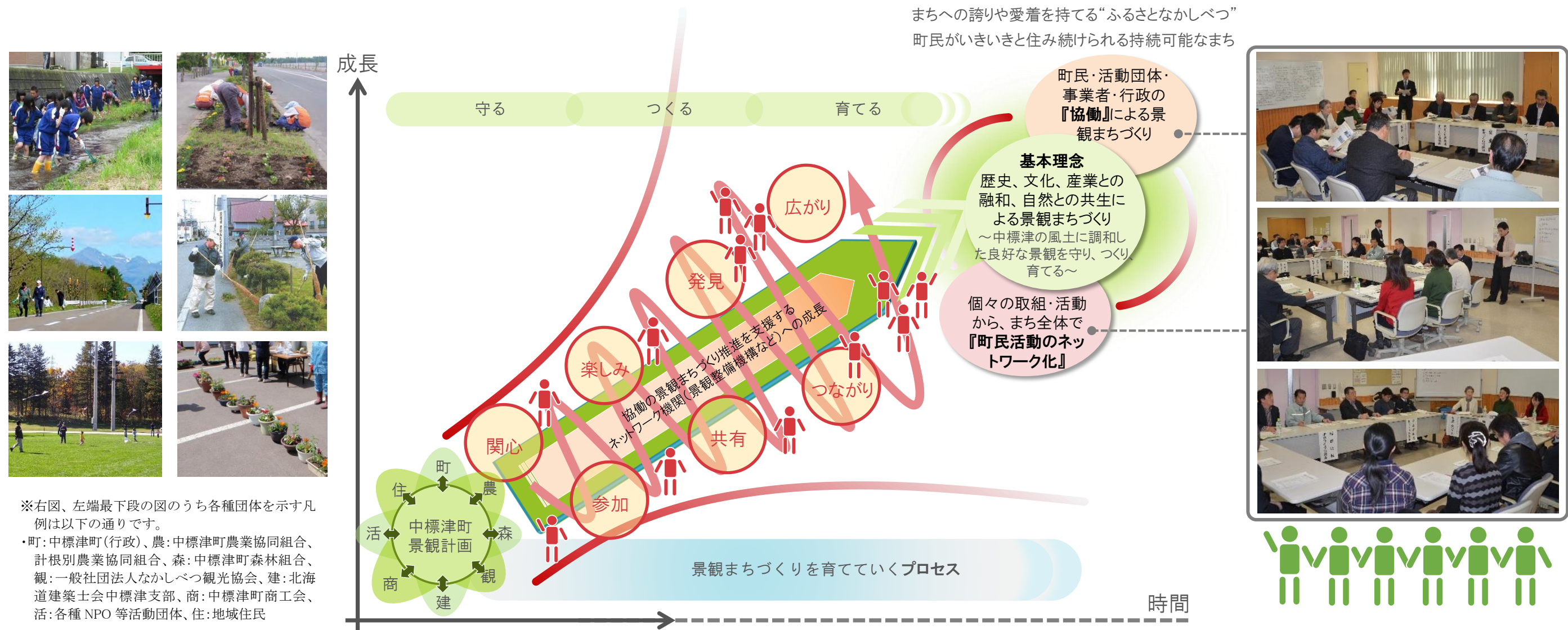
基本理念に基づき、本計画策定をスタートにしながら景観形成を含めたあらゆるまちづくり活動に町民がかかわるような以下の過程（プロセス）で、町全体で景観まちづくりを育てていきます。

■考え方2：町民・活動団体・事業者・行政、および取組・活動を支援するネットワーク機関の『協働』による景観まちづくり

道内でも先駆けとなって様々な団体や個人が積極的に取り組まれてきた景観づくり等の活動は、「まちへの誇りや愛着を持てる“ふるさとなかしべつ”」「町民がいきいきと住み続けられる持続可能なまち」の実現にあたり、これからも継続されていくことが不可欠です。町民・活動団体・事業者・行政が互いにパートナーとなり、ともに支えあう、楽しみながら自主性を発揮し、情報やノウハウ等の共有、新たなつながりの創出などを通して、協働の景観まちづくりを進めます。さらに、景観整備機構など、取組・活動を支援するネットワーク機関の組織化されていくことも視野に、景観まちづくりに関わる個人や組織間を“つなぐ”ことで、永続的な景観まちづくりを図ります。

■考え方3：個々の取組・活動から、まち全体で『町民活動のネットワーク化』し、様々な景観まちづくりを支援するネットワーク機関の創設

中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てるために、景観まちづくりを育てていくプロセスの中では、「関心・参加・楽しむ・発見・共有・つながり・広がり」を経て、まち全体で『町民活動のネットワーク化』を図ります。そのうえで、以下の景観まちづくりの過程（プロセス）を大切にしながら、普段の活動はもちろん、活動の担い手の連携・協力、町民・活動団体・事業者・行政それぞれの経験や知識、ノウハウを連携させるネットワーク機関の創設も考慮し、協働の景観まちづくりを進めます。



■各種景観まちづくり活動の支援や、景観形成を調整・管理する「景観整備機構」のイメージ

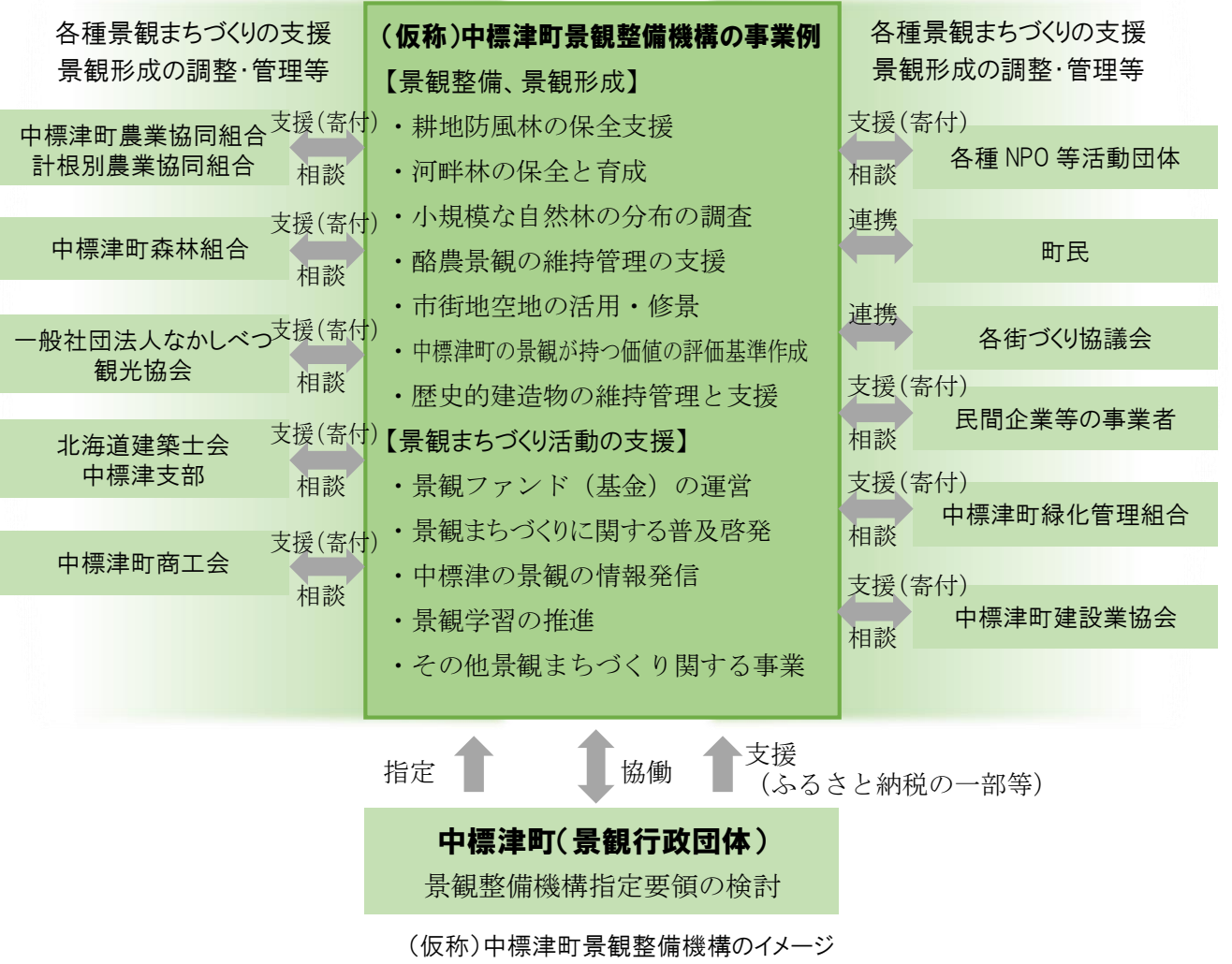
“町全体の景観まちづくり”に欠かせないことは、町民・活動団体・事業者・行政が連携し、『協働』で進めることです。協働による推進にあたり、町全体で景観まちづくりを育てていくプロセスを意識しながら、景観法に明記された「景観整備機構」を活用することが有効です。

現時点で想定される「(仮称)中標津町景観整備機構」の役割としては、格子状防風林の保全、歴史的建造物の維持管理および維持管理の支援、町全体および町民の手による景観まちづくりに関する普及啓発活動、景観学習の実施、各地域や各種団体の手による景観まちづくり活動の支援などが想定されます。

そのため「(仮称)中標津町景観整備機構」は、現在活動している観光協会や建築士会、さまざまな産業の支援法人、NPOなどの協力を得ながら組織化を図っていきます。

これらの組織の参加を通じて、各々が行ってきた従来の活動を引き継ぎ、再定義し、連携を促すことで、新たな価値や公益的な活動を生み、動かす場ともなり得ます。

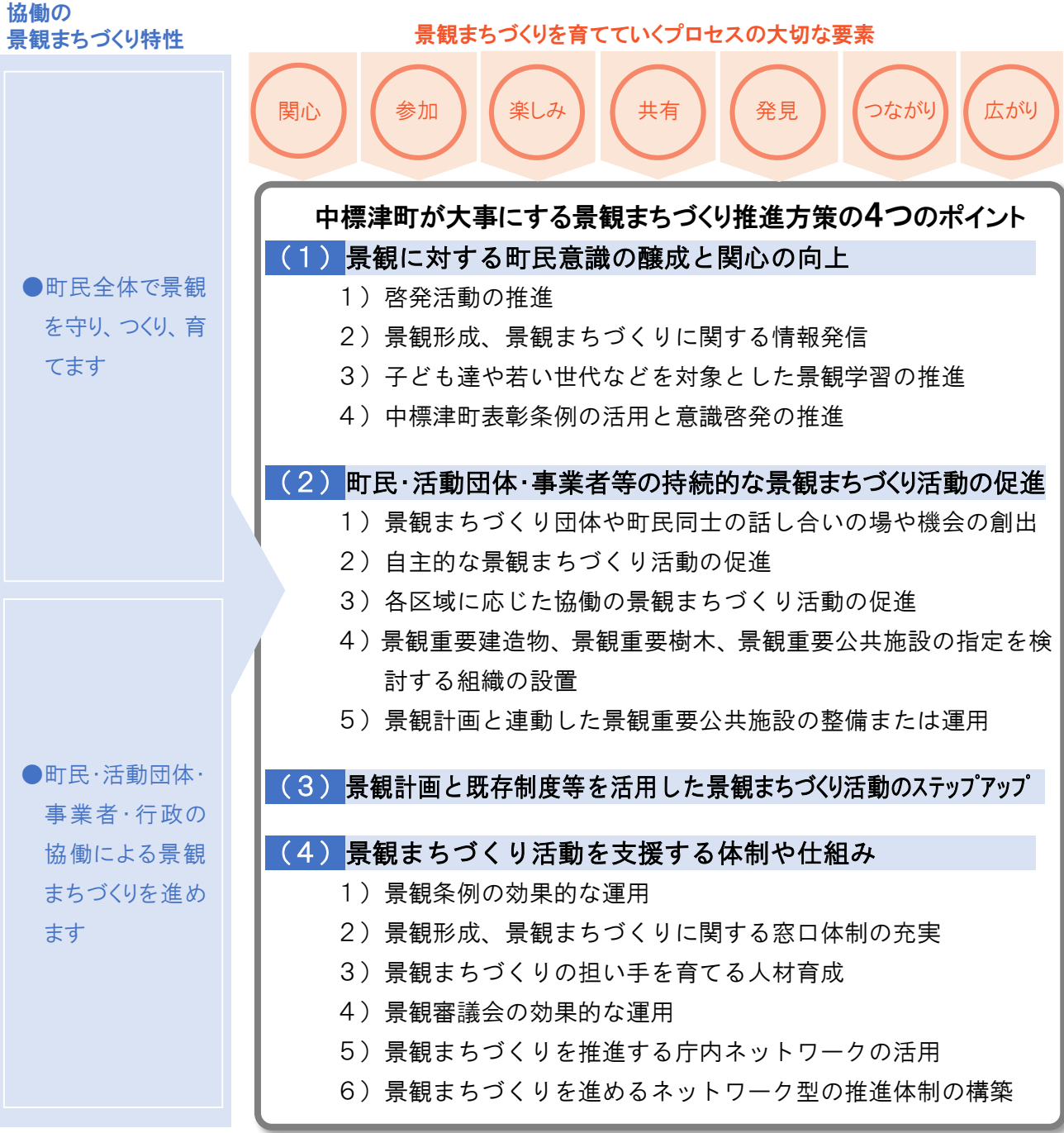
※中標津町は平成24年1月に「中標津町自治基本条例」が制定され、協働でまちづくりを進めています。



景観計画策定後のまち全体による景観まちづくりを推進していけるよう、中標津町における景観整備機構のあり方や景観整備機構指定要領も検討し、景観まちづくりを進めるしくみを整えていきます。

VII-2 景観まちづくりの推進方策

中標津町において今後も継続的に景観まちづくりを進めていくための具体的な「推進方策」は、以下のような方策を町民・活動団体・事業者・行政の協働により図っていきます。「推進方策」は、先の景観まちづくりの考え方(景観まちづくりを育てていくプロセス)を念頭に、「関心・参加・楽しむ・発見・共有・つながり・広がり」を大切にしたいものとします。



※「推進方策」の内容や分類については、策定委員会、関係団体ヒアリング、景観まちづくりワークショップ等で聴取した意見より整理しています。

(1) 景観に対する町民意識の醸成と関心の向上

1) 啓発活動の推進

中標津町の景観の魅力や景観形成に対する考え方を多くの住民や来訪者、事業者等に知ってもらい、景観に対する理解と関心を深めていくために、次のような啓発活動を促進します。

■関連する主体例

町民

活動団体

事業者

景観整備機構

行政

■推進方策の例

- ・中標津の暮らしぶり・歴史・景観等のPR媒体の作成
- ・景観まちづくりに関するフォーラム、講演会、情報交換会（景観まちづくり団体交流会）等の開催
- ・市街地景観、酪農景観といった町の魅力を味わう「まち歩きイベント」
- ・観光資産、歴史資産、古くからの生業を伝える樹木等を紹介する景観マップの作成
- ・（上記に関連して）Webサービスを活用した景観情報の公開 など



2) 景観形成、景観まちづくりに関する情報発信

中標津町の景観に関する情報を町民・来街者のほか、観光客や事業者等も気軽に入手できるよう、公共施設や観光交流拠点、ホームページなどを活用し、次のような景観に関連する情報の提供を推進します。

■関連する主体例

町民

活動団体

事業者

景観整備機構

行政

■推進方策の例

- ・中標津町の景観の紹介（景観マップ、歴史や生業に基づいた特徴的な景観・景観資源、地域の行事・祭事、各種イベント紹介など）
- ・景観の行政窓口に関すること
- ・「景観計画」や「景観条例」に関すること
- ・建築物・工作物等の届出手続き、景観形成基準に関すること
- ・協働の景観まちづくり活動の支援に関すること
- ・中標津町の景観形成に関わる景観まちづくり団体（NPO等活動団体ほか）に関すること など



3) 子ども達や若い世代などを対象とした景観学習の推進

まちの歴史や文化、中標津町の基幹産業である農業の歴史といった日々の営みの現れとなる景観の成り立ちを学び、理解することを促すことで、まちへの誇りや愛着の醸成、財産である景観を後世に引き継いでいくことができます。

これらを踏まえて、次代における中標津の景観形成および景観まちづくりの担い手となる、子ども達や若い世代に対して景観学習を推進します。

■関連する主体例

町民

活動団体

事業者

景観整備機構

行政

■推進方策の例

- ・小中学生を対象に、防風林や農業の歴史等を学ぶ景観学習の実施
- ・町内の貴重な生物相や防風林の大切さを学ぶ林業体験
- ・景観学習（郷土学習）への資源の活用 など



4) 中標津町表彰条例の活用と意識啓発の推進

中標津町では、町の経済、社会、文化等の発展に貢献した個人や団体の方々にたたえるため、「中標津町表彰条例」を設けています。表彰対象の中には、景観に関する取り組み（景観形成活動、歴史資産、動植物の保全・育成活動、緑化活動や維持管理、環境活動など）も含まれます。

道内でも先駆的に取り組まれてきた町民や活動団体、事業者等の景観まちづくりをさらに促進するため、同条例を活用して景観まちづくりに対する意識啓発を推進し、町民等の機運向上を図ります。

■関連する主体例

町民

活動団体

事業者

景観整備機構

行政

■推進方策の例

- ・中標津町表彰条例の活用



(2) 町民・活動団体・事業者等の持続的な景観まちづくり活動の促進

1) 景観まちづくり団体や町民同士の話し合いの場や機会の創出

中標津町では、町内活動のネットワーク化に向けた景観まちづくりの進め方について、ワークショップを複数回開き、町内各地で活躍している景観まちづくり団体が一緒になって検討しました。地域のまちづくりや景観に関する話し合いの場、活動の場が今後も広がっていく素養があります。

フォーラムにおいても町民の景観に対する関心や景観まちづくりへの参加意向が高いことが伺えます。

これからも町民参加による景観まちづくりを推進するため、景観まちづくりに対して自由に話し合える場（情報交換会、ワークショップなど）や機会の提供を積極的に図ります。

■関連する主体例



■推進方策の例

- ・景観まちづくりワークショップの継続的開催、拡大
- ・景観まちづくりに関するフォーラム
- ・各種町民活動が連携したネットワーク型の取組・活動の推進



2) 自主的な景観まちづくり活動の促進

既に中標津町内で活躍している景観まちづくり団体や、各個人の自主的な活動ひとつひとつが、中標津の景観形成、いきいきと住み続けられるまちの実現に寄与しています。

各種の取組・活動が将来にわたって持続的に行われていくよう、町民が景観やまちづくりに参画しやすい支援や入口となる機会の創出、活動団体の認定などで、個々の自主的な活動の促進を図ります。

■関連する主体例



■推進方策の例

- ・景観まちづくり活動団体の認定・登録制度の創設
- ・地域ごとの「協議会」や「ワークショップ」など、情報交換会の設置検討
- ・各地域街づくり協議会（都市計画マスタープラン）の活動促進
- ・公共施設、サイン等の計画づくりへの町民参加の推進
- ・河畔林、格子状防風林における生物分布のモニタリング
- ・河川の水質調査
- ・自然災害ハザードマップの見直し
- ・景観に関わるルールづくりの推進（景観協定、建築協定、地区計画） など



3) 各区域に応じた協働の景観まちづくり活動の促進

中標津町景観計画では、中標津町の良好な景観の形成のために必要な基準（景観形成基準）を設けています。そのうち、それぞれが異なる特徴を有する「8つの区域」ごとに景観形成基準を定めており、推進方策でも8つの区域別に景観まちづくり活動が促進されていくよう、以下のように推進方策を整理します。

※区域別の取組テーマや推進方策（案）の例の内容は、共通しているものがあります。

※取組テーマや推進方策（案）の例の内容や分類については、策定委員会、関係団体ヒアリング、景観まちづくりワークショップ等で聴取した意見より整理しています。

■関連する主体例



①開陽台周辺区域

■取組テーマや推進方策（案）の例

- ・防風林の適切な更新・施業
- ・耕地防風林の造成検討
- ・効率的な営農環境・活動に向けた、適切な作業動線の形成推進
- ・河畔林の維持、造成、標津川を含む支流の水質調査
- ・号線道路から見た眺望の評価
- ・来訪者に対する農村環境のマナー啓発 など



②空港周辺区域

■取組テーマや推進方策（案）の例

- ・市街地近郊の自然林の保全
- ・沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化(防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等)
- ・景観、防風等の機能面を考慮した特別措置等の検討による耕地防風林造成の検討
- ・河畔林の維持、造成、標津川を含む支流の水質調査
- ・号線道路から見た眺望の評価
- ・伐採木の木材利用促進・付加価値化の検討
- ・自然観察・景観学習や教育機会の創出 など



③国道 272 号バイパス沿いの区域

■取組テーマや推進方策（案）の例

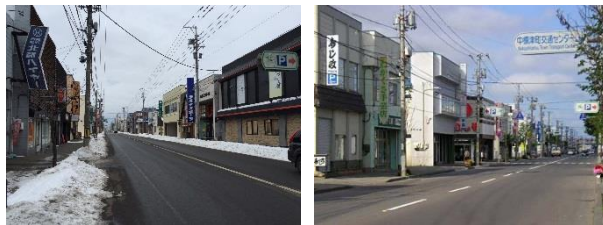
- ・ 自然環境・田園環境の保全
- ・ 沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化(防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等)
- ・ 従業員が働きやすい労働環境の整備
- ・ 商業施設や店舗前において、人々をもてなす設え・演出
- ・ 沿道に対して賑わいを表出させる設え（花・みどりの植栽など）
- ・ 沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・ 道路から見た眺望の評価
- ・ 清掃、環境美化活動
- ・ 公園施設、街路樹等の適切な維持管理 など



④中央通（道道 13 号）・大通（道道 69 号）沿いの区域

■取組テーマや推進方策（案）の例

- ・ 自然環境・田園環境の保全
- ・ 沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化(防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等)
- ・ 従業員が働きやすい労働環境の整備
- ・ 商業施設や店舗前において、人々をもてなす設え・演出
- ・ 空地の利活用および修景と緑化
- ・ 沿道に対して賑わいを表出させる設え
- ・ 沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・ 地域の風土にあった建築の検討
- ・ 維持管理しやすく、味わいのある建築素材や色彩等の検討
- ・ まちなか周遊、回遊ルートの整備検討
- ・ 地域特性を活用したツーリズムの振興
- ・ 清掃、環境美化活動
- ・ 公園施設、街路樹等の適切な維持管理 など



⑤中標津市街地中心区域

■取組テーマや推進方策（案）の例

- ・ 中心部の賑わいづくり
- ・ 空地の修景など有効活用
- ・ 商業施設や店舗前において、人々をもてなす設え・演出
- ・ 空地の利活用および修景と緑化
- ・ 沿道に対して賑わいを表出させる設え
- ・ 沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・ 敷地内の緑地や庭の適切な維持管理
- ・ 地域の風土にあった建築の検討
- ・ 維持管理しやすく、味わいのある建築素材や色彩等の検討
- ・ 歴史的建造物の適切な保全
- ・ 将来資産の発掘と評価
- ・ 歴史資産の観光資源としての活用検討
- ・ 交流・観光商品の開発検討
- ・ まちなか周遊、回遊ルートの整備検討
- ・ オール中標津産原材料による食品等の商品開発
- ・ 清掃、環境美化活動 など



⑥中標津市街地区域

■取組テーマや推進方策（案）の例

- ・ 自然環境・田園環境の保全
- ・ 河川および河畔林の適切な維持管理
- ・ 斜面林、屋敷林など身近な樹林地の保全
- ・ 敷地内の緑地や庭の適切な維持管理
- ・ 地域の風土にあった建築の検討
- ・ 維持管理しやすく、味わいのある建築素材や色彩等の検討
- ・ 住宅等における花・みどりづくりの推進
- ・ 歴史的建造物の適切な保全
- ・ 将来資産の発掘と評価
- ・ 清掃、環境美化活動
- ・ 公園施設、街路樹等の適切な維持管理 など



⑦計根別及びその他集落区域

■取組テーマや推進方策（案）の例

- ・自然環境・田園環境の保全
- ・耕地防風林の造成検討
- ・屋敷林の造成、身近な樹林地の保全
- ・効率的な営農環境・活動に向けた、適切な作業動線の形成推進
- ・沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・河畔林の維持、造成、標津川・当幌川を含む支流の水質調査
- ・号線道路から見た眺望の評価
- ・計根別市街地に点在する公共施設のネットワーク化による市街地の核づくり
- ・空地の利活用および修景と緑化
- ・歴史的建造物の適切な保全
- ・将来資産の発掘と評価
- ・地域の風土にあった建築の検討
- ・維持管理しやすく、味わいのある建築素材や色彩等の検討
- ・敷地内の緑地や庭の適切な維持管理
- ・住宅等における花・みどりづくりの推進
- ・清掃、環境美化活動
- ・公園施設、街路樹等の適切な維持管理
- ・来訪者に対する農村環境のマナー啓発 など



⑧自然・農村景観区域

■取組テーマや推進方策（案）の例

- ・防風林の適切な更新・施業
- ・耕地防風林の造成検討
- ・屋敷林の造成、市街地近郊の自然林の保全
- ・河畔林の維持、造成／標津川・当幌川を含む支流の水質調査
- ・希少種を含む生物調査及び保護
- ・号線道路から見た眺望の評価
- ・沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化（防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等）
- ・沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・歴史的建造物の適切な保全
- ・将来資産の発掘と評価
- ・歴史資産の観光資源としての活用検討
- ・地域特性を活用したツーリズムの振興
- ・交流・観光商品の開発検討 など



4）景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定を検討する組織の設置

中標津町景観計画では景観重要建築物、景観重要樹木の指定の方針、景観重要公共施設「景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項」を記載しています。中標津町に現存または未発掘の景観資源の維持、保全及び継承、その積極的な活用を図っていくことが、町民の財産である景観（暮らし、生業、歴史含む）を守り、つくり、育てていく景観形成大きな役割を果たします。

そのため、町民を交えて上記の指定から運用までを検討する組織を、景観整備機構の設立に先立った設置を推進します。

■関連する主体例



■推進方策の例

- ・景観計画に基づいた景観資源の指定と運用等について検討する組織の設置



5）景観計画と連動した景観重要公共施設の整備または運用

中標津町の景観を形成する上で特に重要な公共施設を景観重要公共施設に指定することで、自然・農村景観、まちなみ等に配慮した施設整備を行うことができます。

道内においてこれまでも積極的な景観施策を実施してきた中標津町が、法に基づく景観計画に即し、率先して施策や取組を進めていくことにより、様々な公共施設の管理者と連携・協力した公共施設の整備や運用を図っていくことにつながります。

■関連する主体例



■公共施設の管理者（※一部）

- ・河川：北海道、中標津町
- ・国道：国、道道：北海道、町道：中標津町、号線道路：国、中標津町
- ・格子状防風林：国、中標津町 など



(3) 景観計画と既存制度を活用した景観まちづくり活動のステップアップ

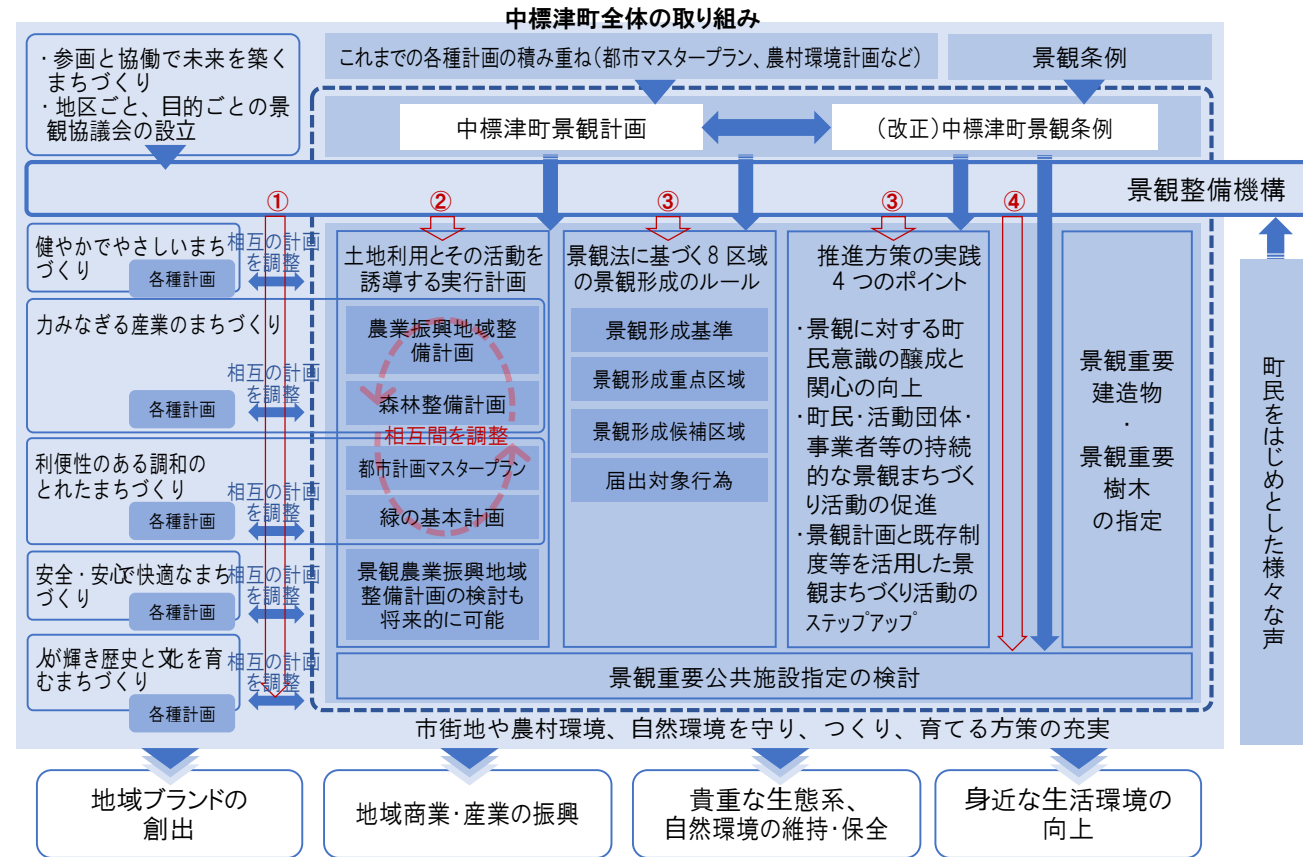
【景観計画の特徴】

中標津町景観計画は、地域の見え掛かりを優先し、従来以上に厳しく制限するものではありません。その特徴は町民の皆さんが時間をかけて育んできたまちづくりの成果、個々の健全な暮らしや営みが生み出す一つひとつの効果が目に見えた状態、またはそれらが結びつき広がりをもった状態を「景観」として理解する点にあります。

景観計画は、町全域を覆う土地利用とその活用を誘導する計画(都市計画マスタープラン、農業振興計画、森林整備計画など)において、「隣接する土地利用と齟齬が生じないような検討」を促す性格を有しています。さらに、より良い景観形成に取り組むため、町全域を8つの区域に分けて景観法に基づく景観形成のルールを、また地域で景観の価値を共有し、守り、つくり、育てるために4つの視点からなる「推進方策」を設けています。景観上重要な建造物や樹木、公共施設を指定することも可能です。

景観計画は、景観形成のルールや推進方策、指定対象物には、町民の皆さんの声をはじめ、多くの声を受け止められるような仕組みをつくりました。これらの声を、本町の第6期総合発展計画において「参画と協働で未来を築くまちづくり」、「健やかでやさしいまちづくり」、「力みなぎる産業のまちづくり」、「利便性のある調和のとれたまちづくり」、「安全・安心で快適なまちづくり」、「人が輝き歴史と文化を育むまちづくり」というテーマに分類された各種計画で適切に受け止め、調整、連動させます。多くの場合、計画を実際に推進するのは、中標津町景観計画と関連づいたさまざまな既往の計画となります。

このように景観計画は、市街地や農村環境、自然環境を守り、つくり、育てる方策を充実させ、町全体の調和をはかり、価値を高めていく中心的な特性を有しています。景観計画の策定後は、町民の皆さんが本町の景観の価値を共有し、その形成に参加していくことで、これまで以上にその景観の魅力を身近に感じられるでしょう。



①町民をはじめとしたさまざまな声の反映、②調整・支援、③実践面における協働、④指定に向けた調査・協働

景観計画と各種計画の調整機能および、まち全体の価値を高める考え方
※ I-3「景観計画及び景観条例の位置づけと可能性」に記した4つのまち全体の価値

【景観まちづくりとこれまでの計画】

中標津はI-3で述べたように、平成6年に施行された中標津町景観形成ガイドプランを皮切りに、全町を対象とした平成9年に施行された景観条例、町の総合発展計画、中標津町まちづくりガイドプラン、携帯電話中継基地や太陽光パネルの設置にかかる指導指針、市街地では都市計画マスタープランと緑の基本計画、農業地域では農村環境計画、開陽台景観形成重点地区の指定、全町の農業地域の景観的価値を等しく認めた文化的景観保存活用モデル事業、その後の10年をまちづくりの面から文化的景観を捉えたNPO活用の支援を継続してきました。

本景観計画はこれらの取り組みを網羅するものであり、景観まちづくりによる将来の展望を示すものです。下記に述べる既存制度や計画を活用し、一層の効果を得ることができます。

【既存制度との連携】

上記を踏まえて、景観まちづくり推進方策の実践を後押しできるよう、景観法に加えて中標津町が運用する制度やその他関連する既存制度も活用し、より効果的に町民・活動団体・事業者等の景観まちづくりが進められるよう支援していきます。

■関連する主体例



■景観まちづくりに関わる既存制度および支援制度の活用

- ・景観法制度に基づく、景観協定、景観協議会、景観整備機構の創設等の活用
- ・都市計画手法である、用途地域、地区計画、景観地区、準景観地区等の活用
- ・地域独自のルールとなる、建築協定、緑地協定等の締結
- ・登録有形文化財制度の活用
- ・文化的景観保存調査結果を活用した文化的景観保存計画の検討
- ・その他、各種支援制度の活用 など

(4) 景観まちづくり活動を支援する体制や仕組み

1) 景観条例の効果的な運用

「中標津町景観計画」に掲げる景観形成基準や推進方策等を総合的に推進していくため、計画の策定と併せて改訂した「中標津町景観条例」の効果的な運用を図ります。

■関連する主体例



2) 景観形成、景観まちづくりに関する窓口体制の充実

景観に関する窓口となる専門部署の設置を検討するとともに、町民や事業者等の景観に対する相談・情報提供などの窓口機能の充実を図ります。

■関連する主体例



■推進方策の例

- ・(仮称) 景観まちづくり相談員の認定・設置検討 など

3) 景観まちづくりの担い手を育てる人材育成

景観学習と併せて、継続的に景観まちづくりの担い手が育つよう、未就学児から高校生までを対象とした人材育成のプログラムづくりや実践を図ります。

セミナーやミニプロジェクトの企画・実施等の充実、地域の景観まちづくりに対する未就学児・中学生・高校生の参加などを推進します。また、景観行政を担う行政職員の意識の向上や人材の育成を図ることも大切です。

■関連する主体例



■推進方策の例

- ・景観学習（郷土学習）の推進
- ・(仮称) 景観まちづくり相談員の育成
- ・景観整備機構の創設に併せた人材育成プログラムの構築 など



4) 景観審議会の効果的な運用

景観審議会は、学識経験者、町民、関係団体、行政等で構成され、景観計画の変更、景観条例の変更、景観重要公共施設や景観重要建造物および樹木の指定、景観重点候補区域の指定、建築等の行為に関する勧告や命令など、中標津町の景観行政に関わる事項を審議する組織です。今後、景観行政を推進していくうえで、景観計画に基づき良好な景観形成に関する事項について適宜・適切に調査・審議を行うなど、適切な運用を図ります。

■関連する主体例



○将来的な方向性：町民の多様な視点を取り入れる景観審議会の形成

- ・現行の景観審議会をベースとしながら、景観整備機構等（景観まちづくりに関わる各種団体が基盤となった組織）も参画し、町民の多様な視点による景観審議会を形成、開催していくことが大切です。
- ・景観整備機構等が関わることにより、きめ細やかな届出協議や審査が可能となるなど、景観審議会の仕組みの効果を高めていくことにつながります。



5) 景観まちづくりを推進する庁内ネットワークの活用

「中標津町自治基本条例」制定と「第6期中標津町総合発展計画」策定の過程で、中標津町はすべての計画※1を一元的に把握し、庁内で共有しました。本景観計画策定にあたって設置した庁内推進会議では今後、これらの計画を精査し、地域の整備にかかわる面を調整し、調和のとれた中標津の景観形成に向けた調整を図ります。

※1：第6期中標津町総合発展計画において、中標津町は全ての計画を網羅し、「参画と協働で未来を築くまちづくり」、「健やかでやさしいまちづくり」、「力みなぎる産業のまちづくり」、「利便性のある調和のとれたまちづくり」、「安全・安心で快適なまちづくり」、「人が輝き歴史と文化を育むまちづくり」の6つのテーマに分類し、全ての計画の策定期間を把握した。

■関連する主体例



6) 景観まちづくりを進めるネットワーク型の推進体制の構築

まちに誇りと愛着を持ち、いきいきと住み続けられる持続可能なまちを目指していくには、町民、活動団体、事業者、行政の協働による景観まちづくりが必要不可欠です。

特に中標津町の各景観まちづくり団体は、これまでも中標津町の景観形成やまちづくりの推進に大きく貢献し、現在もその推進役として活躍しています。

本景観計画をきっかけに、各団体の連携・協力を深めていくことで、団体が持つ固有のノウハウや情報、人材等を共有・活用していくことができます。上記の目指す姿を見据えながら、中標津町全体の景観まちづくりを底上げし、団体同士が連携した活動を行うことで相乗効果を創出できるよう、ネットワーク型の推進体制の構築を進めます。

ネットワーク型の推進体制の構築においては、景観法にもとづく景観整備機構の制度活用を図ります。

■関連する主体例

